立ちどまらない保険。
三井住友海上あいおい生命
MS&AD INSURANCE GROUP

2014

三井住友海上あいおい生命の現状

Mitsui Sumitomo Aioi Life Insurance Disclosure

日本橋八重洲ビル

会社概要　2014年3月31日現在

社　　名：	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
英 文 名 称：	Mitsui Sumitomo Aioi Life Insurance Company,Limited
設　　立：	1996年（平成8年）8月8日
資　本　金：	355億円
従 業 員 数：	2,421名
本社所在地：	東京都中央区日本橋3丁目1番6号
U　R　L：	http://www.msa-life.co.jp

＊本冊子は「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。

目　次

トップメッセージ …… 2

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループについて …… 4
MS&ADインシュアランス グループのコーポレート・ガバナンス体制 …… 6
MS&ADインシュアランス グループのCSR …… 7
Next Challenge 2017（MS&ADインシュアランス グループ　中期経営計画）…… 8

経営について

代表的な経営指標 …… 14
三井住友海上あいおい生命　中期経営計画 Next Challenge 2017 …… 24
三井住友海上あいおい生命　行動憲章 …… 26
情報開示方針 …… 28
反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 …… 28
利益相反取引の管理について …… 29
コーポレート・ガバナンス体制 …… 30
内部統制システムに関する方針 …… 31
コンプライアンス（法令等遵守）の体制 …… 32
ERM経営推進の取り組み …… 33
リスク管理の取り組み …… 33
監査体制 …… 36
個人情報の取り扱い …… 37
お客さま満足度向上に向けた取り組み …… 38
金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）について …… 44
当社の勧誘方針 …… 45
生命保険契約者保護機構について …… 46
NEWワーク・スタイルについて …… 48

商品・サービス

商品トピックス …… 50
お客さまに医療情報をお伝えする活動 …… 51
ご契約時のご案内 …… 53
商品ラインアップ …… 58
サービストピックス …… 63
ご契約後のサービス・情報提供 …… 64
保険金等支払管理態勢とお支払い状況 …… 68
代理店教育・研修 …… 71
FC社員・LIM社員について …… 72

CSR活動

社会貢献活動 …… 74
スポーツ振興 …… 76
環境問題への取り組み …… 77

会社データ

目次 …… 80
会社データ …… 82

Top Message

トップメッセージ

日頃より三井住友海上あいおい生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

2013年度を振り返って

2013年度のわが国経済は、政府の経済政策による景気回復への期待などを背景に、個人消費が拡大するなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

生命保険業界におきましては、少子高齢化の進行や医療技術の進歩に伴って、生命保険に対するお客さまのニーズが多様化しており、よりきめ細かな商品・サービスの提供等、一層の企業努力が求められています。

このような情勢の中、当社は、「中期経営計画（2011年度～ 2013年度）」の最終年度を迎え、「業界トップ水準の品質と持続的な成長と収益力の向上」の実現に向けて取り組んできました。

品質向上の取り組みとしては、募集活動のプロセスを抜本的に見直す「募集プロセス改革」の一環として、お客さまの利便性向上のためにお申込みと告知をいただいた時点で保障を開始する「初回保険料後払制度」の取り扱いを2013年4月から開始しました。わかりやすい手続きの導入と、契約引受事務の一層の迅速化を通じて、お申込みからご契約成立までの期間をさらに短縮しました。
また、生命保険の根幹である保険金・給付金支払についても、「保険金等支払の正確さ」に加えて、システムの改善等により「支払い手続きの迅速化」を進め、お支払いまでの期間をさらに短縮しました。

お客さま満足度を間接的に表す「契約継続率」についても、引き続き高い水準を維持しています。

商品・サービスの強化としては、2013年12月に、合併後初の大型商品となる「&LIFE 新医療保険A（エース）」を発売しました。充実した入院保障やお客さまのニーズにお応えする多様な特約を選択可能とした商品性が高く評価され、発売開始から4ヵ月あまりで申込件数10万件を突破しました。

このような取り組みにより、当社は引き続き順調に業績を伸ばし、個人保険および個人年金保険の保有契約件数は259万件超、保有契約高は対前年度末比5.1％増の21兆1,050億円となりました。また、生命保険会社における保険金等支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は1,264.9％と、引き続き高い健全性を維持しています。

これもひとえに皆さまの永年にわたるご愛顧の賜物と心より厚く御礼申し上げます。

2014年度の取り組み

当社は新たに2014年度から2017年度までの4年間を計画期間とした中期経営計画「Next Challenge 2017」を策定しました。

合併以降、早期の「融合」を実現し基礎固めをした当社が「大きな進化・発展」を実現する次なるステージに向けて、3つの「目指す姿」を掲げました。

○お客さま目線で、最高品質の商品・サービスを提供する
○グループ中核生保会社として、飛躍的な成長と持続的な収益向上を実現する
○社員一人ひとりが自ら考えチャレンジし、会社とともに成長する

「目指す姿」の実現に向けて、販売基盤の一層の拡充、多様なお客さまニーズにお応えする商品・サービスの提供、先進的な事務システムの構築による正確・迅速でわかりやすい事務フローの実現等を通じて、業界トップ水準の品質と飛躍的な成長を目指します。

2014年度にはMS&ADインシュアランス グループの一層の成長と効率化の実現に向けた「機能別再編」も加速します。グループの第三分野長期契約の商品供給機能は2014年4月に当社に一元化され、これによりグループの顧客基盤、販売基盤を活用して、第三分野商品を販売することが可能になりました。グループ全体で総合力を発揮することで、一層のお客さま満足度・成長力・収益力の向上を実現します。

こうした取り組みを着実に積み重ねることにより、MS&ADインシュアランス グループの成長領域を担う中核生命保険会社として、お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指してまいります。

今後とも、当社を引き続きご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2014年7月

三井住友海上あいおい生命保険株式会社　取締役社長　市原等

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループは、三井住友海上グループ、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社が2010年4月に経営統合し、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下、「MS&ADホールディングス」)を持株会社として、発足しました。
グループ発足後、経営統合の第一段階として、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社の合併、三井住友海上きらめき生命保険株式会社とあいおい生命保険株式会社の合併、シェアードサービスの統合などを進め、グループ経営の効率化を図ってきました。
また、経営統合の第二段階として、グループ全体での「成長」と「効率化」の実現、多様化するお客さまニーズへの対応およびガバナンスの強化を目的として、グループの中核損保である三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を中心に、機能別再編に取り組んでいます。
MS&ADインシュアランス グループは、経営ビジョンである「持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループの創造」に向けて、グループを挙げ、スピード感をもって取り組みを展開していきます。

MS&ADホールディングスが2014年10月に移転する東京住友ツインビルディング(新川ビル)

MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

MS&ADインシュアランス グループの目指す企業グループ像を明確にするため、経営理念、経営ビジョン、行動指針を次のとおり定めています。

経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針(バリュー)

お客さま第一	CUSTOMER FOCUSED カスタマー・フォーカス	わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
誠　実	INTEGRITY インテグリティ	わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
チームワーク	TEAMWORK チームワーク	わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
革　新	INNOVATION イノベーション	わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
プロフェッショナリズム	PROFESSIONALISM プロフェッショナリズム	わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

グループの構成

MS&ADホールディングスは、直接出資する5つのグループ国内保険会社(三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井ダイレクト損保、三井住友海上あいおい生命、三井住友海上プライマリー生命)と7つの関連事業会社(インターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&ADシステムズ、MS&AD事務サービス、MS&AD基礎研究所、安心ダイヤル)を有する上場持株会社です。

【グループ構成図】 (2014年7月1日現在)

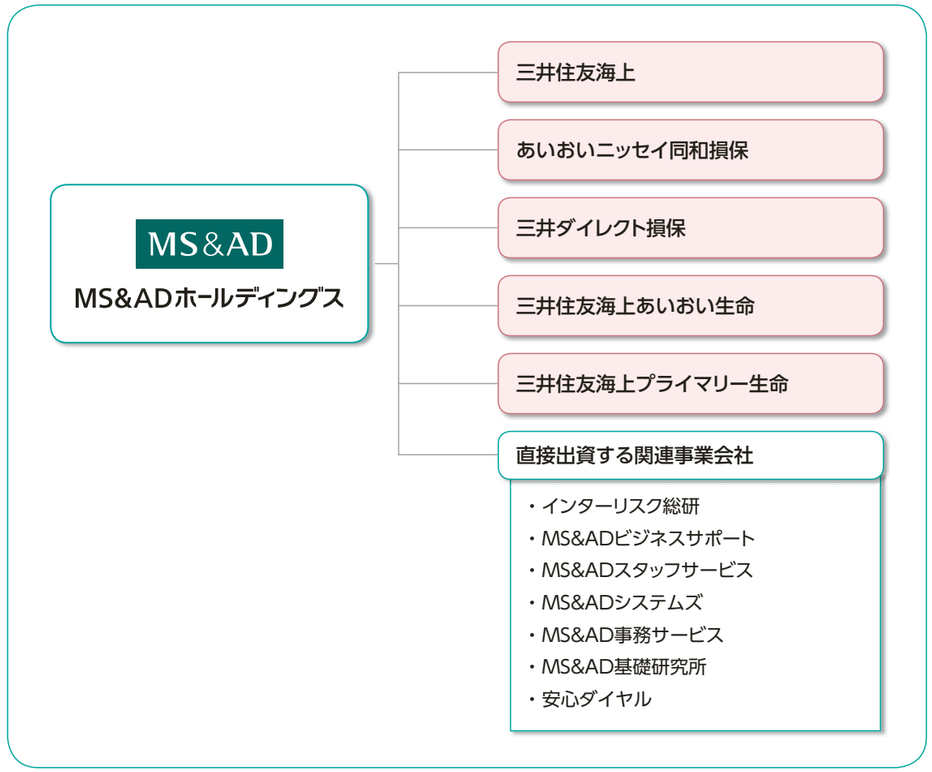

グループの規模

(2014年3月31日現在)

ネットワーク	連結従業員数	連結経常収益	連結総資産
国内拠点(※1) 260部支店 1,085課支社 海外拠点(※2) 39カ国・地域	37,055人	4兆3,627億円	16兆8,781億円

(※1) 2014年4月1日現在。直資の国内保険会社営業拠点単純合算値
(※2) 2014年7月1日現在

MS&ADインシュアランス グループのコーポレート・ガバナンス体制

基本的な考え方

MS&ADホールディングスは、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念」のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

MS&ADホールディングスは、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。
また、執行役員制度を導入し、経営意思決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行を担う「執行役員」の役割を明確化して、グループ経営管理の強化を図っています。加えて、経営から独立した社外人材の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、取締役13名(男性12名、女性1名)のうち4名、監査役5名(男性5名)のうち3名を社外から選任しています。また、取締役会の内部委員会として「人事委員会」「報酬委員会」を設置し、委員の過半数および委員長を社外取締役としています。

グループ経営管理体制

MS&ADホールディングスは、直接出資するグループ国内保険会社5社および直接出資する関連事業会社7社との間で経営管理契約等を締結し、適切な経営管理体制を構築しています。
グループ国内保険会社の事業に関する情報を直接かつ迅速に入手することは、グループ経営の円滑な運営に資すると考えることから、MS&ADホールディングスの社内取締役の多くは、グループ国内保険会社の取締役を兼務しています。また、MS&ADホールディングスのグループ経営会議には、議事に応じてグループ国内保険会社の役員も出席しています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要
〈MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社〉　(2014年7月1日現在)

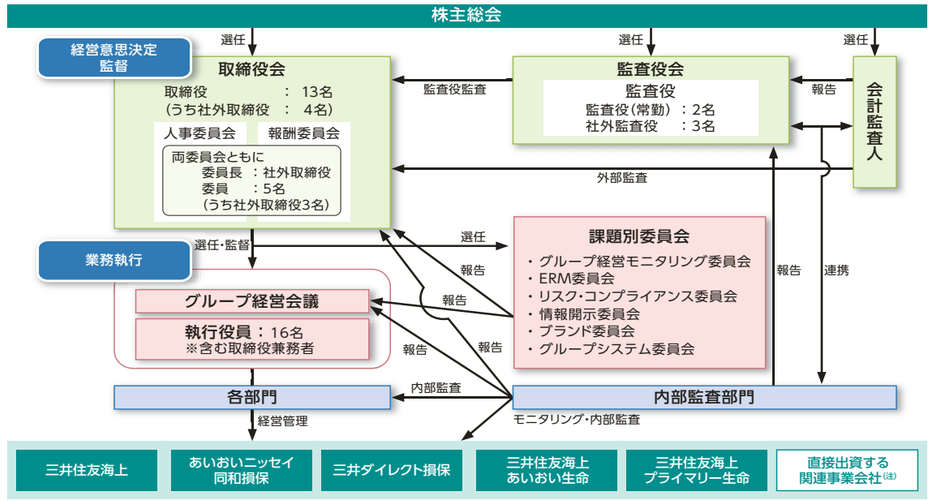

(注)関連事業会社は、インターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&ADシステムズ、MS&AD事務サービス、MS&AD基礎研究所、安心ダイヤルの7社です。

MS&ADインシュアランス グループのCSR

グループのCSR取り組みの考え方

すべての事業活動を通じて、ステークホルダーに対する社会的責任を果たします。
○経営理念(ミッション)・経営ビジョン・行動指針(バリュー)をよりどころとします。
○コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理、情報開示、人権尊重、環境保全を原則とします。
○お客さま、株主、代理店、取引先、社員、環境、地域社会・国際社会をステークホルダーとします。

【MS&ADインシュアランス グループの目指す姿】

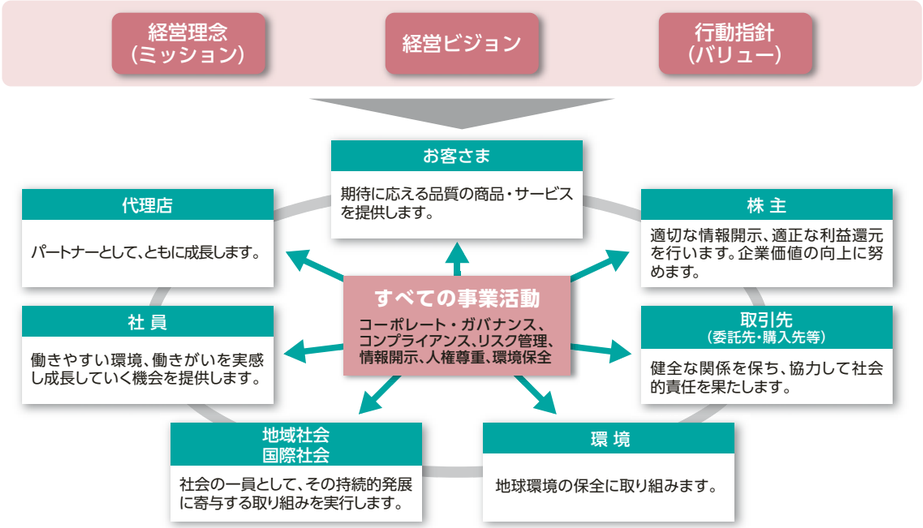

グループCSR取り組みの柱(重点課題)

新中期経営計画「Next Challenge 2017」のグループ基本戦略に基づき、CSR取り組みの柱を定め、グループ共通の重点課題として取り組みます。

■ **商品・サービスの品質向上を通じた信頼の獲得**
お客さまを中心としたステークホルダーとのコミュニケーションを基軸に、商品・サービスの品質向上や業務の改善を進め、信頼を獲得します。

■ **商品・サービスの品質向上を通じた社会的課題解決への貢献**
社会的課題(地球環境保全、防災・減災・事故防止、少子高齢化等)の解決に貢献する商品・サービスの改善・開発や、事業活動に伴い発生する環境負荷の軽減、生物多様性の保全を進めます。

Next Challenge 2017 （MS&ADインシュアランス グループ　中期経営計画）

世界トップ水準の保険・金融グループの実現に向けて

MS&ADインシュアランス グループは、2014～2017年度を計画期間とする新中期経営計画「Next Challenge 2017」をスタートさせました。この4年間を「統合の進化・発展期間」と位置付け、前半2年間（ステージ1）を「機能別再編実施を中心とした、一層の飛躍のための態勢強化期間」、後半2年間（ステージ2）を「再編効果を含めた飛躍実現期間」としています。

計画期間

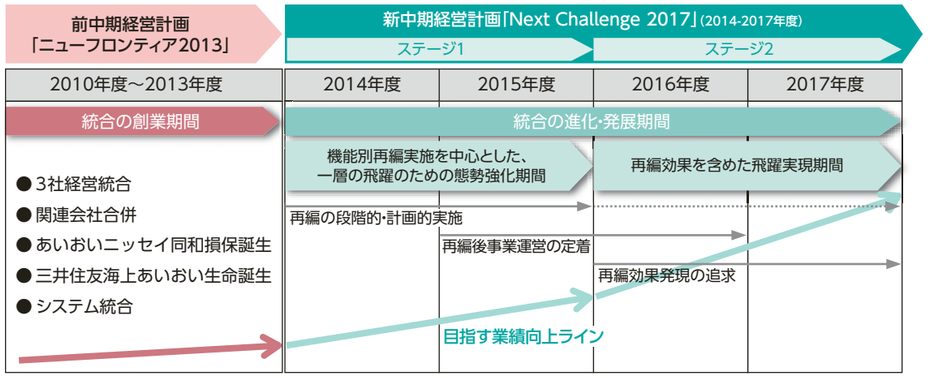

経営数値目標

目標項目	前中期経営計画 ニューフロンティア2013 2013年度実績	新中期経営計画 Next Challenge 2017 2015年度目標	2017年度目標
グループコア利益(注1)	948億円	1,200億円	1,600億円
国内損保事業	478億円	760億円	1,000億円
国内生保事業	244億円	130億円	160億円
海外保険事業	180億円	270億円	390億円
金融サービス事業/リスク関連サービス事業	44億円	40億円	50億円
連結正味収入保険料	2兆8,095億円	3兆円	3兆1,000億円
損保コンバインドレシオ	98.2%	95%水準	95%以下
三井住友海上あいおい生命EV増加額	916億円	400億円超	450億円超
グループROE (注2)	4.5%	5.4%	7.0%

(注1)グループコア利益 ＝ 連結当期利益 － 株式キャピタル損益（売却損益・評価損） － クレジットデリバティブ評価損益
－ 特殊要因（特別損益等） ＋ 非連結グループ会社持分利益
(注2)グループROE ＝ グループコア利益 ÷ 連結純資産（期初・期末平均、除く少数株主持分）

グループ基本戦略

MS&ADインシュアランス グループは、成長の持続、健全性の確保、および収益性と資本効率の向上を基軸に、グループ全体としての企業価値を拡大させていきます。

推進ドライバー

- 機能別再編の完遂
- グループガバナンスの強化とERM経営の推進
- 環境変化に合わせた事業構造の変革
- プロフェッショナルとしてチャレンジする企業文化の浸透と人財の育成

機能別再編の完遂

業界初のビジネスモデルにチャレンジする「機能別再編」は、三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上あいおい生命および持株会社が中心となってやり遂げ、成長と効率化を同時実現し、目指す目的を達成します。

グループ保険会社	• 経済成長を戦略的に取り込み、不断の品質向上取り組み、特長・強みを活かした成長戦略によるお客さま支持の拡大および収益改善取り組みの推進により、持続的成長を実現します。
関連事業会社	• 統合シナジーの本格発揮により、現状を超える水準で各々の役割を果たすための態勢・基盤を整備します。
持株会社	• グループ会社に対する経営管理態勢を拡充し、機能を発揮してグループガバナンスを強化するとともにERM経営をリードします。
グループ	• グループとして、資本効率が高く成長性のある事業・領域への新規投資を実施します。 • グループ全社を挙げて、人財育成と役割の変革・高度化による組織生産性の向上を推進します。 • ステークホルダーとのコミュニケーションを基軸に、商品・サービスの品質向上を通じ信頼を獲得するとともに、社会的課題の解決に貢献します。

ERM経営の推進

リスク・リターン・資本のバランスを勘案した、フォワードルッキングなERM経営を推進します。
○リスク選好の枠組み、ORSAプロセスを活用したERMサイクルの構築による経営管理を進めます。
○リスク管理の一段の高度化を図り、国際的な資本規制・監督強化に対応します。

【グループ基本戦略の全体像】

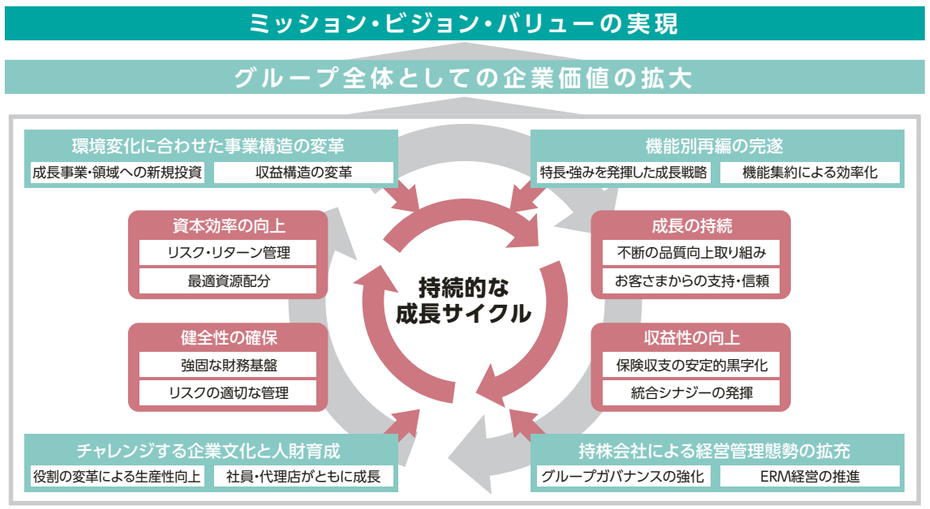

MS&ADインシュアランス グループの機能別再編

MS&ADインシュアランス グループは、過去に例のないスタイルによるグループ内再編に挑戦し、スピード感をもって、一段の進化を図っていきます。この機能別再編を通じ、以下の3つを実現し、グループの持続的な成長と企業価値の拡大を実現します。

①グループ全体での「成長」と「効率化」の実現
②多様化するお客さまのニーズへの対応を図るため、中核損保2社(三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保)の特長を最大限発揮
③持株会社を中心としたグループガバナンス態勢の強化

【全体図】

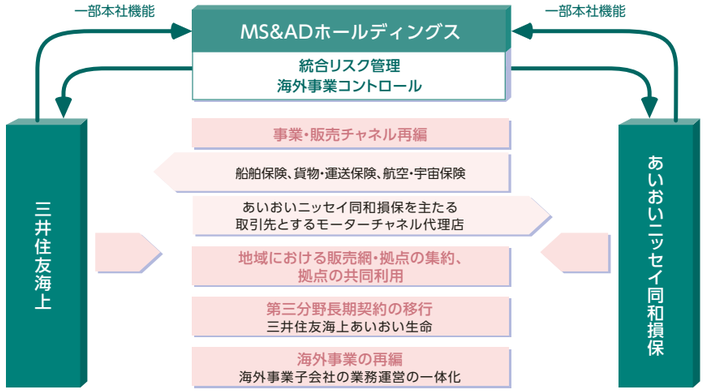

【機能別再編計画】

再編項目	内　容	スケジュール
事業・販売チャネル再編	①船舶保険、貨物・運送保険、航空・宇宙保険を三井住友海上へ移行 ・商品供給機能を三井住友海上に一元化し、あいおいニッセイ同和損保の契約を三井住友海上に移行します。 ・スケールメリットを活かすことで、これまで以上に優位性のある商品・サービスをお客さまに提供します。 ②あいおいニッセイ同和損保を主たる取引先とする三井住友海上モーターチャネル代理店の取扱い保険契約をあいおいニッセイ同和損保へ移行 ・あいおいニッセイ同和損保を主たる取引先とする三井住友海上のモーターチャネル代理店については、取扱い保険契約をあいおいニッセイ同和損保に移行します。 ・グループ内の重複対応を見直すとともに代理店の支援体制を強化し、モーターチャネル代理店を通じてご契約いただくお客さまに対して、より高品質な商品・サービスを提供します。 ※モーターチャネル代理店とは、整備工場、中古車販売等の代理店をいいます。	船舶保険、航空・宇宙保険 2014年4月～ 貨物・運送保険 2014年10月～ 2014年10月～
販売網・拠点(事務所)の集約、拠点の共同利用	・三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保が全国に展開する拠点(事務所)は、両社でより効率的に幅広い地域をカバーできるよう配置を見直します。その際、該当地域に所在する代理店が取り扱う保険契約は、見直し後の拠点を有する保険会社に移行します。 ・拠点のネットワークを見直すことにより、お客さまのより近くで、よりご安心いただける体制を強化します。また、両社で商品の共同開発やサービスの共同利用を進め、今まで以上に特長ある商品・サービスをお客さまに提供します。 ・両社の拠点ビルが近接する場合には、同一のビルへの入居を進めます。	2015年4月～ (一部地域は2014年10月～先行実施) 2013年10月～
第三分野長期契約を三井住友海上あいおい生命へ移行	・商品供給機能を三井住友海上あいおい生命に一元化します。 ・マーケット構造の変化、医療技術の高度化等に迅速に対応した商品・サービスの開発力を強化し、よりお客さまにご満足いただける商品を提供します。	新規契約移行 2014年4月～ 保有契約業務委託 2015年1月～
海外事業の再編	・日系企業に関する事業を三井住友海上に集約し、あいおいニッセイ同和損保はトヨタディーラーを中心とする海外事業を展開します。 ・海外事業ネットワーク(39ヵ国・地域)の優位性を活かし、増加する海外進出企業へのサポートを強化します。	2014年4月～
本社機能の再編とMS&ADホールディングスのガバナンス強化	・三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保2社の本社機能の一部を持株会社に集約し、持株会社によるガバナンス体制をさらに強化します。	2013年10月～

ERM経営の推進

MS&ADインシュアランス グループは、ERM経営を推進し、グループが保有するリスクを全社的視点で定量的・定性的に把握します。その特性を踏まえ、「リスク」「リターン」「資本」をバランスよくコントロールしたリスク選好にもとづく経営資源の配分を行い、「健全性」を基盤に「成長の持続」と「収益性・資本効率の向上」を実現し、企業価値の拡大を目指します。

【ERMサイクル】

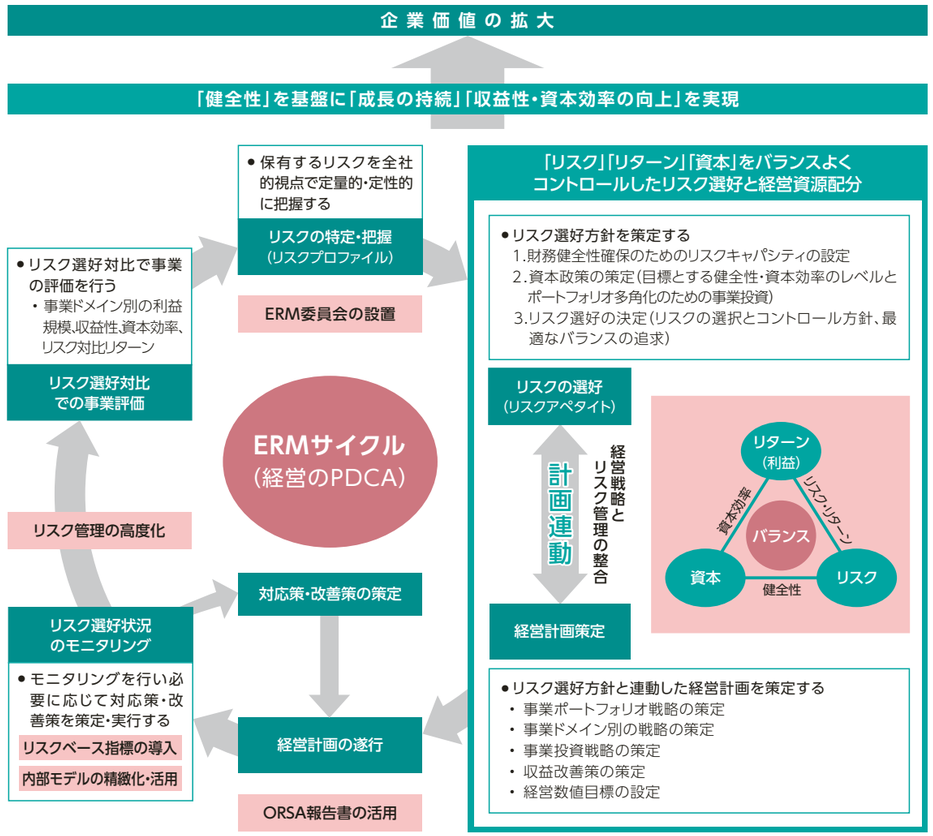

【用語解説】

ERM (Enterprise Risk Management)
企業等が業務遂行上のすべてのリスクに関して、組織全体の視点から統合的・包括的・戦略的に把握・評価し、企業価値等の最大化を図る統合的リスク管理のことです。

リスクベース指標
取得しているリスクに対して、どれだけのリターンが得られているかを示す指標で、リスク調整後のリターンを測ります。

リスクの選好(リスクアペタイト)
保険会社が自らの意思で決定する目指すべきリスク・リターン・資本のバランスを定義するものです。
どのようなリスクをどの程度とるかといった、リスクの取得方針を表しています。

ORSA (Own Risk and Solvency Assessment)
リスクと支払い余力の自己評価であり、現在直面している、または将来直面する可能性のあるリスクを認識し、定性的、定量的に評価しソルベンシー水準の十分性を確認するプロセスのことです。

事業ドメインごとの戦略

MS&ADインシュアランス グループでは、国内損害保険、国内生命保険、海外、金融サービス、リスク関連サービスを事業ドメインとし、それぞれの事業を拡大することにより、グループとして成長していきます。

国内損害保険事業	● 三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、事業コンセプトを明確化し、機能別再編を実行します。 加えて、保険引受収支の安定的黒字化、システム統合による業務プロセス革新および個社効率化施策の実施により、事業基盤を強固にし、国内トップの成長と効率的経営による収益力強化を実現します。 ● 三井ダイレクト損保とあわせ、グループ全体で多様なお客さまニーズへの対応を万全にし、国内No.1損保グループの地位を確保します。
国内生命保険事業	● 保障型商品と資産形成型商品の両分野をバランスよく展開し、業界トップレベルの成長性を維持します。 ● 適切な商品ポートフォリオにより収益性を向上させ、財務基盤を強化し、グループの利益拡大に貢献します。
海外事業	● 機能別再編により、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の強みを発揮した成長戦略を推進し、規模を拡大します。 ● 効率的な事業運営により収益性を向上させ、利益拡大に貢献するとともに、事業リスク・保険引受リスクの分散に寄与します。 **損害保険事業** 三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の海外拠点の業務について、一体的運営体制を構築することにより、管理コストを削減します。 **生命保険事業** 合弁・提携生保社の収益力向上に向けた経営関与、技術・ノウハウ支援を強化します。
金融サービス事業	● 多様化するお客さまニーズに対して、グループの特長を活かした新たな金融商品・サービスを開発・提供して、保険・金融グループとしての総合力を発揮します。
リスク関連サービス事業	● グローバルなリスク・ソリューション・サービス事業を展開し、保険事業とのシナジーを発揮させます。

代表的な経営指標

代表的な経営指標について、2013年度の状況は以下のとおりです。
なお、本項目においては、注釈がない限り、2011年度の数値は、2011年4月～9月までの旧三井住友海上きらめき生命・旧あいおい生命2社の業績の合算値と三井住友海上あいおい生命の2011年10月～2012年3月の数値を合算して記載しています。
また、2010年度以前の数値は、上記合併前2社の業績の合算値を記載しています。

お客さまの数（保有契約件数）

259.3万件（個人保険・個人年金保険）

当社の2013年度末の保有契約件数（個人保険・個人年金保険）は、2012年度末の244.6万件から6.0%増加し、259.3万件になりました。

【お客さまの数の推移】

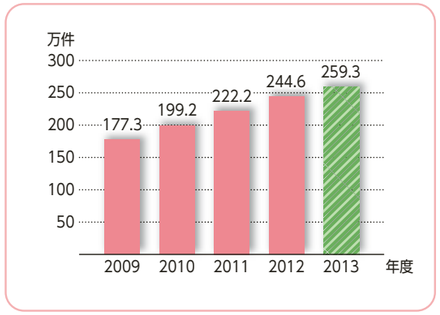

保有契約高

21兆**1,050**億円（個人保険・個人年金保険）

「保有契約高」とは、個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額であり、生命保険会社の規模を表す指標の一つです。（たとえば個人保険では、死亡時の支払金額等の総合計額を表します。）
当社の2013年度末の保有契約高（個人保険・個人年金保険）は、2012年度末の20兆746億円に比べ5.1%増加し、21兆1,050億円となりました。
団体保険を含む保有契約高は、26兆2,300億円となりました。

【保有契約高の推移】

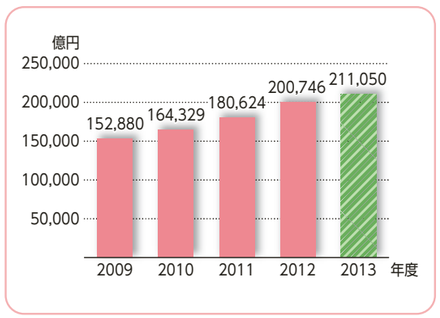

保有契約年換算保険料

3,358億円（個人保険・個人年金保険）

当社の2013年度末の保有契約年換算保険料は、2012年度末の3,197億円から5.1%増加し、3,358億円になりました。

【保有契約年換算保険料の推移】

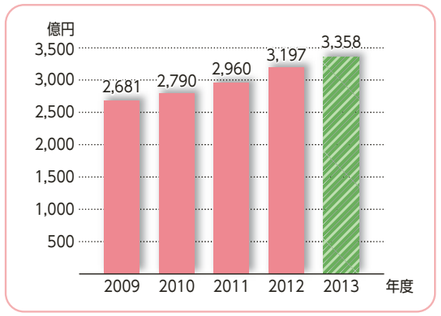

基礎利益と経常利益

基礎利益 **153**億円　経常利益 **174**億円

「基礎利益」とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の「営業利益」や、銀行の「業務純益」に近いものです。
保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や資産運用による収益から保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。
なお「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものが「経常利益」となります。
（詳細については、115ページに掲載しています「V.10.経常利益等の明細（基礎利益）」をご参照ください。）

経常利益 174億円	=	基礎利益 153億円	＋	キャピタル損益 39億円	＋	臨時損益 △18億円

当期純損益

66億円

責任準備金等繰入額の減少等により2012年度に比べ62億円増加の66億円の当期純利益となりました。

資本金

355億円

当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社が100%出資する子会社であり、2013年度末の資本金の額は、355億円です。

総資産

2兆**6,360**億円

2012年度末の2兆4,362億円から8.2%増加し、2013年度末の総資産は、2兆6,360億円です。

有価証券残高

2兆**2,855**億円

総資産に占める有価証券残高の比率は86.7%です。有価証券残高のうち96.0%にあたる2兆1,950億円を国債・地方債・社債で運用しています。(135ページに「VI.4. (1)①ロ.当社の運用方針」、142ページに「VI.4. (12)有価証券明細表」をそれぞれ掲載していますので、ご参照ください。)

貸付金残高

494億円

総資産に占める貸付金残高の比率は1.9%であり、また、いわゆる不良債権に該当するものはありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。(109ページに「V.5.債務者区分による債権の状況」、「V.6.リスク管理債権の状況」を掲載していますので、ご参照ください。)

責任準備金残高

2兆**2,148**億円

「責任準備金」は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです。

当社の格付け(2014年7月1日現在)

A+

スタンダード&プアーズ(S&P)
保険財務力格付け

AA−

格付投資情報センター (R&I)
保険金支払能力格付け

逆ざやの状況

「逆ざや」状態ではありません。

生命保険会社は、お客さまにお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)を運用収益などで確保する必要があります。
この予定利息分を運用収益などで確保できている状態を「順ざや」状態、一方、確保できていない状態を「逆ざや」状態といいます。
逆ざや額は次の方法で算出し、マイナスの場合が「逆ざや」状態となります。

逆ざや額 ＝ (基礎利益上の運用収支等の利回り*1 − 平均予定利率*2) × 一般勘定責任準備金*3

*1 「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。なお、当社には一般勘定以外の勘定はないため、一般勘定は会社の合計に一致します。
*2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
*3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方式で算出します。
(年始責任準備金+年末責任準備金−予定利息)×$\frac{1}{2}$

ソルベンシー・マージン比率

1,264.9%

「ソルベンシー・マージン比率」とは、経営の健全性を判断するための指標の一つで、大災害や株の大暴落といった通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」がどれだけあるかを表したものです。
当社は、高水準のソルベンシー・マージン比率を維持しています。
(110ページに「V.8.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)」を掲載していますので、ご参照ください。)

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(単位:百万円)

項　目	2012年度	2013年度
ソルベンシー・マージン総額(A)	267,498	276,449
リスクの合計額(B)	40,845	43,710
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)} \times 100$	1,309.8%	1,264.9%

2013年度末ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー

(1)エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value:以下「EV」といいます)は、評価時点の純資産価値に保有契約が将来生み出す利益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。
現行の法定会計には、販売時に集中的にコストが発生し、後年になって利益が実現する等、業績の評価には使用しづらい面がありますが、EVは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価しており、法定会計を補完し、業績や企業価値を評価するための有用な指標と言えます。
当社では、2011年度末の開示より、ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー原則(以下「EEV原則」といいます)(注1)に準拠したEV (以下「EEV」といいます)を開示しております。また、当社では、EEVの算出にあたり、資産・負債のキャッシュフローを市場で取引されている金融商品と整合的に評価しようとする市場整合的手法を用いています。

(注1) EEV原則は、欧州の大手保険会社のCFO (最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムによって、EVの計算手法、開示内容について一貫性および透明性を高めることを目的に、2004年5月に制定されたものです。

(2) 2013年度末EEV

(単位:億円)

	2012年度末	2013年度末	増減
EEV	4,964	5,881	916
純資産価値	1,989	1,950	△39
保有契約価値	2,974	3,931	956
うち新契約価値(注1)	87	391	303

(注1)「新契約価値」は、EEV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

純資産価値は、資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額で、内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2012年度末	2013年度末	増減
純資産価値	1,989	1,950	△39
純資産の部合計(注2)	635	702	67
危険準備金	218	236	18
価格変動準備金	34	39	5
配当準備金中の未割当額	2	2	△0
一般貸倒引当金	0	0	△0
有価証券等の含み損益	1,658	1,478	△180
貸付金の含み損益	43	45	1
退職給付の未積立債務	△1	△1	0
上記項目に係る税効果	△601	△553	47

(注2) 評価・換算差額等合計を除いた額を計上しています。

保有契約価値は、当該年度末の保有契約から生ずる利益の現在価値で、内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2012年度末	2013年度末	増減
保有契約価値	2,974	3,931	956
確実性等価将来利益現価	4,558	5,269	711
オプションと保証の時間価値	△1,037	△751	286
必要資本維持のための費用	△109	△117	△7
非フィナンシャル・リスクに係る費用	△436	△470	△33

- 確実性等価将来利益現価は将来の税引後利益の割引現在価値です。運用利回りの前提と割引率はどちらもリスクフリーレートとして計算しています。
- オプションと保証の時間価値は、将来においてキャッシュフローが変動する可能性を価値評価したもので、本源的価値以外の価値となります。なお、本源的価値は確実性等価将来利益現価に含まれます。
- 必要資本維持のための費用は、必要資本に対応する資産から生じる運用収益に対する税金、および同資産の運用コストとなります。
- 非フィナンシャル・リスクに係る費用は、「確実性等価将来利益現価」や「オプションと保証の時間価値」で反映できていない費用のことで、オペレーショナル・リスクに係る費用等となります。

(3)主要な前提条件

経済前提

確実性等価将来利益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスクフリーレートとして評価日時点の国債利回りを使用しています。

【リスクフリーレート(スポット・レート換算)】

	1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年
2013年度末	0.058%	0.072%	0.112%	0.150%	0.174%	0.641%	1.129%
2012年度末	0.069%	0.049%	0.076%	0.102%	0.148%	0.557%	1.112%
	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年
2013年度末	1.679%	1.811%	1.849%	1.878%	1.899%	1.916%	1.929%
2012年度末	1.566%	1.631%	1.678%	1.723%	1.758%	1.784%	1.806%

オプションと保証の時間価値を計算するための確率論的手法では、金利スワップション、株式オプション等のインプライド・ボラティリティに基づいてキャリブレーションされた経済シナリオを使用しています。

非経済前提

保険料、経費、保険金・給付金、解約返戻金、税金等のキャッシュフローは、保険種類別に、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案したベース(ベスト・エスティメイト前提)で予測しています。

(4)前年度末からの変動要因

(単位:億円)

	純資産価値	保有契約価値	EEV
2012年度末(前年度末) EEV	1,989	2,974	4,964
①当年度新契約価値	△256	648	391
②期待収益(リスクフリーレート分)	0	93	94
③期待収益(超過収益分)	0	4	5
④保有契約価値から純資産価値への移転	81	△81	–
⑤前提条件(非経済前提)と実績の差異	3	△38	△34
⑥前提条件(非経済前提)の変更	0	20	20
⑦前提条件(経済前提)と実績の差異	134	208	342
⑧その他事業関係の変動	0	97	97
⑨その他事業外の変動	△3	3	0
2013年度末(当年度末) EEV	1,950	3,931	5,881

①当年度新契約価値
新契約価値は、当年度に新契約を獲得したことによる価値(当年度末時点)を表したものです。
②期待収益(リスクフリーレート分)
市場整合的手法では、将来見込まれる株主への配当可能利益をリスクフリーレートにより割り引いた金額をEVとしており、当項目では時間の経過とともに発生する割戻し分を掲げています。なお、当項目には、オプションと保証の時間価値、必要資本維持のための費用および非フィナンシャル・リスクに係る費用の解放を含みます。
③期待収益(超過収益分)
市場整合的手法では、将来の運用利回りの前提はすべての資産についてリスクフリーレートとしていますが、実際はリスク性資産の保有により、リスクフリーレートを超過する利回りを期待しています。当項目は、リスクフリーレートを超過して期待される運用収益(当年度分)です。
④保有契約価値から純資産価値への移転
前年度末の保有契約価値で想定していた将来の利益の一部(当年度分)は、当年度末には実現化して純資産価値に移転されることとなります。当項目ではその移転の額を表していますが、移転によるEEVの金額の増減はありません。
⑤前提条件(非経済前提)と実績の差異
前年度末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)と、当年度実績との差異による影響額です。
⑥前提条件(非経済前提)の変更
当年度末の保有契約価値の計算に用いる前提条件(非経済前提)を洗い替えたことにより、来年度(2014年度)以降の収支が変化することによる影響額です。
⑦前提条件(経済前提)と実績の差異
前年度末の保有契約価値の計算に用いた経済前提(市場金利やインプライド・ボラティリティ等)と当年度末実績との差異、および経済前提を前年度から変更したことによる影響額です。主に市場金利の変動等により、純資産価値、保有契約価値ともに増加しています。
⑧その他事業関係の変動
上記の項目以外の事業関係の変動による影響額です。なお、この項目にはモデルの変更による影響も含みます。
⑨その他事業外の変動
当年度末のEEV計算において、復興特別法人税の1年前倒し廃止を反映したことによる影響額です。

(5)前提条件を変更した場合の影響(感応度)

(単位:億円)

前提条件	EEV	増減額
2013年度末EEV	5,881	–
感応度1:リスクフリーレート50bp 上昇	6,107	225
感応度2:リスクフリーレート50bp 低下	5,711	△170
感応度3:株式・不動産価値10%下落	5,878	△2
感応度4:経費率(維持費) 10%減少	6,047	165
感応度5:解約・失効率10%減少	5,962	81
感応度6:保険事故発生率(死亡保険) 5%低下	6,101	219
感応度7:保険事故発生率(年金保険) 5%低下	5,880	△0
感応度8:株式・不動産のインプライド・ボラティリティ 25%上昇	5,881	0
感応度9:金利スワップションのインプライド・ボラティリティ 25%上昇	5,658	△222
感応度10:必要資本を法定最低水準に変更	5,960	79

(6)ご使用にあたっての注意事項

EEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる可能性があります。また、EEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて下した判断により決定されるため、EEVから著しく乖離することがあります。EEVの使用にあたっては、こうした特性に留意し、十分な注意を払っていただく必要があります。

(7)独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EEVの計算方法、前提条件の設定、計算結果の妥当性の検証を依頼し、意見書を得ております。
意見書については、当社ホームページ(http://www.msa-life.co.jp/)掲載のニュースリリースをご覧ください。

直近5事業年度の推移

【2社合算ベース】

(単位:億円)

項　目		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
保有契約件数(注1)		177.3万件	199.2万件	222.2万件	244.6万件	259.3万件
保有契約高(注1)		152,880	164,329	180,624	200,746	211,050
保有契約年換算保険料(注1)		2,681	2,790	2,960	3,197	3,358
経常利益又は経常損失(△)		81	△10	18	74	174
基礎利益		96	△2	41	58	153
当期純利益又は当期純損失(△)		13	△71	△113	4	66
資本金		655	655	(注2) 355	355	355
総資産		16,163	17,897	21,366	24,362	26,360
有価証券残高		15,157	16,374	18,482	21,026	22,855
貸付金残高		434	446	463	476	494
責任準備金残高		14,911	16,358	18,125	20,194	22,148
格付け(注3)	スタンダード&プアーズ(S&P)			A+	A+	A+
	旧三井住友海上きらめき生命保険㈱	AA−	AA−	−	−	−
	格付投資情報センター (R&I)			AA−	AA−	AA−
	旧三井住友海上きらめき生命保険㈱	AA	AA	−	−	−
	旧あいおい生命保険㈱	AA	AA	−	−	−
逆ざや額		−	−	−	−	−
ソルベンシー・マージン比率(注4)				1,212.8%	1,309.8%	1,264.9%
	旧三井住友海上きらめき生命保険㈱	2,129.7% −	2,127.0% (1,276.8%)	− −	− −	− −
	旧あいおい生命保険㈱	1,994.3% −	1,954.1% (1,465.2%)	− −	− −	− −
伝統的手法によるエンベディッド・バリュー (TEV)		3,031	3,264	−	−	−
ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー (EEV)(注5)		−	4,619	5,119	4,964	5,881

(注1)保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。
(注2)2011年度末の資本金は、合併に伴いあいおい生命保険㈱の資本金を「その他資本剰余金」として受け入れたことにより減少。
(注3)格付けは各年度末時点。あいおい生命保険㈱は格付投資情報センターのみ。スタンダード&プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。
(注4)ソルベンシー・マージン比率は、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされているため、2009～2010年度、2011～2013年度はそれぞれ異なる基準によって算出。
なお、2010年度の(　)は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2010年度決算にて開示した数値。
(注5)EEV原則に基づき市場整合的手法により計算したエンベディッド・バリュー (EEV)の数値(2011年度決算よりこの基準で開示)。
なお、2010年度はEEV原則に基づき再計算した数値。

【法定ベース】

(単位:億円)

項　目		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
保有契約件数(注1)		119.9万件	135.2万件	222.2万件	244.6万件	259.3万件
保有契約高(注1)		94,447	101,381	180,624	200,746	211,050
保有契約年換算保険料(注1)		1,945	2,024	2,960	3,197	3,358
経常利益又は経常損失(△)		27	△32	26	74	174
基礎利益		32	△23	49	58	153
当期純利益又は当期純損失(△)		0	△53	△89	4	66
資本金		355	355	355	355	355
総資産		11,483	12,424	21,366	24,362	26,360
有価証券残高		10,830	11,637	18,482	21,026	22,855
貸付金残高		308	317	463	476	494
責任準備金残高		10,683	11,621	18,125	20,194	22,148
格付け(注2)	スタンダード&プアーズ(S&P)	AA−	AA−	A+	A+	A+
	格付投資情報センター (R&I)	AA	AA	AA−	AA−	AA−
逆ざや額		−	−	−	−	−
ソルベンシー・マージン比率(注3)		2,129.7% −	2,127.0% (1,276.8%)	1,212.8% −	1,309.8% −	1,264.9% −

(注1)保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。
(注2)格付けは各年度末時点。スタンダード&プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。
(注3)ソルベンシー・マージン比率は、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされているため、2009～2010年度、2011～2013年度はそれぞれ異なる基準によって算出。
なお、2010年度の(　)は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2010年度決算にて開示した数値。

三井住友海上あいおい生命　中期経営計画　Next Challenge 2017

目指す姿

～業界トップ水準の品質と飛躍的な成長の実現～

○お客さま目線で、最高品質の商品・サービスを提供する
○グループ中核生保会社として、飛躍的な成長と持続的な収益向上を実現する
○社員一人ひとりが自ら考えチャレンジし、会社とともに成長する

戦略の柱

品質・サービス向上戦略

○お客さま目線で、すべての業務プロセスにおいて最高の品質を実現する

- お客さま目線での対応品質向上と、お客さまの声を改善に活かすPDCAサイクルの確立
- 募集品質向上運動の代理店への浸透による適正募集の一層の推進
- お客さまに対して安心と満足を提供するアフターフォロー活動の定着
- 正確・迅速・丁寧を基軸とする引受・保全・保険金支払態勢の確立
- ペーパーレス推進等、お客さまの利便性向上に資する募集プロセス改革の推進

商品戦略

○多様なお客さまニーズに対応した競争力のある商品を迅速に開発・提供する

- 保障性商品を主軸に、環境やニーズの変化に迅速かつ適切に対応する商品の開発・提供
- 第三分野長期契約当社集約を契機とする生存保障・職域等損保マーケットに最適な商品の開発・提供
- 収益力と競争力を兼ね備えた第一分野・第三分野商品の提供と商品収益管理の強化
- システム統合リスク管理態勢の強化による損保社第三分野長期保有契約の確実な当社移転
- 効果的・効率的な広報戦略推進による幅広い情報提供と企業ブランド・商品ブランドの確立

業界トップ水準の品質の実現

飛躍的な成長の実現

経営基盤・収益拡大戦略

○ERM態勢の整備と収益力向上により、事業基盤を一層強化する

- ガバナンス態勢の一層の強化と、リスク管理の高度化等によるERMサイクルの展開
- システム基盤強化、業務プロセス効率化および事業継続態勢（BCP）強化
- 許容リスクと負債特性を踏まえた運用収益拡大と、強固な財務基盤の確立
- 費差損改善に向けた収入・支出両面の取組みの推進
- PDCAサイクルを通じたコンプライアンス推進態勢の一層の強化

販売・チャネル戦略

○グループシナジーを発揮し、第三分野長期契約移行を契機に、飛躍的な成長を実現する

- 生損一体運営によるクロスセルチャネルでの一層の販売強化
- 金融窓販・広域大型代理店・直販社員等を通じた販売拡大と、新規チャネルの開拓強化
- 職域をはじめとしたグループの顧客基盤に対する第一分野・第三分野商品両軸の開拓・深耕
- 地域・マーケット特性に応じた営業体制・要員配置の実現と効率的な役割分担による格段の生産性向上
- 販売網新設、マーケット開拓、チャネル販売力の向上のための営業サポート体制・研修の強化

人財育成・企業文化創造

○MSAスタイル(※)の一層の定着により、当社の企業文化の確立と、社員一人ひとりの成長を実現する

- 社員の積極的なチャレンジを支援し、人財イノベーションを推進する人事制度の確立と運営の充実
- 企業価値向上を支える人財の育成に向けた教育・研修態勢の確立
- 多様な人財の強みを活かすマネジメントの実践と女性社員の一層の活躍を支援する環境づくり
- 新本社移転を契機とする部門間連携の一層の強化
- 生命保険会社にふさわしいCSRの推進と企業ブランドの確立・浸透

（※　M：自ら考え行動する　S：シナジー効果を発揮する　A：明るく元気にチャレンジする）

三井住友海上あいおい生命　行動憲章

当社は、MS&ADインシュアランス グループの「行動指針」の具体的活動を示すものとして「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」を定め、役員・社員は常にこれを念頭において業務を遂行しています。

わたしたちは、保険事業の社会性・公共性を原点として、
- お客さまに安心と満足をお届けすることを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心掛けて、適切かつ積極的に広く情報の開示を行い、社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。

わたしたちは、企業の社会的責任として、次の七つの責任を果たします。

お客さまへの責任

「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します。

① 一人ひとりが会社の代表であるとの自覚を持ち、お客さまに感謝の念をもって、誠実・親切に接します。
公正かつ透明な競争を行い、全てのお客さまに公平に接します。

② お客さまニーズの正しい把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。
保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。
また、関連情報を含む正確で有益な情報提供に努めます。

③ 保険金・給付金の請求の申出・相談を受けたときは、全ての関係者への配慮を忘れることなく、適正、迅速かつ丁寧な対応を行います。

④ 業務上入手したお客さま情報は、許された目的、用途以外には使用しません。お客さま情報の取扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩しないよう厳正な管理に努めます。

⑤ お客さまからの意見・要望・苦情等あらゆる声を謙虚に受け止め、業務の改善等に反映させます。万一、お客さまにご迷惑がかかる事態が発生したときは、真摯かつ迅速に対応して早期解決を図ると共に、そこから得られた経験を再発防止に活用します。

株主への責任

企業価値の向上と適正な利益還元を通じて、株主の期待に応えます。

① 透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、経営資源の効率的な活用、適切なリスク管理、業務の効率化を通じて、持続的な成長と収益力の向上を目指します。

② インサイダー取引(重要な未公開情報を知りながら株券等の取引を行うこと)の疑いのある行為には一切関与しません。

代理店への責任

「重要なビジネスパートナー」である代理店と協力してお互いの繁栄を目指します。

① コンプライアンスの徹底、説明責任の適切な履行とお客さま情報の管理に細心の注意を払いつつ、「お客さまの安心と満足」の絶えまない向上に向けて、協力して取り組みます。

② 円滑なコミュニケーションを保ち、一緒に考え、行動します。

③ 公正かつ健全な関係を維持し、お互いの自主自立と共存共栄を目指します。

取引先(委託先、購入先等)への責任

取引先(委託先、購入先等)との健全な関係を保ち、共に社会的責任を果たします。

① 取引先(委託先、購入先等)に対しては、常に誠意をもって対応します。

② 取引上の地位を利用して不公正な取引を求めることは行いません。

③ 取引先(委託先、購入先等)が社会的責任を果たすよう協力・支援すると共に、それに向けた相手の努力を評価します。

社員への責任

会社を支える社員が、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現します。

① 社員の人権、個性、チャレンジ精神を尊重し、公平、公正な人事を行います。
社員一人ひとりの能力発揮を重視し、自己成長を実現する企業風土を醸成します。

② 自由に意見が言える風通しの良い職場、安全、清潔で業務上災害のない職場を提供します。
社員と家族のゆとりある生活の実現に向けて取り組みます。

③ 差別、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの発生防止に努めます。
万一、問題が発生したときは、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた措置を講じます。

地域社会への責任

地域社会との良好な関係を築き、その一員として相互発展を目指します。

① それぞれの地域の文化、慣習、歴史を尊重します。
相互理解の促進によって友好関係を築き、各地域の発展に貢献します。

② 各種ボランティア活動やその他の社会貢献活動を積極的に推進します。

③ 学術研究、教育、文化芸術、スポーツ振興等の活動を継続的に支援します。

環境への責任

未来に向けて、地球環境の保全と改善に取り組みます。

① 地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。

② 省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル活動を推進し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に努めます。

③ MS&ADインシュアランス グループ環境基本方針に沿って、継続的な取組を推進します。

わたしたちの行動

わたしたちは、次のとおり行動します。

【行動の基本】
持続的な発展のためには、公平、公正な事業運営が不可欠であることを認識し、あらゆる局面において、倫理的に正しい行為を優先します。
人種、国籍、性別、年齢、職業、地位、信条、障害の有無等による差別は行いません。
情報開示を大切にして、前記七つの責任を果たし、社会から信頼される関係づくりに努めます。

【日常活動において心がけること】
自らの良心に恥ずべき行為は行いません。
相手が満足しない場合には、まず自分に問題がないかを考えます。
目標に日付を入れ、スピーディーに行動します。
ゆとり創造に向けて、自分の時間を管理し、相手の時間への配慮も忘れません。
改革、革新を求める姿勢を大切にし、新たな課題に挑戦します。
良いところを学ぶ気風を大切にし、次の世代を担う社員を大事に育てます。

【コミュニケーションの重視】
笑顔を忘れず、心のこもった挨拶、応対を行います。
簡潔、明快で分かりやすい言葉・文章を使用します。
会社方針を全員で理解し、情報を共有します。
マイナス情報は優先的に報告します。
チームワークを大切にし、会社や部門の目標達成に向けて全員参加で取り組みます。

【コンプライアンスの徹底】
関連する全ての法令、ルールを遵守します。
法令、ルールに違反する行為、非倫理的な行為を見つけたときは、勇気をもって指摘し、協力して、そのような行為を是正します。
会社の利益を害する取引や個人的な利益を目的とした取引は行いません。
反社会的勢力・団体には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。

【迷ったときの判断基準】
自分の取るべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。

法令、ルールに違反していないか。
非倫理的ではないか。
十分な情報に基づき、相当の注意を払った上での判断か。
全ての関係者の立場を十分考慮した上での判断か。
家族に、友人に、胸を張って説明できるか。
MS&ADインシュアランス グループの信頼・ブランドを損なわないか。
MS&ADインシュアランス グループの持続的な発展への障害とならないか。

情報開示方針

当社では、対外的な情報開示の方針を定めた「情報開示方針（ディスクロージャー・ポリシー）」を策定しています。内容は、以下のとおりです。

ディスクロージャー・ポリシー

三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

1. 情報開示の基本姿勢
当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行っていきます。

2. 情報開示の基準
当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。
<情報開示に関する主な項目>
経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取り組み

3. 情報開示の方法
当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行っていきます。

反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
なお、当社は2012年度から生命保険約款に暴力団排除条項を導入しました。万一、保険契約上の関係者（契約者・被保険者・受取人）が反社会的勢力であることが判明した場合は、暴力団排除条項に基づき保険契約を解除いたします。

三井住友海上あいおい生命　反社会的勢力に対する方針（2011年10月制定）

1. 三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。
また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

以　上

利益相反取引の管理について

当社は、保険業法等に基づき、「利益相反管理方針」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引の管理に努めています。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランス グループの金融機関（以下「当社等」といいます。）が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型
（1）対象取引
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下「対象取引」といいます。）とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。
（2）対象取引の類型
当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。
①お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
②お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法
当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。
①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
②対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
③対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
④対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

3. 利益相反管理体制
当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。
また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲
本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS&ADインシュアランス グループの以下の金融機関です。
- 当社の親金融機関等（注）
MS&ADインシュアランス グループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。ただし、当社を除きます。

＊当社には、保険業法第100条の2の2第3項に定める子金融機関等に該当する者はありません。

以　上

（注）当社以外に該当する主な会社は次のとおりです。
- 三井住友海上火災保険株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

親金融機関等および子金融機関等については、保険業法第100条の2の2第2項および第3項ならびに金融商品取引法第36条第4項および第5項をご参照願います。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ経営理念・経営ビジョン・行動指針」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

当社は、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。
また、執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確化して迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。
加えて、意思決定において十分な意見交換・論議を尽くすため、「経営会議」、「課題別委員会」等を設置し、活用しています。
なお、当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】 2014年4月1日現在

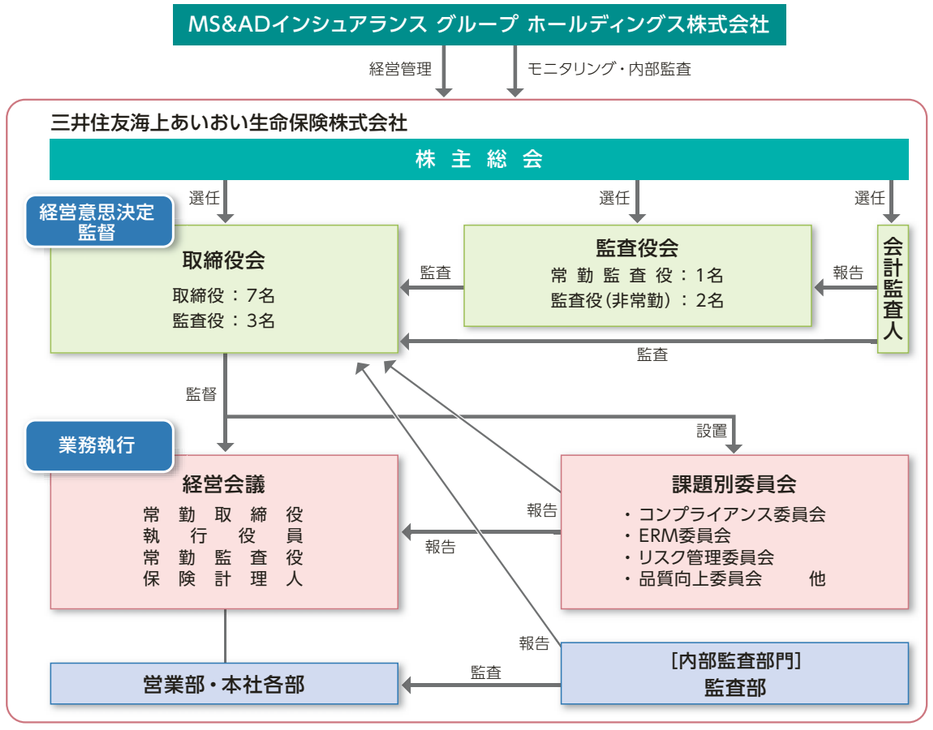

内部統制システムに関する方針

概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を導入する。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)「MS&ADインシュアランス グループ コンプライアンス基本方針」の周知徹底を図るとともに、法令等遵守規程を制定し、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図る。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を徹底する。
(2)コンプライアンスに係る具体的な計画としてコンプライアンス・プログラムを策定する。また、コンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備するとともに、コンプライアンスの推進および徹底を図るための協議・調整を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置する。なお、違法行為などに関する情報把握ルートの確保を図るため、内部通報制度を別途設ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「MS&ADインシュアランス グループ リスク管理基本方針」に従い、リスク管理方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織・体制およびリスク管理における役割と責任を明確に定めるとともに、統合リスク管理の推進・徹底を図るためリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理統括部門は、リスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともにリスク量と資本の比較により、必要な資本が確保されていることを定期的に確認する。なお、危機発生時においては、損失の最少化に向けて適切に対応する。

4. 財務報告の信頼性を確保するための体制
「MS&ADインシュアランス グループ 情報開示統制基本方針」に従い、当社に関する財務情報および非財務情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。また、情報開示統制の有効性の評価結果(金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況の評価結果を含む。)を検証する。

5. 内部監査の実効性を確保するための体制
「MS&ADインシュアランス グループ 内部監査基本方針」に従い、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するため、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社のすべての業務活動ならびに保険募集に係る業務の代理および事務の代行の委託先である三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社への委託業務を対象として内部監査を実施する。内部監査部門には、専門性を有する内部監査人を配置すると同時に、適正な要員規模を確保する。また、内部監査規程に内部監査にかかわる基本的事項を定めるとともに、内部監査方針および内部監査計画を策定する。内部監査部門は、内部監査結果および改善状況などを定期的に取締役会に報告する。

6. 取締役の職務の執行に係る文書の保存および管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書を適切に保存および管理する。取締役および監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

7. 監査役監査の実効性を確保するための体制
(1)監査役会事務局を設け担当する職員を置く。監査役会事務局の組織変更、当該職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたって監査役会の同意を得るほか、当該職員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
(2)取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。また、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告する。職員は、経営上重大な事象について監査役に直接内部通報できるものとする。
(3)監査役が、取締役会のほか、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他の重要な会議に出席できるものとする。また、代表取締役等は監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力する。

8. 当社および親会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)と締結するグループ経営管理契約に基づき、グループの基本方針について遵守するとともに、重要事項について、持株会社の承認を受ける、または持株会社への報告を行う。
(2)当社の役員は、持株会社のグループ経営会議において、当社の経営上の重要事項について持株会社の役員と協議し、意思決定の方向性を定める。

以 上

コンプライアンス（法令等遵守）の体制

保険事業（生命保険・損害保険）は、その公共性・社会性から高い倫理観、遵法意識が求められています。当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立してまいります。
当社では、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理する組織としてコンプライアンス部を設置しています。コンプライアンス部は、コンプライアンスに関する情報の収集・分析および改善のための施策を立案し、本社各部と連携してコンプライアンスの推進・徹底に取り組んでいます。また、全国5ヵ所に、コンプライアンス部に所属する地域コンプライアンスグループを設置し、地域におけるコンプライアンスの推進・徹底、コンプライアンスに関する相談業務等を行っています。なお、コンプライアンス部の業務運営状況については、取締役会の課題別委員会であるコンプライアンス委員会へ定期的に報告を行っています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役会の課題別委員会として、コンプライアンスの推進および徹底を図るため、コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整を行う機関です。
主に以下に関する経営的な重要事項をコンプライアンス委員会における付議事項としています。

- コンプライアンス態勢の整備、推進に係る事項
- 不祥事件に係る事項
- 本人確認、疑わしい取引、反社会的勢力対応に係る事項
- 利益相反・グループ内取引に係る事項
- 情報漏洩に係る事項

委員会における協議内容・結果は委員長（コンプライアンス部担当役員）が取りまとめ、必要に応じて取締役会および経営会議等に報告・提案することとしています。
また、委員長は委員会の協議を踏まえ、必要に応じて業務運営の適切性等に係る改善の方向性や指示事項等を決定し、他の関係役員への意見具申または担当部門への指示等を行うこととしています。

ERM経営推進の取り組み

当社は、MS&ADインシュアランス グループの中期経営計画の基本戦略であるERM経営を推進するため、ERMの経営への活用に向けた協議・検証機関として「ERM委員会」を設置し、ERM態勢の整備を図っています。

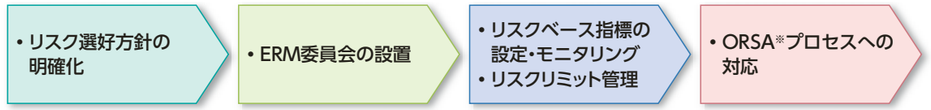

（※Own Risk and Solvency Assessment　リスクとソルベンシーの自己評価）

保有するリスクを全社的視点で定量的、定性的に把握し、その特性を踏まえ、「リスク」「リターン」「資本」をバランスよくコントロールした経営資源の配分を行い、「健全性の確保」「成長の持続」と「収益性・資本効率の向上」を実現し企業価値の拡大を目指します。

リスク管理の取り組み

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような中で経営ビジョンの実現に向け当社が抱えるさまざまなリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することを目的に、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでいます。

【リスク管理体制図】

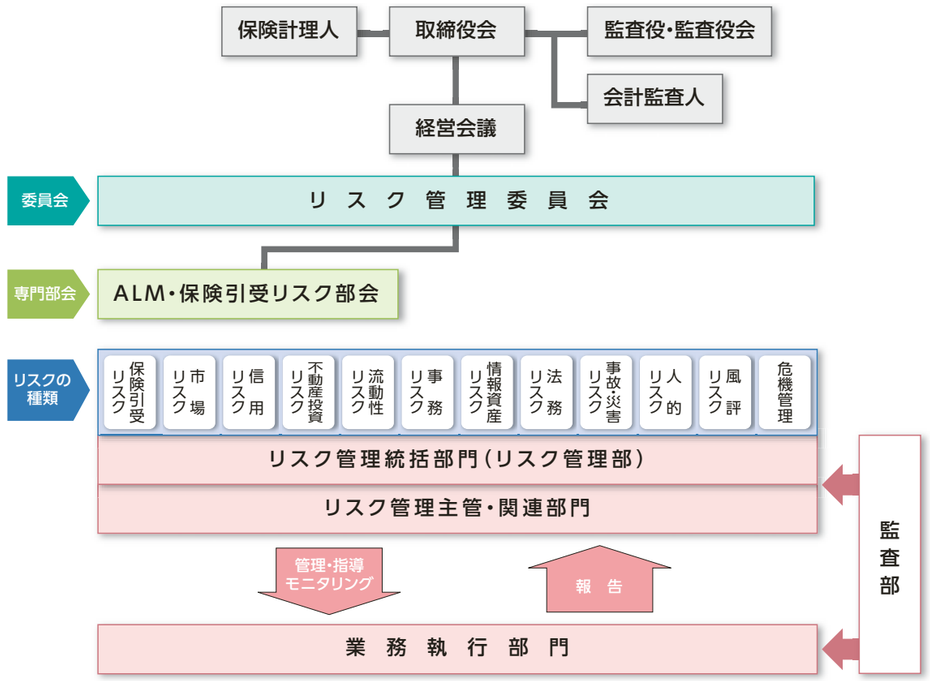

◇リスクの内容

●保険引受リスク	保険料設定時に予測できなかった事情により、保険料計算の基礎として設定した計算基礎率(予定死亡率、予定利率等)について、実際との差異が生じることなどにより損失を被るリスク
●市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク
●信用リスク	主に貸付金や債券について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク、および、同一先への与信集中リスク
●不動産投資リスク	賃貸料等の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、および、不動産市況の変動により不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク
●流動性リスク	新契約の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(市場流動性リスク)
●事務リスク	役職員等が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
●情報資産リスク	情報の毀損、改ざん、漏えい等により損失を被るリスク(情報漏えいリスク)、および、コンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク(システムリスク)
●法務リスク	企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任、および、行政責任を負うリスク
●事故・災害リスク	自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被る、あるいは、第三者に対する賠償責任を負うリスク
●人的リスク	人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシュアルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスク
●風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスク

〈ストレステストの実施について〉

市場リスクや保険引受リスク(死亡率リスク、予定利率リスク)等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである「ストレステスト(感応度テスト)」を定期的に実施しています。
テスト結果は、リスク管理委員会等に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

リスク管理体制

事業運営において生じる各種リスクについては、リスク特性に応じ管理主管部門等による一次管理、リスク管理委員会等における組織横断的管理、取締役会による経営レベルでの管理を行う体制をとっています。あわせて、より実効性の高い内部管理と外部監査の枠組みを構築し、適切なリスク管理体制の整備を進めています。

(1)取締役会

取締役会は、リスク管理態勢全般の監視・監督を行っています。このため、業務執行上の経営的重要事項に関する協議および関係部門の意見の相互調整を図ることを目的とした会社機関である課題別委員会の一つとして「リスク管理委員会」を設置し、統合的なリスク管理の推進・徹底を図っています。
また、リスク管理統括部門(リスク管理部)を設け、客観的にリスクおよびリスク管理の状況を監視させています。

(2)リスク管理委員会

リスク管理委員会は、以下の協議・調整を行います。

- リスクおよびリスク管理の状況のモニタリング
- 統合リスク管理にかかる重要事項
- 収益管理にかかる重要事項
- その他の重要事項

また、リスク管理委員会は、以下の専門部会を設置し、実務的な協議および関係部の意見の相互調整を図っています。

〈ALM・保険引受リスク部会〉
資産・負債の総合管理(ALM)や保険引受リスクに関する重要事項について関係部門間の協議を行い、安定した運用収益と採算性の確保に向けて、必要事項の方向付けを行っています。

(3)役割・行動

リスク管理の推進を図るため、役職員の役割・行動を以下のように定めています。

〈取締役および執行役員〉
リスク管理重視の企業風土の醸成と全役職員のリスク管理意識・能力の向上およびリスクの的確な把握と適切な管理のための体制構築に最大の価値観をもって取り組み、必要に応じてリスク管理推進に関する改善の提案を行う。

〈執行役員〉
リスク管理方針に沿って業務を執行し、リスク管理に関する改善の提案を行う。

〈本社部長〉
所管業務についてリスク管理プロセスを実行するとともに、リスク管理態勢の見直し、関係部長との連携・調整を任務とし、これらの事項について他の部長に対して必要な指示を行う。

〈本社部長以外の部長〉
本社部長の指示および諸規程、マニュアル等を遵守して、所管業務に組み込まれたリスク管理を実行する。

〈社員〉
諸規程、マニュアル等および部長の指示を遵守してリスクの発現を防ぐとともに、リスクの変化や新たなリスクを認識したときは、その状況について適切に部長または本社各部に報告する。

〈再保険に関するリスク管理体制について〉

○再保険方針
取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

○再保険カバーの入手方法
財務状況を勘案の上で再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

監査体制

社内・社外の監査

当社では、監査役、内部監査部門および監査法人による監査がそれぞれの立場から行われています。監査役と内部監査部門とが連携し、監査の実効性を一層向上させることに努めています。

〈社内の監査〉
- 監査役による監査(業務監査・会計監査)
- 内部監査部門による内部監査(下記「内部監査態勢」参照)

〈社外の監査〉
- 監査法人(有限責任 あずさ監査法人)による外部監査(会社法・金融商品取引法に基づく会計監査)
  なお、上記監査とは別に、金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査も実施されます。

内部監査態勢

〈目的と要員態勢〉
当社では、取締役会が決定した「内部監査方針」によって内部監査態勢の整備について定め、内部監査部門として他部門から独立した立場で内部監査を専門的に実施する監査部を設置しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、改善に向けた提言を行うことを通じて、健全かつ適切な業務運営の確保、内部管理の改善および経営管理の高度化に資することを目的として実施します。
監査部には、2014年4月1日現在で20名の要員が配置されています。営業・管理・運用・システム・保険金等各部門の業務経験を有する要員を配置し、内部監査の品質を高めるための態勢を強化しています。

〈内部監査の対象〉
内部監査の対象は、当社のすべての業務および三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保への生保委託業務です。具体的には、当社の本社部門および営業部門ならびに業務委託先である三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の営業部門です。監査部は、これらの各部門のリスク状況を評価した上で、各年度の「内部監査計画」を策定し、取締役会の承認を得ています。

〈内部監査の実施〉
監査部は、内部監査に係る基本的な事項について取締役会が決定した「内部監査規程」および「内部監査実施要領」に基づき、本社部門・営業部門等の各組織を対象とする定例的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に行う内部監査、さらに、資産自己査定および償却・引当結果や財務報告に係る内部統制手続きに関する内部監査を実施しています。これらの内部監査においては、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢を中心とした、各部門の内部管理態勢の適切性と有効性を検証しています。

〈内部監査結果〉
監査実施後、監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知して是正・改善を促し、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告等に基づきそれらの是正・改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果を集約・分析し、本社所管部門に情報提供・改善提言を行うとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会に報告しています。

【内部監査の全体像】

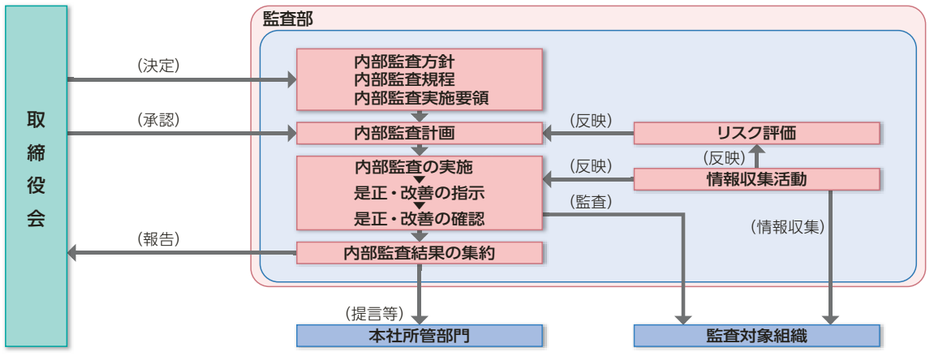

個人情報の取り扱い

当社では、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報をはじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。
当社は、これら個人情報に対する取組方針を「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」として定め、当社ホームページ(http://www.msa-life.co.jp)上に公表しています。(以下に概要を掲載していますので、ご参照ください。)
当社は、生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報をご提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」の概要

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じてまいります。
また、当社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。なお、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的
当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記5. 6. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。
利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・告知書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。
(1)保険契約の審査、引受、履行、管理
(2)再保険契約の締結および再保険金の請求
(3)当社のほかMS&ADインシュアランス グループ傘下の各社(以下、これらの会社を「グループ会社」といいます。)の商品サービスの案内・提供
(4)提携先・委託先等の商品・サービスの案内、提供
(5)市場調査および保険・金融にかかる商品・サービスの開発・研究
(6)生命保険募集人の受験・委託・登録・管理および従業員等の採用・雇用・管理
(7)その他保険に付随・関連する業務、またはお客さまとのお取引等の適切かつ円滑な履行

3. 個人データの第三者への提供
当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
(1)法令に基づく場合
(2)当社の業務遂行上必要な範囲内で業務委託先等に提供する場合
(3)個人情報保護法第23条第2項に基づく手続きを行って第三者に提供する場合
(4)グループ会社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合

4. 個人データの取扱いの委託
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。

5. グループ内での共同利用
(1) MS&ADインシュアランス グループでは、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下「持株会社」といいます。)がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で個人データを共同利用することがあります。
(2) MS&ADインシュアランス グループでは、グループ会社が取り扱う商品・サービスをご案内またはご提供するために、グループ会社間で個人データを共同利用することがあります。
(3) MS&ADインシュアランス グループでは、代理店の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人等に関する個人データを、MS&ADインシュアランス グループの国内保険会社間で共同利用することがあります。

6. 情報交換制度等について
(1)当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データを共同利用します。
(2)当社は、生命保険募集人の受験・委託・登録・管理を適切に運営するため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で生命保険募集人にかかる個人データを共同利用します。

7. 機微(センシティブ)情報および個人信用情報の取扱いについて
当社は、機微(センシティブ)情報および個人信用情報については、これらの情報の利用目的が法令等に基づいて限定されていることに鑑み、限定された利用目的以外では利用しません。

8. 開示、訂正等のご請求
ご契約内容・保険金等支払に関するご照会については、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限りお答えします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。
個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

9. 個人データの安全管理措置の概要
当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置にかかる実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

10. お問い合わせ窓口
当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

[お問い合わせ先]
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
お客さまサービスセンター
電話番号:0120-324-386
受付時間:月～金 9:00～18:00　土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除く。)

お客さま満足度向上に向けた取り組み

当社は、お客さまに最高品質の商品とサービスを提供し続けるために、全社員がお客さまの声(ご意見・ご要望)を真摯に受け止め、商品・サービスの開発・改善に活かすさまざまな仕組みを整えています。

お客さまの声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客さまサービスセンター、代理店、社員、お客さまアンケート等を通じて寄せられたお客さまの声は、それぞれの窓口や担当部門で集約します。集約したお客さまの声は、本社部門で分析・課題抽出し、改善策を検討しています。
さらに、全社的な品質向上を推進するために、役員・本社部門の部長により構成される「品質向上委員会」を設置しています。同委員会では、本社部門の改善策の検討結果や全社的なお客さま満足度向上の取組状況について確認し、部門横断的・全社的な課題の検討や改善の指示を行い、継続的な品質向上の取り組みを進めています。

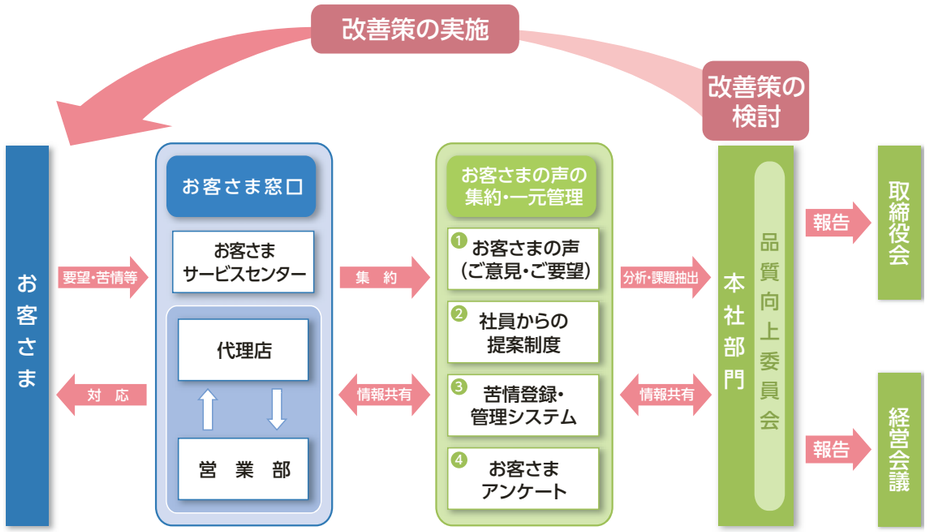

(1)「お客さまサービスセンター」でお受けするお客さまの声

「お客さまサービスセンター」では、お客さまから保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご相談を、電話やホームページ等でお受けしています。お受けしたお客さまからのご意見は集約・分析し、お客さまにより良い商品・サービスをご提供できるよう本社部門が中心となり改善に取り組んでいます。

(2)社員からの提案制度による改善取り組み

当社社員が持つアイデアやノウハウを共有するために、社員提案制度を構築しています。
同制度は、当社社員が自らのアイデアやお客さまや代理店からお受けした相談・提案を投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みです。

2013年度 提案数：201件　うち、78件について改善済または改善予定。

(3)苦情登録・管理システムによる苦情の一元管理

当社は、苦情を「お客さまからの不満足の表明」と定義しています。発生した苦情を一元管理する苦情登録・管理システムを社内イントラネット上に構築し、不満足を感じられたお客さまに対して、迅速・丁寧に対応する仕組みを整えています。
また、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善に取り組み、ご不満の未然防止に努めています。

2013年度 苦情件数：7,728件　苦情件数の内訳は、97ページをご参照ください。

(4)お客さまへの満足度アンケートの実施

より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、さまざまなお客さまアンケートを実施しています。アンケート結果は、業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。

【お客さまアンケートの主な内容】

	実施方法	お伺いしている内容	ご回答数
ご契約者へのアンケート	専用の Webサイトでアンケートを実施し、年に一度お届けする「ご契約内容のお知らせ」にURLを掲載	商品・サービスや代理店・募集人の対応・サービス等ご契約全般の満足度・推奨度について	3,696件 送付数約118万件 2013年8月～9ヵ月間実施
お客さまサービスセンター利用者へのアンケート	お客さまサービスセンターから各種手続きのためにお送りする書類にアンケート用紙を同封	コミュニケーターの電話対応や書類記入方法のご案内の分かりやすさ、手続き完了までの期間・手続き全般の満足度について	5,057件 送付数9,100件 2013年8月～1ヵ月間実施
給付金お支払い手続きのアンケート	給付金をお支払いしたお客さまにお送りする「お手続き完了のお知らせ」にアンケート用紙を同封	手続きのご説明や書類の分かりやすさ、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度について	2,726件 送付数10,000件 2013年12月～3ヵ月間実施

【ご契約者へのアンケート結果　抜粋】

当社の商品・サービスへの満足度

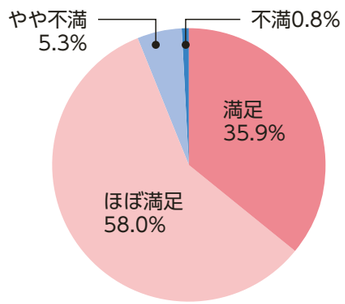

代理店・募集人の対応・サービスへの満足度

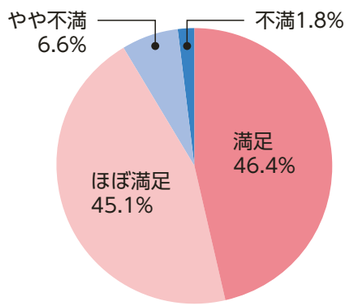

※四捨五入の関係から、合算値は100.0%になっていません。

お客さまの声を活かした改善例

※新商品の開発については、50ページ「商品トピックス」をご参照ください。

お客さまの声	改善例
「お客さまWebサービス」をもっと便利にしてほしいです。	Web上でご契約内容の確認や住所変更等の手続きをご利用いただける「お客さまWebサービス」について、利便性の向上を図りました。（詳細は63ページ「サービストピックス」をご参照ください。） 〈主な改善点〉 ・災害時にも当社からお客さまに連絡できるよう、携帯電話番号やご家族の連絡先等、緊急連絡先を登録いただける仕組みを導入しました。 ・従来、三井住友海上あいおい生命および旧三井住友海上きらめき生命のご契約と、旧あいおい生命のご契約は、異なる画面でお手続きいただいていましたが、同一の画面でお手続きいただけるようにしました。 （2014年5月実施）
保険金、給付金、解約返戻金等の支払いをさらに早めてほしいです。	保険金、給付金、解約返戻金等のお客さま口座への送金にかかる期間を1営業日短縮し、お支払いを早期化しました。 ※ゆうちょ銀行を除く、すべての金融機関が対象です。 （2013年8月実施）

社員一人ひとりの品質向上取り組み

当社では、お客さまに満足いただける品質、お客さまから求められる品質を実現するため、社員一人ひとりがお客さまの視点に立って業務の改善に向けたPDCAサイクルを実践しています。
すべての職場で、品質向上に関わるその職場での課題と解決策を話し合い、職場で解決できない課題は、社員提案制度を通じて提案し、所管部門が改善策を検討しています。
各職場でのこれらの取り組みについて、年に一度、ノウハウ・情報交換会を開催し、社員の品質に対する意識向上と好取り組み事例についての全社レベルでの共有を図っています。
これらの取り組みは、社員の働きがいや会社の生産性向上を目指す「NEWワーク・スタイル」や「シナジー推進」取り組みと一体で運営を行っています。
※「NEWワーク・スタイル」については、48ページ「NEWワーク・スタイルについて」をご参照ください。

苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

当社は、2012年4月1日付で、国際規格「ISO10002」(品質マネジメント−顧客満足−組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行っていることを宣言しました。
旧三井住友海上きらめき生命では、2007年7月より、同規格に関する適合宣言を行っていましたが、2011年10月、旧あいおい生命との合併後、三井住友海上あいおい生命として、苦情対応態勢の整備を進め、「ISO10002」への適合を宣言するに至りました。
今後も当社では、苦情対応態勢の一層の強化を図るとともに、苦情を含むお客さまの声を業務改善に活かし、お客さま満足度向上のための取り組みを推進していきます。

「ISO10002」(苦情対応マネジメントシステム)の概要

- ISO10002は「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、運用するためのガイドラインを示した規格です。「環境ISO14001」「品質ISO9001」などと同様、世界規模で取り組むべき問題のルール化を進める国際標準化機構(ISO)によって、2004年7月に制定されました。
- ISO10002は、マネジメントシステムの構築や運用について、当事者が自ら評価し、適合を宣言することのできる規格です。

お客さまの声対応方針

基本理念

三井住友海上あいおい生命保険株式会社(以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。)は、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」とのMS&ADインシュアランス グループの経営理念およびMS&ADインシュアランス グループのお客さまの声対応基本方針に基づき、苦情等を含むお客さまの声対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取り組みを推進していきます。

〈お客さまの定義〉
本方針におけるお客さまの定義は、「三井住友海上あいおい生命のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

〈お客さまの声の定義〉
本方針におけるお客さまの声の定義は、「お客さまから寄せられた全ての声(問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等)」とします。
このうち、苦情の定義は「お客さまからの不満足の表明」とします。
また、「苦情等」とは、お客さまの声のうち「問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争」を指します。

行動指針

〈基本姿勢〉
- 全役職員は、お客さまから寄せられた全てのお客さまの声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さまの立場を踏まえた解決を目指します。
- 全役職員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するための重要な情報である」と認識し、積極的に収集分析すると同時に、苦情の発生件数の低減・品質の向上・お客さま満足度の向上に役立てます。

〈苦情等対応管理態勢〉
- 苦情等対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- 苦情等対応に関する取り組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ「苦情等対応マネジメントシステム基本規程」および「お客さまの声対応マニュアル」に詳細を規定します。

〈組織体制〉
- 苦情等対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情等対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情等対応管理部門を所管する役員を苦情等対応管理責任者として任命します。
- 取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、必要に応じ課題別に組織する社内委員会等で十分な審議を行います。
- 苦情等対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う苦情等対応管理部門を設置します。

〈取組方針・計画の立案と実践〉
- 経営計画および苦情等対応管理部門の部門計画において、苦情等対応に関する取組方針・計画を定め、同方針・計画にしたがって取り組みを進めます。

〈周知徹底〉
- 全役職員に対して、迅速・適切・真摯な苦情等対応を可能とする教育・指導を行います。

〈情報共有・記録保存〉
- 取締役会、苦情等対応に関する最高責任者、苦情等対応管理責任者、苦情等対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情等対応に関する情報を適時適切に共有し、記録・保存します。
- 苦情等対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情等対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

〈苦情等の分析と活用〉
- 取締役会・経営会議等は苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取り組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- 全部門が、苦情等対応に関する情報を収集分析し、苦情の発生件数の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈監査〉
- 内部監査部門は、苦情等対応に関する取り組みについて定期的に監査を行います。監査結果を、被監査部門へ通知し、内部監査部門担当役員より最高責任者および取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に意見具申します。

〈是正措置等の検討と実施〉
- 課題別に組織する社内委員会等は、苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取り組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、苦情等対応管理責任者より、取締役会に報告します。
- 苦情等対応管理態勢、個別具体的な苦情等対応、およびこれに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

〈説明責任〉
- 苦情等の受付状況、主たる苦情等の概要、改善施策については、社内外に適時適切に開示し、説明責任を果たします。

本お客さまの声対応方針は、三井住友海上あいおい生命の全役職員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
取締役社長　市原　等

金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）について
～ 生命保険相談所のご案内 ～

- 2010年10月1日より、金融分野の裁判外紛争解決制度として金融ADR制度が開始されました。本制度は、金融商品やサービスの苦情に対し的確に対応する体制作りを通じて、利用者保護の充実を図ることを目的としています。
- 「一般社団法人生命保険協会」は保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」として指定を受けた紛争解決（ADR）機関となっており、生命保険協会「生命保険相談所」がその窓口となっています。当社は、生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しています。
  (1)生命保険相談所では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
  (2)なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

【生命保険協会における苦情受付～裁定審査会までの流れ】

※詳細は生命保険協会ホームページをご参照ください。

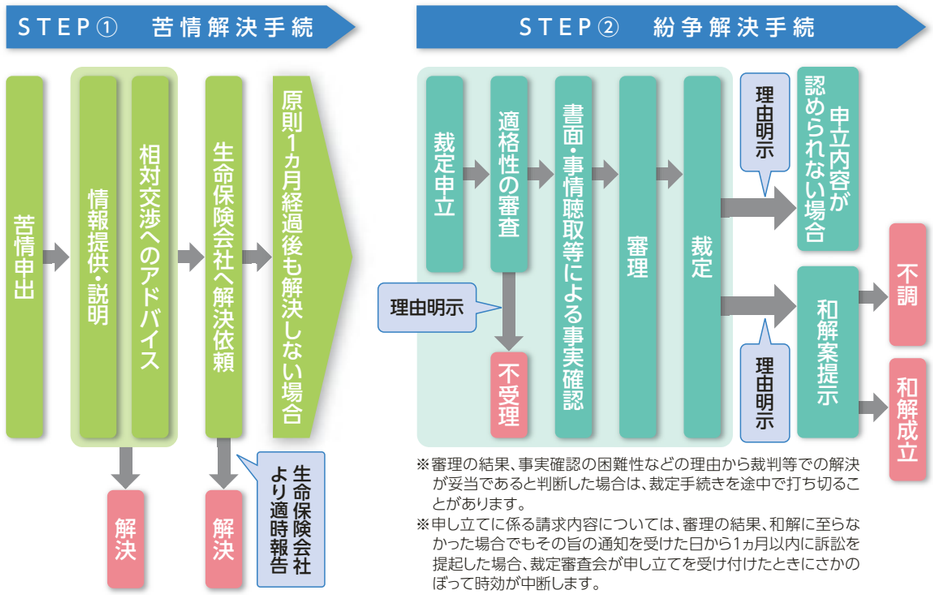

※審理の結果、事実確認の困難性などの理由から裁判等での解決が妥当であると判断した場合は、裁定手続きを途中で打ち切ることがあります。
※申し立てに係る請求内容については、審理の結果、和解に至らなかった場合でもその旨の通知を受けた日から1ヵ月以内に訴訟を提起した場合、裁定審査会が申し立てを受け付けたときにさかのぼって時効が中断します。

ご利用にあたっては、所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

生命保険相談所
TEL：03−3286−2648
受付時間：9:00 ～ 17:00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
ホームページアドレス：http://www.seiho.or.jp/contact/index.html

当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

お客さまの立場に立った商品販売に努めます
- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

適正な業務運営に努めます
- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。

- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1　特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります)。

※2　破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率=90%−{(過去5年間における各年の予定利率−基準利率)の総和÷2}

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3　責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

生命保険契約者保護機構の仕組み(概略図)

● 救済保険会社が現れた場合

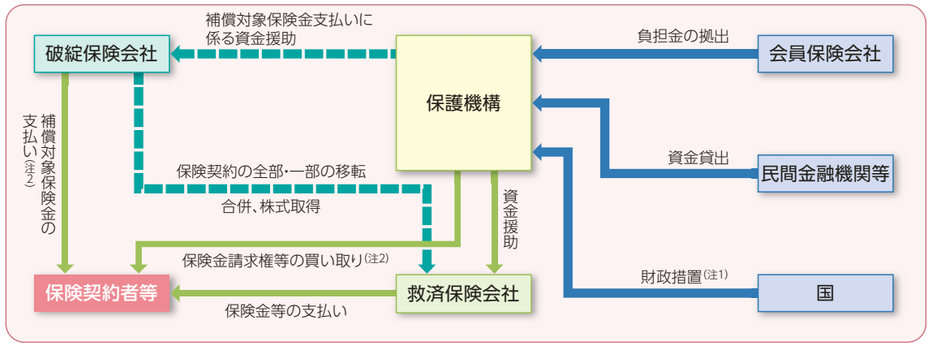

● 救済保険会社が現れない場合

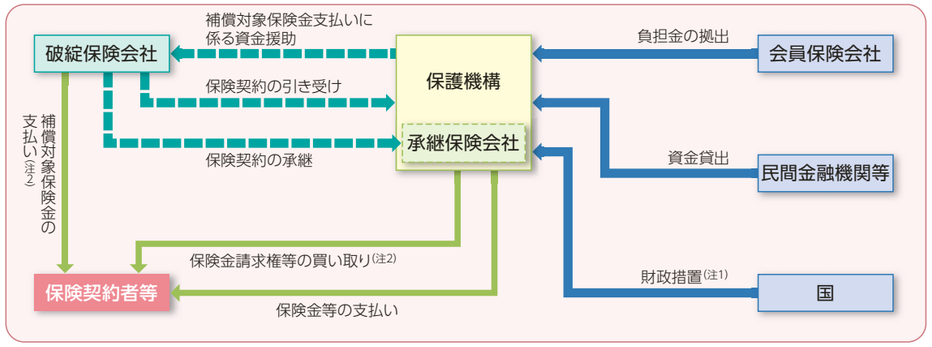

(注1)上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前頁※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するご質問は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
TEL：03−3286−2820
受付時間：月曜日〜金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00 〜 12:00、13:00 〜 17:00
ホームページアドレス：http://www.seihohogo.jp/

NEWワーク・スタイルについて

NEWワーク・スタイルとは

各組織のあるべき姿とそれに向けた課題をメンバー全員で共有し、その解決に向けて、業務の効率化やレベルアップ、業務領域の拡大、スキルアップに全員で取り組み、社員一人ひとりの「働きがい」や「組織の生産性」を高め、「目指す企業像」を実現する取り組みです。

〈働きがいの向上〉

- 成長を実感することができる仕事、自分の強みを最大限に発揮できる仕事をすることが、働きがいややりがいにつながっていくものと考え、社員一人ひとりがこのような働き方を目指すことで、活気に満ちた会社にしていく。

〈組織の生産性の向上〉

- MS&ADインシュアランス グループの真の中核企業、社会に知名度と存在感のある企業、社外から賞賛される企業、当社に関わる誰もが誇りを感じることができる企業となるために、社員一人ひとりがプロフェッショナルになり、仕事の質と生産性を高めることで、抜群の競争力と先進性を持つ企業を目指す。

NEWワーク・スタイルの推進

2014年度から2017年度を計画期間とする中期経営計画「Next Challenge 2017」では、5つの戦略【①品質・サービス向上戦略 ②商品戦略 ③経営基盤・収益拡大戦略 ④販売・チャネル戦略 ⑤人財育成・企業文化創造】を柱として、業界トップ水準の品質と飛躍的な成長の実現を目指します。
中でも、「人財育成」は当社の「目指す姿」実現に向けたすべての取り組みのベースであるととらえ、プロフェッショナル人財の育成につながるNEWワーク・スタイル取り組みを全社で推進しています。

なお、2013年度からは、お客さま満足・お客さま対応品質の向上を目指す社員一人ひとりの「品質向上取り組み」や生損一体運営によりグループの強み発揮を目指す「シナジー推進取り組み」と一体で推進し、名称を「ステージアップ・プログラム」に統一して、取り組みの活性化・活動内容のレベルアップを図っています。
※社員一人ひとりの「品質向上取り組み」については、41ページ「社員一人ひとりの品質向上取り組み」をご参照ください。

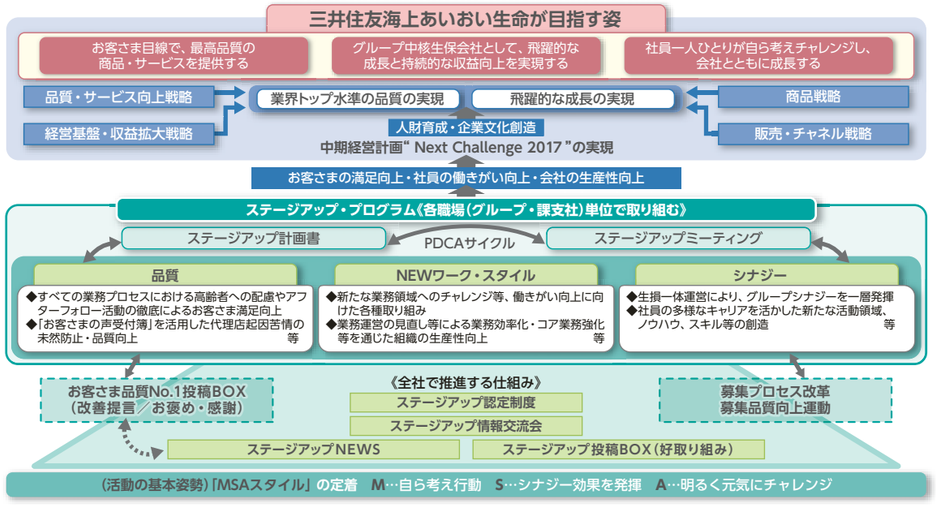

商品トピックス

「&LIFE 新医療保険A（エース）（低・無解約返戻金選択型医療保険 無配当）」発売

2013年12月2日に、個人向け商品ブランド「&LIFE」シリーズの新商品「新医療保険A（エース）（低・無解約返戻金選択型医療保険 無配当）」を発売しました。
短期の入院から長期にわたる入院まで充実した保障をご準備いただける主契約に加え、お客さまのニーズにより、ガンや三大疾病の際の一時金保障、ガン治療のための通院保障、女性疾病の上乗せ保障等の特約が選択可能です。「新医療保険A（エース）」はその商品性が高く評価され、発売開始以来4ヵ月あまりでお申込件数が10万件を突破しました。

《主な特徴》

主契約	1. 日帰りから4泊5日までの短期の入院では、一律5日分の給付金をお受け取りいただけます。 2. 三大疾病（ガン・心疾患・脳血管疾患）による入院の場合、1回の入院、保険期間通算の入院ともお支払い限度日数の制限はありません。 ※三大疾病以外の1回の入院についてのお支払限度日数は、30日型・60日型・120日型の3タイプよりお選びいただけます。また、保険期間通算のお支払限度日数は1,095日となっています。 3. 手術保障は、公的医療保険の算定対象となる約1,000種類の手術に対応します。 4. 放射線治療や入院中に集中治療室管理を受けられたときにも、給付金をお受け取りいただけます。 5. お客さまのニーズに応じ、低解約返戻金型と払込期間中無解約返戻金型より選択いただけます。
特約（無解約返戻金型）	1. ガンと診断されたときに一時金をお支払いする特約に加えて、三大疾病による入院時に一時金をお支払いする特約を新設し、いずれも再発時に対応できるようお支払回数を無制限としました。 2. ガンの治療のための通院時に給付金をお支払いする特約を新設しました。 3. 女性疾病を保障する特約では、従来商品の対象疾病に新たにくも膜下出血等を追加することで、お支払いの対象となる疾病の範囲を拡大しました。また、乳ガンによる乳房の切除・再建術や子宮の摘出術などの時にはより手厚い給付金をお受け取りいただけます。 4. 先進医療にかかわる技術料・交通費・宿泊費を保障する特約のお支払限度額を2,000万円に引き上げました。 5. 要介護状態となった場合に、年金や一時金をお支払いする特約を付加できます。

※商品の概要を説明しています。お支払事由等の商品の詳細は「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お客さまに医療情報をお伝えする活動

当社は、最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に積極的に取り組んでいます。
日々進化する医療について「正しく知ること」。
そのお手伝いをすることが生命保険会社の社会的使命の一つだと考えています。

最先端の医療をお伝えする活動

オープンセミナー「闘わないがん治療 粒子線治療セミナー」の開催

健康・医療をテーマとしたオープンセミナーとして「闘わないがん治療 粒子線治療セミナー」を開催しています。2014年3月末までに、全国各地で延べ143回開催し、20,000人を超えるお客さまに聴講いただきました。
健康と医療について、お客さまの理解を深めていただくことに努めています。

冊子「先進医療を知るガイドブック」

〈ガイドブック〉

先進医療技術に関する基礎知識および代表的な5種類の先進医療技術※について、図表データやカラー写真などを用いてわかりやすく解説しています。
代理店・社員を通じてお客さまに無償配布しています。
※がんの重粒子線治療、がんの陽子線治療、がん免疫細胞療法、血管新生療法、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術
（2014年6月当社調べ）

ホームページでの情報発信

先進医療.net（先進医療ドットネット）
http://www.senshiniryo.net/
先進医療の情報を閲覧できる情報発信型の専用WEBサイトです。先進医療を実施している医療機関の詳細レポートや先進医療に関するコラムにより、最先端の医療に関する情報をお届けしています。

先進医療ナビ
http://www.msa-life.co.jp/senshin_navi/
先進医療の基礎知識、先進医療に該当する技術および療養内容、その実施医療機関を調べることができる情報検索型の専用WEBサイトです。平易な表現を用いた解説や、豊富な検索方法など、閲覧される方の目的や用途に応じて、わかりやすくご紹介しています。

脳卒中に関する啓発活動（脳卒中プロジェクト）

脳卒中セミナーの開催

公益社団法人日本脳卒中協会と共同事業契約を結び、全国各地で脳卒中の専門医を講師とする「脳卒中セミナー」を開催しています。
脳卒中では治療後の後遺症に悩む方が多くいます。また、要介護状態の最大の原因です。多くの皆さまに脳卒中の「予防」と「備え」への理解を深めていただくことに努めています。

聴講者
累計13,300名
（2014年3月末現在）

「脳卒中週間（5/25 ～ 31）」での取り組み

公益社団法人日本脳卒中協会が定める「脳卒中週間」では、脳卒中の症状や予防・治療などについて正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、全国の生保課支社および代理店が店内にポスターの掲示を行っています。

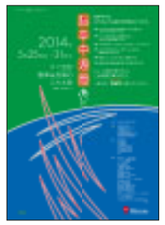

脳卒中発症予測シミュレーション

http://www.senshiniryo.net/
年齢や身長・体重・最大血圧を入力するだけで、簡単に脳卒中の発症リスクを調べることができます。
監修：秋田県立脳血管研究センター

【結果】

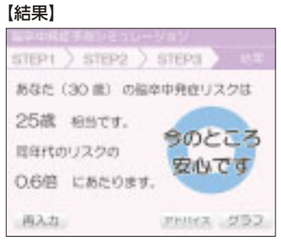

【アドバイス】

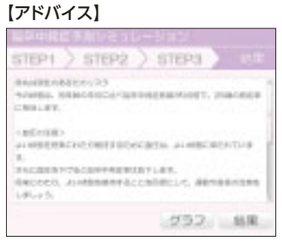

【グラフ】

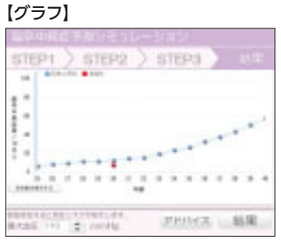

ご契約時のご案内

お客さま

お客さまの多様なニーズに合った保険商品をご案内するために、取扱商品についてまとめた「保険種類のご案内」や「各種特約のご案内」を作成しています。

個々の保険商品については、各種の商品パンフレットや商品チラシ、保険設計書をご用意しています。
また、お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報を記載した「契約概要」を必ずご説明のうえお渡しして、お客さまに重要事項についてご理解いただけるよう努めています。

保険金等をお支払いできない場合等のお客さまに不利益となる情報を記載した「注意喚起情報」を、ご契約についての重要事項・諸手続き等のお客さまにお知らせすべき事項やご契約についての取り決めを記載した「ご契約のしおり・約款」とともに、必ずご説明のうえお渡しして、お客さまに重要事項についてご理解いただけるよう努めています。

お客さまのニーズ・ご意向に合った適切な保険商品をご提供するため、「意向確認書」を作成・交付しています。お申込みいただく内容について、お客さまが最終的に確認する機会を確保するために、お申込みいただく前に、保障の目的、保険種類、保険金額、保険期間、保険料等について、ご意向に沿っているか確認させていただくものです。

当社・代理店

重要なことをわかりやすくお伝えする取り組み

お客さまの利便性向上への取り組みの一環として、重要なことをわかりやすくご案内し、十分にご理解いただくために、お客さま向け説明資料や帳票の改善を図っています。

(1)CD-ROM約款の取り組み

当社では、全商品の「ご契約のしおり・約款」※1を1枚のCD-ROMに収容した「CD-ROM約款」の交付※2を行っています。「CD-ROM約款」では、お客さまにとっての利用品質を重視し、高い利便性とより一層のわかりやすさを追求しています。情報の検索性を向上させて、知りたい事項に無理なく到達しやすくすることでお客さまの負担を軽減し、全体の概要がわかりやすいデザインとしています。
この「CD-ROM約款」は、お客さまにとって「見やすく、わかりやすく、伝わりやすい」ご契約のしおり・約款として、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会※3より保険業界で初めて「UCDA認証」を取得しました。

※1：団体保険を除きます。「ご契約のしおり・約款」は、ご契約内容や商品の特徴と仕組み、諸手続き等お客さまに知っていただきたい重要事項を記載しているお客さま向け説明資料です。
※2：お客さまのご希望により「CD-ROM約款」「冊子版」のいずれかを選択いただくことが可能です。

CD-ROM約款

トップ画面

(2)生命保険告知書の取り組み

お客さまに「安心と満足」をお届けするためには、ご契約のスタートにあたって、お客さまにもれなく告知いただくことがとても重要です。当社は、2013年4月に「告知義務違反*の発生防止」の取り組み強化策として、告知書を全面改定しました。(*告知義務違反については、56ページをご参照ください。)
改定にあたっては、お客さまに正しく、もれなく告知いただけるように告知もれ事例の原因分析を行うとともに、科学的手法により、お客さまが少ない負担で告知書を記入できるようデザインを追求しました。これにより、従来以上にじっくりと告知書を読み、記入いただくことで、告知もれを防ぎます。

生命保険告知書

生命保険告知書が「UCDAアワード2013」を受賞

当社生命保険告知書の「伝わりやすさ」が高く評価され、2013年6月、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会※3が主催する「UCDAアワード※4 生命保険 告知書部門」において、最優秀賞である「UCDAアワード2013」(情報の伝わりやすさ賞)を受賞しました。

※3：一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会(UCDA)は、情報コミュニケーションにおけるデザインの「見やすさ、わかりやすさ、伝わりやすさ」の研究、普及・啓発活動を行っており、「わかりやすさ」の基準を策定し、コミュニケーションツールおよびコミュニケーションプロセスの審査・認証をしています。
※4：「UCDAアワード」は企業が提供する情報を産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価したものです。

商品に関する情報提供（デメリット情報を含む）

お客さまが、生命保険の内容や制度についてご存じないために、不利益を被るような条項は、不利益条項（デメリット情報）と呼ばれています。お客さまがご理解されていなかったことによる不利益を生じさせないためにも、ご契約時に「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などにより、契約上の重要事項を説明したうえでお渡しし、周知徹底を図っています。主なものとしては、以下のとおりです。

（1）告知義務および告知義務違反などによる解除

契約者および被保険者には、健康状態や職業など、重要なことがらについてありのままをお知らせしていただくことになっています。これを「告知義務」といいます。
当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、会社はご契約を解除することがあります。
また、保険金の請求における詐欺など、生命保険制度の健全性を揺るがすような重大事由に該当した場合も、会社はご契約を解除することがあります。

（2）保険金等をお支払いできない場合について

「ご契約から一定期間内における被保険者の自殺」や、「受取人等の故意または重大な過失による支払事由の発生」など、お支払い事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

（3）ご契約の失効

払込猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付（お立替え）が行われないときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

①保険料の払込猶予期間
保険料は払込期月中にお払い込みいただきます。なお、払込期月中にお払い込みがない場合でも、次のとおり払込猶予期間があります。

〈保険料の払込猶予期間〉
○月払契約
…払込期月の翌月初日から末日までです。
○年払・半年払契約
…払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日までです。契約日の応当日がない場合は、その月の末日までです。
ただし、契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。

（注1）積立利率変動型終身・積立利率変動型終身（低解約返戻金型）、団体保険の払込猶予期間は、年払・半年払契約についても、払込期月の翌月初日から末日までです。
（注2）「応当日」とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことで、特に、月単位・半年単位の契約日の応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。
〈例〉2014年4月5日に契約された場合
契約日の応当日＝保険期間中の毎年4月5日

②ご契約の復活
万一、保険料のお払い込みがなく契約の効力がなくなっても（失効）、各保険種類に応じた所定の期間内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。
※この場合、無選択タイプの契約を除き、あらためて告知または診査をしていただきます。また、その際に失効期間中にお払い込みいただけなかった保険料等を当社所定の期日までにお払い込みいただくこととなります。ただし、ご契約を解約された場合や健康状態によってはご契約の復活はできません。

（4）現金がご入用になったとき

現金がご入用のときは、解約返戻金の一定の範囲内で、一時的に必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけます。
※保険種類等によっては、お取り扱いできない場合があります。

（5）保険料のお払い込みが困難になったとき

保険料のお払い込みが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けられる方法があります。

このようなとき	このような方法で	
一時的に保険料のお払い込みができないとき	保険料の自動振替貸付制度（お立替え）	●ご契約後ある程度年数が経ち、解約返戻金があるご契約について、保険料お払い込みの猶予期間が過ぎても保険料のお払い込みがない場合に、当社が保険料を自動的にお立替えする制度です。 （制度の概要） ・貸付金額…解約返戻金の一定の範囲内です。 ・利　　息…当社所定の利率により複利で計算します。 ・返済方法…全額返済のほか、分割返済も取り扱います。 ・精　　算…保険金や解約返戻金のお支払い時などには、自動振替貸付の元利金を差引精算します。
途中から保険料のお払い込みを中止するが、ご契約を有効に続けたいとき	払済保険への変更	●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、払済保険に変更します。保険金額は小さくなりますが、保険期間はそのままです。 ◇各種特約は消滅します。 ◇変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。
	延長保険への変更	●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。 ●死亡・高度障害保険金額は、原則、変更前の主契約と同額です。 ●変更時の解約返戻金の額により、新たに保険期間を定めます。 ◇各種特約は消滅します。
保険料のお払い込み額を少なくされたいとき	保険金額、入院給付金日額等の減額	●当社所定の範囲内で保障額を減額することにより、保険料のお払い込み額を少なくし、ご契約を継続していただくことができます。 ◇主契約または定期保険特約などの保険金額を減額されますと、各種特約の保険金額・入院給付金日額なども減額されることがあります。 ◇減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。

※保険種類・契約内容・保険料の払込方法によっては、上記のお取り扱いができない場合があります。

（6）解約返戻金

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約された際に払い戻されます。
そのため、特に契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
また、解約返戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。
なお、団体保険につきましては、解約返戻金・脱退返戻金はありません。

（7）クーリング・オフ制度

「注意喚起情報を受け取られた日」または「申込書受領日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みを撤回することができ、この場合にはお払い込みいただいた金額をお返しします。ただし、以下の場合には、このお取り扱いができません。
- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

商品ラインアップ

(1)主な販売商品

当社では、万一の際の死亡保障や高齢化社会に対応した一生涯保障など、お客さまのニーズにお応えできる商品を取り揃えています。この中から、万一の際の死亡保障に関しては、「積立利率変動型終身保険」「定期保険」「収入保障保険」などの商品を中心に、お客さまのニーズに合わせて必要な保障をご提案しています。病気やケガによる医療保障に関しては、「新医療保険A(エース)」「新ガン保険α」で保障を確保できるほか、「積立利率変動型終身保険」などの死亡保障商品へ各種特約を付加してご準備いただくことも可能です。
また、お客さまのライフプランをより充実させるために、「養老保険」やお子さま向けの「こども保険」、老後の生活資金準備に適した「個人年金保険」などの貯蓄性商品もご提供しています。
法人向けには、万一の際の死亡保障だけでなく、従業員や取引先に対しても事業をとどこおりなく継続させ発展させていくとともに、経営者自身の退職金資金の備えともなるよう、「100歳満了定期保険」「逓増定期保険」等をラインアップとして揃え、多様なニーズに対応しています。

(2)商品ブランド「&LIFE」を展開

当社では、商品ブランド「&LIFE」を展開しています。「&LIFE」は、個人向け主力商品を対象とした商品ブランドです。
『人生で出会うたくさんの「もしも=IF」を大きな「安堵(あんど)」で守る』そんな頼りがいのある保険をご提案します。

対象商品	
積立利率変動型終身保険	新医療保険A(エース)
積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)	一時払終身医療保険(低解約返戻金型)
無解約返戻金型総合収入保障保険	新ガン保険α
収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)	こども保険
無解約返戻金型逓減定期保険	個人年金保険

人生の「もしも」を「安堵(あんど)」にかえる。
&LIFE
アンドライフ

<ブランドメッセージ>
人生のさまざまな「もしも=IF」を「安堵」にかえる、そんな頼りがいのある保険
名前は、『&LIFE(アンドライフ)』。
いつでもお客さまのそばにいて全力でささえていく。
『&LIFE』は、お客さまと大切なご家族の毎日を、輝く未来につなぐ生命保険のブランドです。

お客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、万一の際の死亡保障や高齢化社会に対応した一生涯の保障、病気やケガによる医療保障、老後の生活資金準備やライフプランをより充実させるための商品など、多様な商品をラインアップしています。

キャラクター

「&LIFE(アンドライフ)」のキャラクターには、幅広い世代に知られる「あらいぐまラスカル」と人気女優の桐谷美玲さんを起用し、親しみやすさやお客さま認知度の向上を目指しています。

©NIPPON ANIMATION CO.,LTD.

(3)個人向け商品

【主契約】

商品名	特　長
●&LIFE 積立利率変動型終身保険 ●&LIFE 積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)	一生涯保障という終身保険の特長はそのままに、市場金利の動向に応じて保険金額や解約返戻金の額を増加させる仕組みを備えています。なお、「&LIFE 積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)」は、保険料払込期間中の解約返戻金を通常の70%とし、保険料を低廉にしたものです。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。
●終身保険	高齢化社会にふさわしく、保障は一生涯続きます。また、相続対策としても有効であるうえ、現金が一時的に必要になったときはキャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度もご利用いただけます。 ※保険料のお払い込みは「一時払」のみの取り扱いとなります。
●積立型終身保険 ●5年ごと利差配当付積立型終身保険	保険料払込期間中の死亡・高度障害保障の額を抑えていますので、その分、終身保険よりも低廉な保険料で一生涯の保障を確保できます。特に、保険料払込期間を退職年齢に合わせていただきますと、退職後の一生涯の保障を割安な保険料で合理的にご準備いただけます。 なお、保険料払込期間中の災害による死亡および高度障害についての上乗せ保障のある「A型」と上乗せ保障のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。
●定期保険	死亡・高度障害保障に的を絞った合理的な保険ですので、一定期間の大きな保障を低廉な保険料で得られ、保険期間満了時の健康状態にかかわらず、最長80歳までご契約を更新することができます。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。
●低解約返戻金型定期保険	前記の定期保険と保障内容は同一ですが、一定期間の解約返戻金の額を前記の定期保険の70%水準に抑制することにより、保険料を低廉にしたものです。 解約返戻金を抑制する期間は、豊富なパターンの中からお選びいただけるようになっており、さまざまなニーズにきめ細かく対応することができます。

商品名	特　長
●無解約返戻金型定期保険	前記の定期保険と保障内容は同一ですが、保険期間中の解約返戻金をなくすことにより、保険料をさらに低廉にしたものです。 個人のお客さま・法人のお客さまを問わず、できるだけ少ないご負担で大きな保障をご希望される場合に適しています。
●&LIFE 収入保障保険	死亡または高度障害状態になられたときに、ご契約いただいた額の年金(収入保障年金または高度障害年金)を保険期間満了時まで毎月お支払いします。なお、保険期間満了時に無事故給付金を受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。
●&LIFE 総合収入保障保険	死亡・高度障害状態だけでなく、約款所定の特定障害状態・要介護状態になられたときにも保険期間満了時まで年金をお支払いするため、世帯の収入が途絶・減少するリスクに対して幅広い保障を得ることができます。また、特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときには、以後の保険料のお払い込みが不要となります。 なお、保険期間満了時に無事故給付金を受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。
●&LIFE 逓減定期保険	保険金額が期間の経過に応じて減少していく仕組みを持つ定期保険で、必要保障額の推移に合わせた合理的な保障が得られます。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。
●逓増定期保険	保険金額が約款所定の割合で最高5倍まで増える仕組みを持つ定期保険で、お子さまの誕生など将来扶養家族が増えたり、収入が増加していく場合に備えることができます。
●特定疾病保障終身保険 ●5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ●特定疾病保障定期保険	悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、入院の有無にかかわらず保険金(特定疾病保険金)をお支払いします。保険金は治療費としてご活用いただくことはもちろん、自宅療養中の費用やご家族の生活費などにご利用いただくこともできます。また、死亡・高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。

商品名	特　長
●養老保険 ●5年ごと利差配当付養老保険	万一のときの保障を確保しながら財産形成ができますので、老後の生活資金やお子さまの教育資金・結婚資金づくりに役立ちます。また、一時的にお金が必要になったときは、キャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度をご利用いただけます。
●&LIFE こども保険	お子さまの教育資金をご準備いただけるよう、進学時期に合わせて約款所定の祝金を受け取ることができます。また、こども医療特約を付加することにより、お子さまの入院・手術・ケガによる通院を保障することができます。 なお、ご契約者の方が死亡・高度障害状態になられたときに養育年金が受け取れる「I型」と、養育年金の保障がない「II型」の2つのタイプからお選びいただけます。
●&LIFE 新医療保険A(エース)	日帰りの入院から保障し、さらには手術や放射線治療、集中治療室管理を受けた場合も保障するなど、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。 また、特約を付加することにより、三大疾病による入院時の一時金、女性特有の病気による入院・手術、先進医療の治療費、ガンの診断時の一時金やガンの治療のための通院、要介護状態該当時の年金・一時金に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。
●&LIFE 一時払終身医療保険	保険料を一時払でお払い込みいただく医療保険で、一生涯にわたり医療保障が続きます。&LIFE 新医療保険A(エース)と同様、日帰り入院から保障し、手術や放射線治療、集中治療室管理を受けた場合の保障、さらに特約を付加することで先進医療に対する保障が得られます。 また、被保険者が死亡された際は一時払保険料相当額の死亡給付金をお支払いします。
●&LIFE 新ガン保険α	ガンで入院されたときに給付金をお支払いします。 また、特約を付加することにより、ガンの診断時の一時金、入院後の退院(在宅療養)時の保障、先進医療の治療費、死亡または高度障害状態に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。
●&LIFE 個人年金保険	老後の生活資金を計画的に確保することができます。なお、個人年金保険料税制適格特約を付加されますと、お払い込みの保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。

【主な特約】

特約名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
定期保険特約	無理のない保険料で、死亡・高度障害状態の際の保障を大きくしたい方へ
無解約返戻金型収入保障特約	毎年安定した収入を遺族に残したいとお考えの方へ
災害割増特約	不慮の事故または約款所定の感染症による死亡・高度障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新傷害特約	不慮の事故もしくは約款所定の感染症による死亡、および不慮の事故による身体障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新災害入院特約	不慮の事故による入院の際の保障をご希望の方へ
新疾病入院特約	病気による入院や病気・不慮の事故による手術の際の保障をご希望の方へ
新成人病入院特約	成人病による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
新女性疾病入院特約	女性に多い病気による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
終身介護保障特約 （無解約返戻金型）	要介護状態等に対する年金や一時金の保障をご希望の方へ
リビング・ニーズ特約	余命6ヵ月以内と判断されるときに、ご契約の死亡保険金の全額または一部を生前に受け取りたい方へ
保険料払込免除特約	特定疾病（悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中）、約款所定の特定障害状態や要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを不要としたい方へ
代理請求特約	被保険者の方が保険金・給付金や保険料の払込免除をご請求できない場合に、その代理人がご請求できるようにしておきたい方へ

	特約名
&LIFE こども保険用の特約	こども医療特約
&LIFE 新医療保険A（エース）用の特約	入院時手術給付特約（無解約返戻金型）、先進医療特約（無解約返戻金型）、 三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）、女性疾病給付特約（無解約返戻金型）、 ガン診断給付特約（無解約返戻金型）、ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）、 終身介護保障特約（無解約返戻金型）
&LIFE 一時払終身医療保険用の特約	一時払先進医療特約
&LIFE 新ガン保険α用の特約	ガン診断給付特約α、在宅療養給付特約α、ガン先進医療特約α、 ガン死亡保障特約α、ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）

（4）団体向け商品

商品名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
総合福祉団体定期保険 無配当総合福祉団体定期保険	従業員が万一のときの福利厚生制度（弔慰金・死亡退職金等）の円滑な運営をお考えの企業へ
団体定期保険	従業員が万一のときの、自助努力による死亡保障制度をお考えの企業へ
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ
医療保障保険（団体型）	公的医療保険制度補完の仕組みをお考えの企業へ

サービストピックス

お客さまWebサービスのリニューアル

当社は、インターネット上でのご契約内容の照会、各種変更手続き等をよりわかりやすくお使いいただくために、2014年5月より「お客さまWebサービス」をリニューアルしました。

1. ログイン画面のリニューアル

「お客さまWebサービス」では、当社ホームページ上で、ご契約内容の照会や住所変更手続き、保険料振替口座変更のお申し出等を行っていただくことができますが、これまではご契約時の取り扱い会社（三井住友海上あいおい生命・旧三井住友海上きらめき生命、旧あいおい生命）によってログイン画面が分かれご不便をおかけしていました。
今回「お客さまWebサービス」のログイン画面を統合し、ご契約時の取り扱い会社が違っていても同一の画面でご契約内容の照会、各種変更手続きのお申し出を行っていただくことが可能になりました。

2. サービス受付時間の改定

サービス受付時間を改定し、すべての契約について8時～26時（深夜2時）までご利用いただけるようになりました（一部のサービスは9時～22時までとなります）。

3. お客さま情報の拡充

お客さまの緊急連絡先として携帯電話番号やご家族の連絡先等を新たに登録可能とし、同情報を活用することによって、災害時等に当社から連絡させていただけるようにいたしました。

ご契約後のサービス・情報提供

ご契約期間中のご案内・情報提供

「ご契約内容のお知らせ」

毎年1回、すべてのご契約者さま宛に、ご加入いただいているご契約内容や各種お手続きの方法、会社情報等についてのご案内をお届けしています。
ご契約内容のご確認や保障の見直しにお役立ていただくほか、同封の変更届にて住所変更のお手続きも承っています。

その他の各種ご案内

その他にも、当社では下記のようなご案内をお送りすることで、ご契約者さまへの情報提供を行っています。

保険料のお払い込みについて	● 口座振替予定のご案内 ● 保険料口座振替不能のお知らせ ● 生命保険料お立替えのお知らせ	● 保険料払込期間満了のお知らせ ● ご契約失効のお知らせ
その他	● 自動更新のお知らせ ● 積立利率変動のお知らせ	● 契約者貸付金残高のお知らせ ● 満期に関するお知らせ

インターネットでの各種照会・お手続き等

当社ホームページ上で、ご契約内容の照会、住所変更手続き、保険金・給付金請求のお申し出等の各種照会・お手続きを行うことができます（お客さまWebサービス）。
http://www.msa-life.co.jp

ご利用いただけるサービス
○ご契約内容の照会※
○保険料控除証明書の再発行手続き※
○住所変更手続き※
○保険金・給付金、改姓・口座変更のお申し出
○給付金請求書類の取り出し
○保険証券再発行のお申し出
○各種お問い合わせ
※ 当社ホームページ内のお客さまWebサービス（個人のお客さま専用のサービス提供サイト）に別途ご利用登録（無料）が必要です。

ご契約内容に関するお手続きについて

当社の「お客さまサービスセンター」では、ご契約者さまから、ご契約内容に関するお手続きやお問い合わせを承っています。また、ご契約内容変更の手続き書類を当社からご契約者さまへ直接発送する「ダイレクトサービス」を実施することにより、迅速で丁寧なサービスをご提供しています。

お手続き・お問い合わせ窓口

お客さま専用電話（無料）
0120-324-386
受付時間：月～金 9:00 ～ 18:00　土 9:00 ～ 17:00
（日・祝日・年末年始を除きます）

お手続き・お問い合わせの例

■入院したので給付金を請求したい　■住所を変更したい　■保険料の振替口座を変更したい
■契約者貸付を受けたい　■契約の名義を変更したい　■控除証明書を紛失したので再発行してほしい

当社に関する情報提供

(1) ディスクロージャー資料（本冊子）

「保険業法第111条」に基づき、決算報告、事業内容、活動状況を記載するディスクロージャー誌を毎年1回発行しています。
全国の営業拠点および主要な代理店に備え置くとともに、ホームページにも掲載しています。

(2) ホームページ

当社ホームページでは、当社に関するさまざまな情報を公開しています。
http://www.msa-life.co.jp

(3) 会社案内

当社の会社概要を簡潔にまとめた冊子です。

ご契約者さま専用 無料電話相談サービス「満点生活応援団」

当社では、保険契約にご加入いただいているお客さまとそのご家族の皆さまへ、健康・医療、介護、育児、暮らし等に関するお悩みについての無料電話相談サービス「満点生活応援団」をご提供しています。
保険金・給付金等のお支払いだけではなく、お客さまのお悩み解決のサポート、情報提供を通して、少しでもお客さまの生活を応援したいと考えています。

カテゴリー	概要	サービスメニュー
健康・医療	●年中無休24時間体制で、健康や医療に関するご相談に看護師等、専門の相談員がお応えします。さらに状況に応じて専門医への電話相談、症状に見合った医師への紹介状(相談情報提供書)の発行等のサービスをご提供します。	●看護師相談 ●メディカルオピニオンサービス(看護師・専門医との3者間通話) ●おくすり相談 ●医療機関総合情報提供 ●紹介状発行サービス ●人間ドック紹介 ●PET検診紹介 ●脳ドック検診紹介 ●ヘルスチェックサービス ●脳卒中専門相談 ●メンタルヘルス相談
介護	●公的介護保険制度のしくみや介護方法等のご相談にお応えし、お近くの介護サービス事業者等の介護関連情報もご提供します。	●介護相談 ●介護・福祉総合情報提供
暮らし	●育児や妊娠中の悩み、子育てに関するご相談にお応えします。 ●弁護士、税理士、ファイナンシャル・プランナー、社会保険労務士など専門家が日常生活上のお悩みにお応えします。	●育児・子育て相談 ●暮らしのトラブル相談 ●税務相談 ●年金・資産運用相談 ●社会保険労務士相談 ●暮らしの情報提供
家事代行業者紹介	●被保険者が手術・死亡されたとき、家事代行業者をご紹介します。	●家事代行業者紹介

※サービスの内容、時間等は2014年6月現在のものであり、予告なく変更・中止する場合があります。
※サービスは提携会社を通じて行います。

ご請求時・お支払い時のご案内

保障内容や保険金等のご請求手続きを理解していただくために、お客さまへのご案内の充実を図っています。

(1)ご請求時のご案内

お客さまからのご請求のご連絡は、お客さまサービスセンターの保険金・給付金専門スタッフがお電話で承り、ご請求からお支払いまでの流れや、お支払いできる可能性のある保険金・給付金をご説明します。
また、請求手続きに必要な書類をお客さまのご契約内容とご請求内容に応じて作成し、返信用封筒を同封してお客さまに直接お送りしています。

〈ご請求に必要な書類について〉

また、その際には「保険金・給付金のご請求について」を同封し、お手続きの流れや、保険金・給付金をお支払いする場合・できない場合の具体例をご案内しています。
その後ご請求のないお客さまには、ご連絡を受けてから1ヵ月後に「ご請求サポートコール」*でお電話によるご請求の確認を行っています。その後も定期的にお電話やお手紙による確認を行っています。
*保険金等の請求を申し出られながら請求書を提出いただけていないお客さまへ、保険金サービス部請求サポートグループから、ご請求手続きのお勧めと手続き方法に関するご説明を行います。

〈保険金・給付金のご請求について〉

(2)ホームページでの請求書類のご提供

当社ホームページでも保険金・給付金請求書類をお取り寄せいただけます。日曜・夜間等のお客さまサービスセンターの受付時間外でもお申し出が可能です。

〈ホームページでの請求書類お取り寄せ〉

(3)お支払い時のご案内

お支払い時には「お手続完了(お支払明細)のお知らせ」を郵送します。また、「お支払クイックコール」*でお電話によるご案内も行っています。
保険金・給付金のお支払い手続きの中で、他の保険金・給付金をお支払いできる可能性がある場合には、「お手続完了(お支払明細)のお知らせ」に請求手続きのご案内をしています。
その後ご請求のないお客さまには、定期的にお手紙による確認を行っています。
*保険金等の請求書を提出されたお客さまへ、保険金サービス部保険金グループから、提出書類に不備がある場合における解消に向けた迅速なご連絡や手続き完了のご連絡を行います。

〈お手続完了(お支払明細)のお知らせ〉

保険金等支払管理態勢とお支払い状況

当社は、保険金等支払の仕組みや支払可否について、お客さまにご理解いただけるよう、真摯にわかりやすく説明するとともに、公平性・健全性に留意し、迅速かつ適切に遂行することを基本とし、これらを実現するための保険金等支払管理態勢の構築および確保に不断に取り組んでいます。
保険金等支払管理態勢の整備にあたっては、お客さまの利便性を最優先に考え、保険金等を漏れなくお支払いするために、「契約加入時」「保険契約期間中」「請求受付・案内時」「支払期日到来時・契約失効時およびその後の請求可能期間中」の各段階において、保険金等のお支払いについて十分ご説明し、約款に定める保険金等をお支払いする事由が発生した場合に、個々のお客さまごとに迅速かつ適切にわかりやすいご請求の案内を行うよう努めています。
また、保険金等支払業務の正確性・客観性・透明性を確保する観点から、保険金等支払業務の適切性を社内および社外から監視・検証する態勢を整備するとともに、保険金等のお支払いに関する苦情を漏れなく把握して、お客さまの声を業務の改善に反映させる取り組みを行っています。

保険金等支払管理態勢

当社では保険金等のお支払いについて、以下の態勢を構築し、業務の適切性確保に万全を期しています。

- 保険金・給付金のお支払いにつきましては、業務に精通した担当者が迅速かつ適切に対応するとともに、支払い誤りを防止するため、複数の担当者によるチェックならびに別組織によるお支払い前の全件点検・検証を実施しています。
- 「保険金等支払管理委員会」では、保険金等支払管理態勢についての課題を洗い出し、対応策等を協議しています。
- 「保険金等支払諮問会議」では、保険金等のお支払いに関して、社外弁護士や消費者問題専門家から聴取し、業務運営の一層の向上に役立てています。
- 「苦情・紛争審査会」では、裁判外紛争解決（ADR）機関に裁定の申し立てがあった事案やそれに準ずる苦情事案について、社外弁護士の意見を聴取しつつ、会社としての適切な対応方法等について協議・決定しています。
- 「保険金支払審査会」では、社外弁護士の意見も聴取しつつ、保険金・給付金に関する個別案件の支払・不支払決定等の適切性について協議しています。
- 保険金・給付金のお支払いの可否等に関し、お客さまからの相談窓口を社内に設置するとともに、社外の弁護士を窓口とする「お客さま相談窓口」を別途設けています。
- お客さまと当社の間で紛争解決が図れない場合、お客さまは「金融ADR制度」に基づき、生命保険協会（生命保険相談所内「裁定審査会」）をご利用いただくことができます。

【当社の保険金等支払管理態勢図】

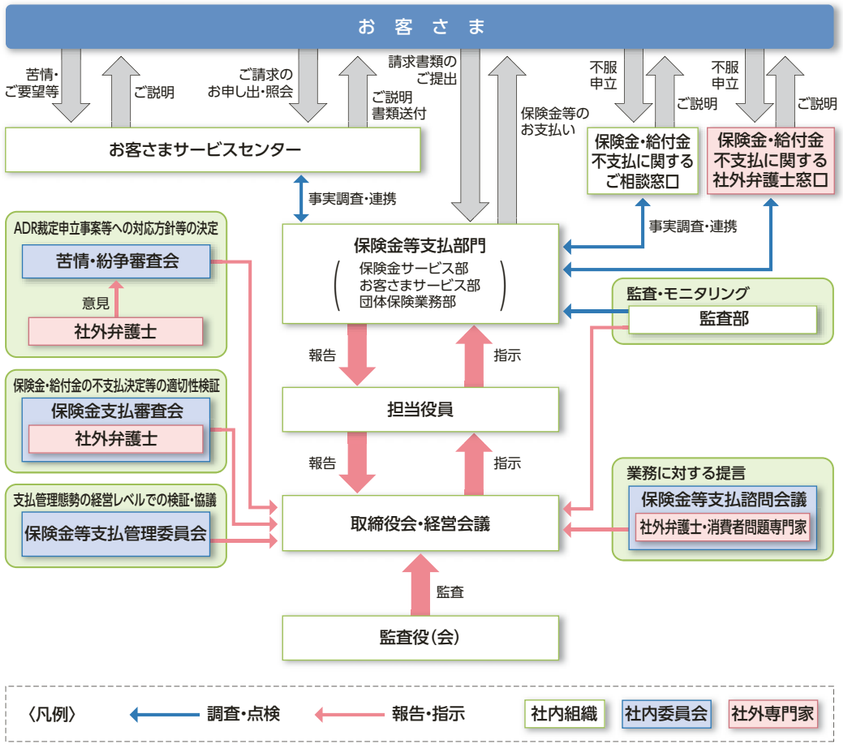

保険金・給付金のお支払い状況

当社は、病気やケガなどによる万一の場合の保障として、2013年度において約9万件、325億円の保険金・給付金をお支払いしました。

【お支払いした件数・金額】(2013年度)

	保険金	給付金	合　計
お支払い件数	3,384件	86,627件	90,011件
お支払い金額	22,509百万円	10,033百万円	32,542百万円

一方、なんらかの理由により残念ながらお支払いに該当しないと判断したご請求が2,901件ありました。

【お支払いに該当しないと判断した件数】(2013年度)

非該当理由	保険金	給付金	合　計
詐欺取消	0件	0件	0件
不法取得目的無効	0件	0件	0件
告知義務違反解除	7件	200件	207件
重大事由解除	0件	1件	1件
免責事由該当	92件	18件	110件
支払事由非該当	52件	2,531件	2,583件
合　計	151件	2,750件	2,901件

※上記件数については生命保険協会にて策定した基準に則って集計しているため、当社における従来の集計基準による件数とは一部異なります。
※個人保険と団体保険の合算数値となっています。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数としています。

【ご参考:用語のご説明】
「お支払いに該当しないと判断した件数」の内訳に関する用語の解説は以下のとおりです。

●詐欺取消
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が取消となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

●不法取得目的無効
保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

●告知義務違反解除
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

●重大事由解除
保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

●免責事由該当
保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

●支払事由非該当
責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

代理店教育・研修

お客さまに安心と満足を提供するため、以下のような生命保険代理店(募集人)のあるべき姿を基本として、代理店教育・研修に取り組んでいます。

●生命保険販売に関する商品知識、周辺知識を持ち、お客さまに信頼されている
●事務・コンプライアンス面(募集ルールの遵守)において代理店業務が自己完結できる
●生命保険販売に関する経営方針・ビジョンが確立されている
●「お客さまのニーズに沿った」提案活動ができる
●生命保険販売活動を定期的かつ継続的に実践している
●システム活用ができている

(1)代理店教育・研修体系

生命保険代理店委託後の初期段階から、適正な募集活動に必要な知識とスキルの習得に向け、「各種業界共通教育」、「本社集合研修」、「地域研修」、「営業活動を通じた日常指導」を実施しています。

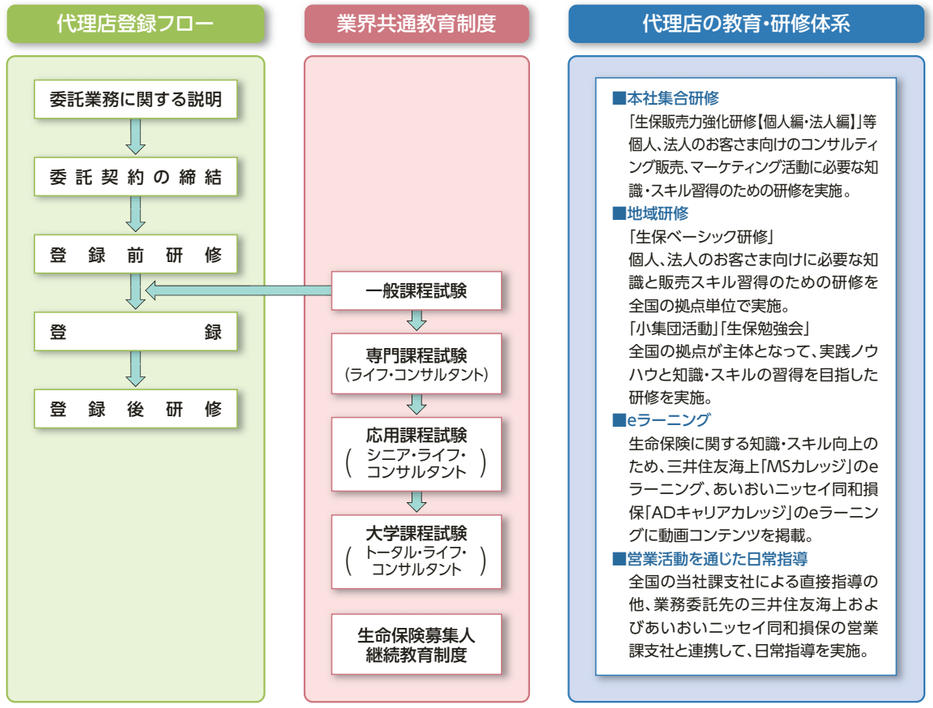

(2)信頼される代理店の育成を目指して

生命保険の販売では、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかり把握して、お客さま一人ひとりに適した保障をご提案する「コンサルティング」が必要とされています。
当社ではお客さまニーズに応える適正な募集活動・アフターフォローを自立して行える代理店の育成を図るべく、教育研修を企画・実施し、品質の一層の向上を目指しています。

FC社員・LIM社員について

FC（フィナンシャル・コンサルタント）社員、LIM（ライフ・インシュアランス・マネージャー）社員は、生命保険販売のプロフェッショナルです。お客さまのご希望や潜在的なニーズを分析して、独自に開発したコンサルティングソフト「ライフプランNavi」を活用するなど、お客さまの人生設計（ライフプラン）に相応しい最適な保障のご提案を通じて、お客さまの人生の「良きアドバイザー」であることを使命としています。

FC（フィナンシャル・コンサルタント）社員とは

FC社員は、もっぱら未取引のお客さまに、最高品質のフィナンシャル・コンサルティング・サービスを提供することをミッションとしています。保障の大切さをお伝えし、長期にわたる信頼関係の構築を目指して活動しています。
全国主要都市に設置された13のFCオフィスに所属しています。

LIM（ライフ・インシュアランス・マネージャー）社員とは

LIM社員は、生命保険販売のプロとして身につけた税務・金融などの幅広い知識・高い業務品質を活かして、もっぱら損害保険代理店のお客さまに対する、代理店との共同募集を主体に活動しています。
全国各地の生保支社に所属しています。

（2014年6月現在）

	FC社員	LIM社員
社員数	197名	150名
所属	東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、横浜、福岡などのFCオフィス（全国13オフィス）	各地の生保支社（全国62支社）

【FC/LIMの教育体系】

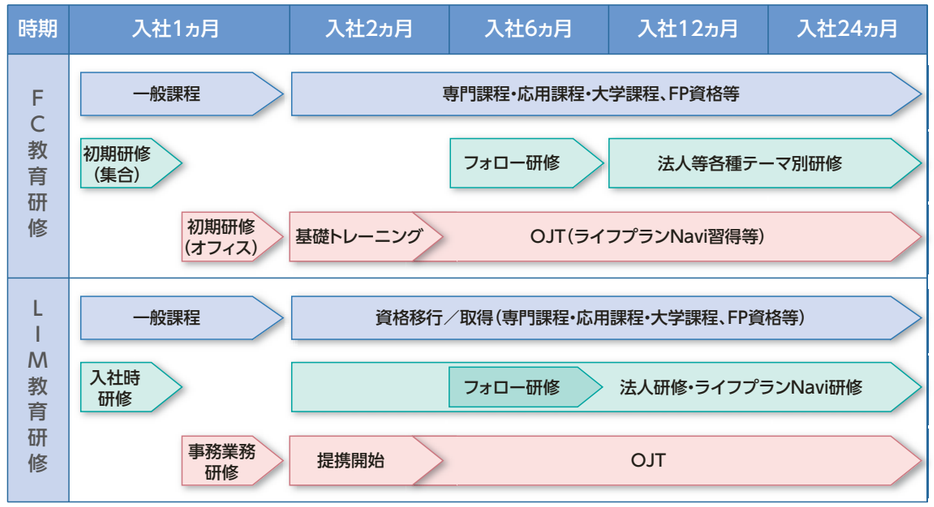

社会貢献活動

社会貢献活動やスポーツ振興、環境保護活動を通じて、豊かな社会づくりに貢献し、社会やお客さまから信頼される企業でありたいとの理念の下、さまざまな活動を行っています。

いのち・医療に関する活動

お客さまに医療情報をお伝えする活動

日々進化する医療についてわかりやすくお伝えすることも生命保険会社の使命と考え、最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に取り組んでいます。
先進医療を解説した冊子の製作、専用WEBサイトでの情報発信のほか、脳卒中の予防啓発活動として公益社団法人日本脳卒中協会と共同で「脳卒中プロジェクト」を立ち上げ、市民向けセミナーなどを行っています。(詳しくは51・52ページをご参照ください。)

世界の子どもにワクチンを贈る活動

かけがえのない「いのち」を大切に守り未来に受け継いでいきたいという思いを込めて、当社商品ブランド「&LIFE(アンドライフ)」の新規契約件数に応じた金額をワクチンなどの購入費用として、認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会へ寄付しています。2013年度分としては、ポリオワクチン13万1千人相当分を寄付しています。

©JCV

認定NPO法人
世界の子どもにワクチンを 日本委員会

ユニセフやWHO、途上国の保健省と連携しながら、ワクチンさえあれば予防可能な感染症で、子どもたちが今でも生命の脅威に曝されている途上国に、ワクチンを贈ることを目的に募金活動を行っているNPO法人です。ワクチンだけでなく、ワクチンを運ぶ自転車、保存するための冷蔵庫などを贈り、被支援国が継続的、主体的にワクチンを管理できるように活動をしています。
http://www.jcv-jp.org

地域貢献・社員活動

「よこはま動物園ズーラシア」の緑化・花壇整備など

当社社員によるボランティア活動として、「よこはま動物園ズーラシア」の花壇や緑地の整備を行っています。
この活動は、よこはま動物園の園内緑化活動計画の一端を当社が担うものであり、横浜市の目指す「市と企業・市民の協働取り組み」のひとつとなっています。
このほかにも、「葛西臨海公園(東京都江戸川区)」における清掃活動など、環境保護・地域貢献活動に取り組んでいます。

社員参加で推進する活動

所属部署ごとに推進役を選任し、社会貢献活動に取り組んでいます。活動内容は、「老人福祉施設の訪問ボランティア」「地域の清掃活動」「チャリティーバザーへの物品提供・参加」「使用済切手等の収集」「募金・寄付」など多岐にわたっています。

障がい者作業所製品の販売会

本社ビルでは、障がい者作業所製品の販売会を開催し、作業所で働く方々の自立支援に取り組んでいます。

	2011年度	2012年度	2013年度
実施回数	6回	9回	6回
作業所製品販売総額	349,390円	465,460円	288,970円
販売ボランティア参加人数(延べ)	87名	70名	48名

ハートポイント制度による寄付

社員の自発的・積極的な社会貢献活動に対してポイントを付与し、そのポイント総数に応じて当社がNPO法人などに寄付を行う「ハートポイント制度」を実施しています。
取り組みテーマは、いのち・医療に関する活動への参画、地域のボランティア活動参加、募金・チャリティ商品の購入、スポーツ振興活動などとしています。
2013年度は、この活動によるポイント総数に応じた金額について、公益財団法人瓦礫を活かす森の長城プロジェクトに寄付し、東日本大震災の復興支援活動を支援するとともに、NPO法人キャンサーリボンズに寄付し、がん治療中の女性をサポートする活動を支援しました。

東日本大震災に対する取り組み

当社独自の取り組み
2013年10月、当社神田錦町ビル・日本橋八重洲ビルにおいて、東北営業部と本社部門が協働で、東北地方の名産品を販売する「東北応援物産展」を開催しました。
当日は、仙台に本店を構える百貨店のご協力のもと用意した岩手県・宮城県・福島県の人気特産品を販売し、すぐに完売しました。
また同月、南相馬市で行われた「鎮魂の森 南相馬市復興市民植樹祭」(公益財団法人瓦礫を活かす森の長城プロジェクト主催)に東北営業部の社員を中心に参加し、海岸からほど近い植樹地に苗木を植樹しました。
その他、当社の「ハートポイント制度」において、東日本大震災の復興支援に役立つ活動に寄付を行っています。

MS&ADインシュアランス グループの取り組み
2014年3月、東日本大震災を風化させたくないとの想いから、三井住友海上をはじめとする企業と共同で東日本大震災のドキュメンタリー映画「生き抜く 南三陸町 人々の一年」の上映会を開催しました。
このほか、復興支援を継続的に行っていくことを目的に、田植え・稲刈りや日本プロサッカー選手会との共催で南三陸町の小学生を対象に開催しているJリーガー(現役、OB)によるサッカースクールなどにボランティア活動として参画しています。

今後もさまざまな形で東北の復興支援につながる取り組みを継続的に行っていきます。

その他の活動

一般社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金活動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。
またMS&ADインシュアランス グループの企業が一体となって、環境・社会福祉活動、各種寄付などの取り組みを行っています。

千葉・谷津干潟でのヨシ刈り

スポーツ振興

当社は、スポーツ界の第一線で活躍する選手をサポートし、日本のスポーツ界の強化・繁栄ならびに社会貢献の観点から、スポーツの振興に取り組んでいます。
サッカー・視覚障がい者柔道などの選手が当社に在籍し、競技と仕事を両立させながら、活躍しています。

サッカー

当社は、なでしこリーグ(日本女子サッカーリーグ)に加盟する「ジェフユナイテッド市原・千葉レディース」を応援しています。また、このチームに所属する千野晶子選手・花桐なおみ選手が当社に在籍しています。
2013年度、リーグ戦は全18試合で、5勝6分7敗で第7位、女子サッカーチームの日本一を決める第35回皇后杯全日本女子サッカー選手権大会では、ベスト8の成績を収めています。
今後も両選手をはじめ「ジェフユナイテッド市原・千葉レディース」を応援し、日本女子サッカーの発展に貢献していきたいと考えています。
また、当社を含むMS&ADインシュアランス グループでは、サッカー日本代表を応援しています。

©JEF UNITED

障がい者スポーツの普及・強化を支援

公益財団法人日本障害者スポーツ協会、NPO法人日本視覚障害者柔道連盟、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟の活動に協賛し、障がい者スポーツの普及・強化に取り組んでいます。障がいのある方々の社会復帰や生きがい発見を支援し、クオリティ・オブ・ライフの向上に役立つ活動を続けていきたいと考えています。全日本視覚障害者柔道大会には、当社社員が応援・運営ボランティアとして参加したほか、試合の様子をインターネットで中継し、多くの皆さまにご覧いただきました。

http://www.i-project.jp/stand/mobachoo/judo/aj/2013/

視覚障がい者柔道

当社には、米田真由美選手・石井亜弧選手・三輪順子選手の3名が在籍し、国内外の大会に出場し、活躍しています。2013年度は、7月にアメリカ・コロラドスプリングスで開催された「2013 US視覚障害者国際選手権大会」に石井選手が出場し、女子52kg級で3位に入賞しました。

環境問題への取り組み

当社は、地球環境問題を経営の重要課題として位置付け、企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努めています。
「三井住友海上あいおい生命　行動憲章」では社員の果たすべき7つの責任の一つに「環境への責任」を掲げ、MS&ADインシュアランス グループの一員として、環境問題への取り組みを積極的に推進しています。
また、中期経営計画「Next Challenge 2017」にも、企業品質の向上のために「生命保険会社にふさわしいCSRの推進」を掲げ、その一環として、以下の環境方針のもと地球環境の保全と改善に向けた取り組みを進めています。

三井住友海上あいおい生命　環境方針

基本理念

三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランス グループの「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」という経営理念に基づき、企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努力し、下記の行動指針に沿って着実かつ持続可能な取組を推進していきます。

行動指針

(1)保険・金融サービス事業を通じた地球環境保護
あらゆる部門で地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発や充実を図り、社会に提供するよう努めます。

(2)事業活動における環境負荷の軽減と生物多様性の保全
環境関連法規制やMS&ADインシュアランス グループが同意した産業界の憲章・指針等を遵守し、事業活動における環境負荷の軽減と生物多様性の保全に努めます。

(3)環境マネジメントシステムの推進
環境マネジメントシステムを構築し、環境目的・目標を定めた継続的な取組を行い、地球環境の保全に努めます。

(4)環境啓発活動を通じた社会との共生
環境教育を通じて役職員の一人ひとりが自ら積極的に地球環境保全活動を遂行できるよう社内外での環境啓発活動を推進するとともに、環境に関する情報を広く開示し社会との共生に努めます。

環境マネジメントシステムの推進

当社では、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を、2002年12月以降、維持しています。さらに、2013年4月から、MS&ADインシュアランス グループ共通のマネジメントシステム「MS&ADみんなの地球プロジェクト」を新たに開始して、環境取組のさらなる推進を図っています。

当社の環境活動は、全社員が省エネ・省資源、リサイクル活動の推進を目標に取り組む「全店共通活動」と、本社各部が環境に配慮したサービスの提供や業務の進め方に関する具体的活動目標を設定し、年間計画を立案・実行する「本社部門活動」との2本柱で進めています。

全店共通活動

①紙使用量の削減

両面コピー、2イン1縮小コピー、裏紙の利用などに全社員で取り組んでいます。

②電力使用量の削減

最終退出者による共有機器電源オフ、長時間離席時の端末電源オフ、未使用区画の消灯、階段利用の促進、夏季期間中の冷房温度設定、冬季期間中の暖房温度設定などに全社員で取り組んでいます。

③ガソリン使用量の削減

MS&ADインシュアランス グループとして、自動車保険のご契約者さまなどへお薦めしている「エコ安全ドライブ」に、当社の社有車を運転する社員自らも取り組んでいます。また、WEB会議の活用により、社有車による移動自体を削減しています。

本社部門活動

ダイレクトサービス

当社の「お客さまサービスセンター」では、ご名義・ご契約内容等の変更手続き書類を当社からご契約者さまへ直接発送する「ダイレクトサービス」を実施しています。

ご契約者さまから、直接手続き書類の発送をお申し出いただくことにより、迅速で丁寧なサービスをご提供するとともに、省資源・紙使用量の削減につながります。

会社データ

会社データにおいては、注釈がない限り、以下の表記としています。

＊2010年度以前に関する数値は、旧三井住友海上きらめき生命の数値を記載しています。

＊2011年度に関する数値は、年度末残高等の年度末状況を表す項目は、三井住友海上あいおい生命の数値を、期間損益等の通期の状況を表す項目は、2011年4月～ 9月までの旧三井住友海上きらめき生命の数値と三井住友海上あいおい生命の2011年10月～ 2012年3月の数値を合算して記載しています。

目次

I. 会社の概況および組織

1. 沿革 …… 82
2. 経営の組織 …… 84
3. 店舗網一覧 …… 86
4. 資本金の推移 …… 89
5. 株式の総数 …… 89
6. 株式の状況 …… 89
（1）種類等 …… 89
（2）大株主 …… 89
7. 主要株主の状況 …… 89
8. 取締役、執行役員、および監査役 …… 90
9. 従業員の在籍・採用状況 …… 92
10. 平均給与（内勤職員） …… 92
11. 平均給与（営業職員） …… 92

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容 …… 93
（1）保険の引き受け・保険金等のお支払い …… 93
（2）資産の運用 …… 93
2. 経営方針 …… 93

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況 …… 94
2. お客さまからの相談・苦情の件数 …… 97
3. お客さまに対する情報提供の実態 …… 98
4. 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法 …… 98
5. 代理店教育・研修の概略 …… 98
6. 新規開発商品の状況 …… 98
7. 保険商品一覧 …… 98
8. 情報システムに関する状況 …… 98
9. 公共福祉活動の概況 …… 98

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 99

V. 財産の状況

1. 貸借対照表 …… 100
2. 損益計算書 …… 105
3. キャッシュ・フロー計算書 …… 107
4. 株主資本等変動計算書 …… 108
5. 債務者区分による債権の状況 …… 109
6. リスク管理債権の状況 …… 109
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 …… 109
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率） …… 110
9. 有価証券等の時価情報（会社計） …… 111
（1）有価証券の時価情報 …… 111
（2）金銭の信託の時価情報 …… 113
（3）デリバティブ取引の時価情報 …… 113
10. 経常利益等の明細（基礎利益） …… 115
11. 利源別損益 …… 116
12. 社外の監査体制 …… 116
13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性 …… 116
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容 …… 116

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等 …… 117
（1）2013年度決算業績の概況 …… 117
（2）保有契約高および新契約高 …… 118
（3）年換算保険料 …… 118
（4）保障機能別保有契約高 …… 119
（5）個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高 …… 120
（6）異動状況の推移 …… 121
（7）契約者配当の状況 …… 123
2. 保険契約に関する指標等 …… 124
（1）保有契約増加率 …… 124
（2）新契約平均保険金および保有契約平均保険金（個人保険） …… 125
（3）新契約率（対年度始） …… 125
（4）解約失効率（対年度始） …… 125
（5）個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算） …… 125
（6）死亡率（個人保険主契約） …… 125
（7）特約発生率（個人保険） …… 126
（8）事業費率（対収入保険料） …… 126
（9）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 …… 126
（10）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 …… 126
（11）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 …… 127
（12）未だ収受していない再保険金の額 …… 127
（13）第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 …… 127
3. 経理に関する指標等 …… 128
（1）支払備金明細表 …… 128
（2）責任準備金明細表 …… 128
（3）責任準備金残高の内訳 …… 129
（4）個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別） …… 129
（5）特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数 …… 129
（6）契約者配当準備金明細表 …… 130
（7）引当金明細表 …… 130
（8）特定海外債権引当勘定の状況 …… 130
（9）資本金等明細表 …… 131
（10）保険料明細表 …… 131
（11）保険金明細表 …… 132
（12）年金明細表 …… 132
（13）給付金明細表 …… 132
（14）解約返戻金明細表 …… 132
（15）減価償却費明細表 …… 133
（16）事業費明細表 …… 133
（17）税金明細表 …… 133
（18）リース取引 …… 134
（19）借入金等残存期間別残高 …… 134
4. 資産運用に関する指標等（一般勘定） …… 135
（1）資産運用の概況 …… 135
（2）運用利回り …… 138
（3）主要資産の平均残高 …… 139
（4）資産運用収益明細表 …… 139
（5）資産運用費用明細表 …… 140
（6）利息及び配当金等収入明細表 …… 140
（7）有価証券売却益明細表 …… 141
（8）有価証券売却損明細表 …… 141
（9）有価証券評価損明細表 …… 141
（10）商品有価証券明細表 …… 141
（11）商品有価証券売買高 …… 141
（12）有価証券明細表 …… 142
（13）有価証券の残存期間別残高 …… 142
（14）保有公社債の期末残高利回り …… 142
（15）業種別株式保有明細表 …… 143
（16）貸付金明細表 …… 144
（17）貸付金残存期間別残高 …… 144
（18）国内企業向け貸付金企業規模別内訳 …… 144
（19）貸付金業種別内訳 …… 144
（20）貸付金使途別内訳 …… 144
（21）貸付金地域別内訳 …… 144
（22）貸付金担保別内訳 …… 144
（23）有形固定資産明細表 …… 145
（24）固定資産等処分益明細表 …… 145
（25）固定資産等処分損明細表 …… 146
（26）賃貸用不動産等減価償却費明細表 …… 146
（27）海外投融資の状況 …… 146
（28）海外投融資利回り …… 148
（29）公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額） …… 148
（30）各種ローン金利 …… 148
（31）その他の資産明細表 …… 148
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定） …… 148

VII. 会社の運営

1. リスク管理の体制 …… 149
2. 法令遵守の体制 …… 149
3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法ならびにその合理性および妥当性 …… 149
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称 …… 149
5. 個人データ保護について …… 149
6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 …… 149

VIII. 特別勘定に関する指標等 149

IX. 会社およびその子会社等の状況 149

Ⅰ. 会社の概況および組織

1. 沿革

三井住友海上きらめき生命保険株式会社

1996年 8 月　住友海上火災保険株式会社の100%子会社として「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」が資本金100億円で設立
（三井海上火災保険株式会社の100%子会社として「三井みらい生命保険株式会社」が資本金100億円で設立）
1996年10月　営業開始
終身保険、定期保険、団体定期保険など12商品発売
1996年12月　「総合福祉団体定期保険」発売

1997年10月　「5年ごと利差配当商品（養老、個人年金など）」発売

1998年 4 月　「逓増定期保険」発売

1999年 4 月　「積立型終身保険」発売

2000年 4 月　「100歳満了定期保険」発売

2001年 1 月　「医療保険」「ガン保険」発売
2001年 4 月　「収入保障特約」発売
「区分料率適用特約」（販売名称“元気You割”）発売
2001年10月　「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」と「三井みらい生命保険株式会社」が合併し、「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」発足（資本金230億円）
「定期保険（低解約返戻金型）」発売
格付投資情報センターから「保険金支払能力に関する格付け」を取得

2002年 4 月　「5年ごと利差配当付こども保険」発売

2003年 2 月　「積立利率変動型終身保険」
（販売名称“MS終身”“MS終身α”）発売
2003年 4 月　「5年ごと利差配当付個人年金保険（無選択特則付）」発売

2004年 2 月　「無解約返戻金型収入保障保険」
「医療保障保険（団体型）」発売
2004年 9 月　新株発行増資（増資後資本金355億円）

2005年 2 月　スタンダード・アンド・プアーズから「保険財務力格付け」を取得
2005年10月　「FC事業部」新設（直販社員によるコンサルティング販売の開始）
2005年12月　「一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）」発売

2006年 4 月　東京都千代田区神田錦町3-11-1に本社を移転
「無解約返戻金型総合収入保障保険」発売

あいおい生命保険株式会社

1996年 8 月　大東京火災海上保険株式会社の100%出資により「大東京しあわせ生命保険株式会社」が設立
（千代田火災海上保険株式会社の100%出資により「千代田火災エビス生命保険株式会社」が設立）
1996年10月　営業開始

1997年 4 月　「総合福祉団体定期保険」発売
「しあわせスーパー定期Ⅱ」、「しあわせニューライフ」発売

1999年10月　「優良体定期保険」、「しあわせスーパー定期Ⅱ99［優良体］」、「しあわせスーパー終身［優良体］」、「しあわせスーパー年金［優良体］」発売

2001年 4 月　「大東京しあわせ生命保険株式会社」と「千代田火災エビス生命保険株式会社」が合併し、「あいおい生命保険株式会社」発足

2002年 2 月　「新入院関係特約」発売
2002年 4 月　「無配当総合福祉団体定期保険」発売
2002年 6 月　「低解約返戻金型定期保険」、「解約返戻金のない保険契約に関する特則付定期保険」および「解約返戻金のない特約に関する特則付平準定期保険特約」発売

2003年 6 月　「5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険（低解約返戻金割合70%型）」発売

2004年 2 月　「がん団信（がん診断保険金特約付団体信用生命保険）」発売
2004年 6 月　「新収入保障保険ジャストワン（無配当新収入保障保険）」発売
2004年11月　「ずっとラック（交通災害割増特約付5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）」発売

2005年 4 月　米国通貨建個人年金保険「ドル物語」発売
2005年 6 月　「スーパー終身プレミアム（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）」発売
2005年 9 月　「環境ISO14001:2004」を本店で認証取得

2006年 4 月　「三大疾病保障付き団体信用生命保険」発売
2006年 6 月　「あいおい一時払終身保険“ドリームワン”（積立利率変動型一時払終身保険）」発売
2006年10月　開業10周年記念新商品「新スーパー終身プレミアム（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）」「ジャストワンα（無配当新収入保障保険）」発売

三井住友海上きらめき生命保険株式会社

2006年10月　開業10周年
2006年11月　「新医療保険」発売

2007年 4 月　「新ガン保険」発売
2007年 7 月　苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

2008年 6 月　保有契約100万件、総資産1兆円を達成
2008年 7 月　三井住友海上グループホールディングス株式会社の100%子会社となる
2008年10月　三井住友海上グループ商品ブランド「GK」を導入し、「GK 生命の保険」を展開

2009年 4 月　販売態勢を拡充し、営業拠点を全国で30ヵ所新設

2010年 3 月　「新医療保険α」、「新ガン保険α」発売
2010年 4 月　MS&ADインシュアランス グループ ホールディングスの100%子会社となる
営業拠点を16ヵ所新設
2010年 5 月　「あいおい生命保険株式会社」との合併合意
2010年11月　「あいおい生命保険株式会社」との合併に関する基本事項発表　社名「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」、存続会社「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」、本店所在地「東京都中央区（旧あいおい生命本店所在地）」
新契約事務プロセス改革を開始
2010年12月　収入保障系商品の料率改定

2011年 4 月　営業拠点を7ヵ所新設
「一時払終身医療保険（低解約返戻金型）」発売

あいおい生命保険株式会社

2007年 9 月　100億円増資（標準責任準備金の一括積立実施）
2007年10月　「無選択加入特則付　積立利率変動型個人年金保険（無配当）」発売
2007年12月　「新積立利率変動型一時払個人年金保険（無配当）」発売

2008年 6 月　「プレミアムW（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）」「ジャストワンW（無配当新収入保障保険）」発売
2008年 7 月　新たな社会貢献活動「ハートLIFEプロジェクト」開始

2009年 4 月　あいおい保険グループ「IOI環境宣言」の公表
2009年 6 月　新商品女性のための保険「ルナメディカル（無解約返戻金女性総合医療特約付積立利率変動型終身保険）」発売

2010年 4 月　「あいおい損害保険株式会社」と「ニッセイ同和損害保険株式会社」「三井住友海上グループホールディングス株式会社」が経営統合し、「MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社」を設立し、その傘下となる
2010年 5 月　「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」との合併合意
2010年 9 月　東京都中央区日本橋3-1-6に本社を移転
2010年11月　「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」との合併に関する基本事項発表　社名「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」、存続会社「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」、本店所在地「東京都中央区（旧あいおい生命本店所在地）」

2011年 3 月　社内託児施設（あいおい生命きっずガーデン）開設
2011年 4 月　18営業部・26支社・2推進室に機構改編し、営業体制強化

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

2011年10月　三井住友海上あいおい生命保険株式会社設立

2012年 4 月　苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
金融窓販営業部を新設、営業拠点を4ヵ所新設
2012年10月　札幌お客さまサービスセンター開設
2012年12月　「終身介護保障特約（払込期間中無解約返戻金型）」発売

2013年 4 月　「初回保険料後払制度」開始
団体保険業務部・業務革新部新設、営業拠点13ヵ所新設
2013年12月　「&LIFE 新医療保険A（エース）」発売

2014年 4 月　営業拠点5ヵ所新設

2. 経営の組織（2014年7月1日現在）

- 株主総会
  - 監査役
    - 監査役会
      - 監査役会事務局
  - 取締役会／経営会議
    - 保険計理人
    - 監査部
      - 監査企画グループ
      - 監査グループ
    - 北海道営業部
      - 北海道業務・営推グループ
      - 札幌第一生保支社
      - 北海道生保支社
      - 札幌第二生保支社
      - 北海道中央生保支社
    - 東北営業部
      - 東北業務・営推グループ
      - 仙台生保支社
      - 東北第一生保支社
      - 青森生保支社
      - 岩手生保支社
      - 秋田生保支社
      - 山形生保支社
      - 福島生保支社
    - 北関東営業部
      - 北関東業務・営推グループ
      - 群馬生保支社
      - 北関東生保支社
      - 茨城第一生保支社
      - 茨城第二生保支社
      - 栃木生保支社
    - 甲信越営業部
      - 甲信越業務・営推グループ
      - 新潟第一生保支社
      - 長野第一生保支社
      - 新潟第二生保支社
      - 長野第二生保支社
      - 山梨生保支社
    - 埼玉営業部
      - 埼玉業務・営推グループ
      - 埼玉第一生保支社
      - 埼玉西生保支社
      - 埼玉第二生保支社
      - 埼玉第三生保支社
    - 千葉営業部
      - 千葉業務・営推グループ
      - 千葉第一生保支社
      - 千葉北生保支社
      - 千葉第二生保支社
      - 千葉第三生保支社
    - 東京営業部
      - 東京業務・営推グループ
      - 東京南第一生保支社
      - 東京南第二生保支社
      - 東京北生保支社
      - 東京東生保支社
      - 東京西生保支社
      - 東京第一生保支社
      - 東京第二生保支社
      - 東京第三生保支社
    - 東京企業第一営業部
      - 営業第一課
      - 営業第二課
      - 営業第三課
    - 東京企業第二営業部
      - 東京企業生保支社
    - 神奈川営業部
      - 神奈川業務・営推グループ
      - 横浜第一生保支社
      - 神奈川生保支社
      - 横浜第二生保支社
    - 静岡営業部
      - 静岡業務・営推グループ
      - 静岡生保支社
      - 沼津生保支社
      - 浜松生保支社
    - 北陸営業部
      - 北陸業務・営推グループ
      - 金沢生保支社
      - 富山生保支社
      - 福井生保支社
    - 中部営業部
      - 中部業務・営推グループ
      - 愛知生保支社
      - 愛知中央生保支社
      - 愛知東生保支社
      - 岐阜生保支社
      - 中部第一生保支社
      - 中部第二生保支社
      - 三重生保支社
    - 名古屋企業第一営業部
      - 名古屋企業営業課
    - 名古屋企業第二営業部
      - 名古屋企業生保支社
    - 関西営業部
      - 関西業務・営推グループ
      - 大阪北生保支社
      - 大阪南生保支社
      - 堺生保支社
      - 奈良生保支社
      - 関西金融法人生保支社
      - 関西第一生保支社
      - 滋賀生保支社
      - 京都生保支社
      - 和歌山生保支社
      - 神戸生保支社
      - 姫路生保支社
    - 関西企業第一営業部
      - 関西企業営業課
    - 関西企業第二営業部
      - 関西企業生保支社
    - 中国営業部
      - 中国業務・営推グループ
      - 広島生保支社
      - 岡山生保支社
      - 中国第一生保支社
      - 中国第二生保支社
      - 山陰生保支社
      - 山口生保支社
    - 四国営業部
      - 四国業務・営推グループ
      - 高松生保支社
      - 徳島生保支社
      - 愛媛生保支社
      - 高知生保支社
    - 九州営業部
      - 九州業務・営推グループ
      - 福岡生保支社
      - 九州第一生保支社
      - 北九州生保支社
      - 佐賀生保支社
      - 長崎生保支社
      - 熊本生保支社
      - 大分生保支社
      - 宮崎生保支社
      - 鹿児島生保支社
      - 沖縄生保支社
    - ライフエージェント営業部
      - 東京第一LA支社
      - 東京第二LA支社
      - 東京第三LA支社
      - 東京第四LA支社
      - 名古屋LA支社
      - 大阪第一LA支社
      - 大阪第二LA支社
    - 金融窓販営業部
      - 第一課
      - 第二課
      - 西日本営業課
    - FP営業統括部
      - 営業管理グループ
      - FC推進グループ
        - 札幌第一FCオフィス
          - 函館FCサテライトオフィス
        - 札幌第二FCオフィス
        - 仙台FCオフィス
          - 盛岡FCサテライトオフィス
        - 東京FCオフィス
        - 東京中央FCオフィス
        - 千代田FCオフィス
        - 新東京FCオフィス
        - 大手町FCオフィス
        - 横浜FCオフィス
        - 名古屋FCオフィス
          - 岡崎FCサテライトオフィス
        - 大阪FCオフィス
        - 大阪中央FCオフィス
        - 福岡FCオフィス
      - LIM推進グループ
    - 企画部
      - 経営企画グループ
      - 企業品質管理グループ
      - 広報グループ
      - 第三分野移行推進室
    - 商品部
      - 商品開発グループ
      - 商品数理グループ
    - 経理財務部
      - 主計グループ
      - 収益管理グループ
      - 会計グループ
      - 財務運用グループ
    - 人事総務部
      - 企画教育グループ
      - 人財イノベーション推進室
      - 人事グループ
      - 総務グループ
      - 社員相談室
      - 健康管理推進室
    - リスク管理部
      - リスク管理グループ
      - 財務管理グループ
    - コンプライアンス部
      - コンプライアンス企画グループ
      - 調査グループ
      - 東日本コンプライアンスグループ
      - 首都圏コンプライアンスグループ
      - 中部コンプライアンスグループ
      - 関西コンプライアンスグループ
      - 西日本コンプライアンスグループ
      - 募集管理グループ
      - 代理店制度グループ
    - 情報システム部
      - システム企画グループ
    - 営業推進部
      - 営業企画グループ
      - クロスセル推進グループ
        - セールスレップ統括センター
      - 生保チャネル推進グループ
      - 販売サポートグループ
      - 営業ITグループ
      - 販売教育グループ
      - 法人開発グループ
        - 経営コンサルティングセンター
    - 団体保険業務部
      - 団体保険業務グループ
    - 金融窓販推進部
      - 窓販企画グループ
      - 窓販推進グループ
      - 窓販研修グループ
      - ビジネスセンターグループ
    - 業務革新部
      - 業革企画グループ
      - 業革推進グループ
    - 新契約部
      - 新契約企画管理グループ
      - 医務グループ
      - 新契約グループ
      - 契約事務グループ
      - 成立後事務グループ
    - お客さまサービス部
      - サービス企画管理グループ
      - 収納・保全グループ
      - お客さまサービスグループ
        - お客さまサービスセンター
        - 札幌お客さまサービスセンター
        - お客さま相談センター
      - 損保医療計上グループ
    - 保険金サービス部
      - 保険金企画管理グループ
      - 保険金グループ
      - 請求サポートグループ

3. 店舗網一覧（2014年7月1日現在）

店舗名	郵便番号	所在地		電話番号（代表）
本社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6		03-3273-0101（大代表）
北海道営業部				
北海道業務・営推グループ	060-8631	札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル	011-213-3358
札幌第一生保支社	060-8631	札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル	011-213-3958
北海道生保支社	060-8631	札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル	011-213-3932
札幌第二生保支社	060-0807	札幌市北区北七条西5-5-3	札幌千代田ビル	011-728-1351
北海道中央生保支社	070-0032	旭川市二条通9-228-2	旭川道銀ビル	0166-24-4610
東北営業部				
東北業務・営推グループ	980-0811	仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル	022-221-8826
仙台生保支社	980-0811	仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル	022-221-8850
東北第一生保支社	980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-10	あいおいニッセイ同和損保仙台ビル	022-227-2220
青森生保支社	030-0823	青森市橋本2-19-3	三井住友海上青森ビル	017-734-7630
岩手生保支社	020-0022	盛岡市大通3-3-10	七十七日生盛岡ビル	019-652-1258
秋田生保支社	010-0951	秋田市山王2-1-43	三井住友海上秋田ビル	018-863-0218
山形生保支社	990-0047	山形市旅篭町3-2-10	三井住友海上山形ビル	023-624-1871
福島生保支社	963-8878	郡山市堤下町11-6	三井住友海上郡山ビル	024-932-0735
北関東営業部				
北関東業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8097
群馬生保支社	371-0023	前橋市本町2-10-4	三井住友海上前橋ビル	027-223-6732
北関東生保支社	370-0071	高崎市小八木町895	あいおいニッセイ同和損保高崎ビル	027-361-3122
茨城第一生保支社	310-0021	水戸市南町2-6-18	日本生命水戸南町ビル	029-222-2822
茨城第二生保支社	300-0037	土浦市桜町4-3-20	三井生命土浦ビル	029-823-1801
栃木生保支社	320-0035	宇都宮市伝馬町1-9	宇都宮KSビル	028-636-7217
甲信越営業部				
甲信越業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8123
新潟第一生保支社	950-0088	新潟市中央区万代4-4-8	COZMIXⅡビル	025-244-0952
長野第一生保支社	380-0936	長野市中御所岡田町173-8	三井住友海上長野ビル	026-226-1502
新潟第二生保支社	951-8068	新潟市中央区上大川前通7-1230	あいおいニッセイ同和損保新潟ビル	025-229-3570
長野第二生保支社	380-0935	長野市中御所岡田町53-7	あいおいニッセイ同和損保長野ビル	026-227-1541
山梨生保支社	400-0858	甲府市相生2-3-16	三井住友海上甲府ビル	055-228-5011
埼玉営業部				
埼玉業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8125
埼玉第一生保支社	330-0841	さいたま市大宮区東町2-20	三井住友海上大宮東町ビル	048-644-5483
埼玉西生保支社	350-1123	川越市脇田本町17-5	三井住友海上川越ビル	049-246-9503
埼玉第二生保支社	330-0081	さいたま市中央区新都心4-1	FSKビル	048-600-3651
埼玉第三生保支社	350-1122	川越市脇田町27-9	栗原ビル	049-227-5686
千葉営業部				
千葉業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8128
千葉第一生保支社	260-0013	千葉市中央区中央4-7-4	三井住友海上千葉ビル	043-225-6447
千葉北生保支社	273-0012	船橋市浜町2-1-1	ららぽーと三井ビル	047-437-0411
千葉第二生保支社	260-0032	千葉市中央区登戸1-21-8	あいおいニッセイ同和損保千葉ビル	043-238-7039
千葉第三生保支社	273-0005	船橋市本町3-32-25	あいおいニッセイ同和損保船橋ビル	047-424-0461
東京営業部				
東京業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8544
東京南第一生保支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8545
東京南第二生保支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8230
東京北生保支社	163-0241	東京都新宿区西新宿2-6-1	新宿住友ビル	03-3344-2291
東京東生保支社	111-0042	東京都台東区寿4-15-7	三井住友海上浅草寿町ビル	03-3845-6437
東京西生保支社	190-0012	東京都立川市曙町2-35-2	A-ONEビル	042-526-7389
東京第一生保支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7224
東京第二生保支社	170-0013	東京都豊島区東池袋1-34-2	あいおいニッセイ同和損保池袋ビル	03-5957-0040
東京第三生保支社	190-8553	東京都立川市錦町1-9-19	あいおいニッセイ同和損保立川ビル	042-524-8544
東京企業第一営業部				
営業第一課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館	03-3259-3306
営業第二課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館	03-3259-3307
営業第三課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館	03-3259-3308
東京企業第二営業部				
東京企業生保支社	151-8530	東京都渋谷区代々木3-25-3	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル	03-5371-5608
神奈川営業部				
神奈川業務・営推グループ	231-0023	横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-651-3577
横浜第一生保支社	221-0052	横浜市神奈川区栄町7-1	MYXビル	045-461-8265
神奈川生保支社	243-0018	厚木市中町2-8-13	NBF厚木ビル	046-223-1734
横浜第二生保支社	231-0023	横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-662-9701
静岡営業部				
静岡業務・営推グループ	420-0035	静岡市葵区七間町8-20	毎日江崎ビル	054-254-8212
静岡生保支社	420-0035	静岡市葵区七間町8-20	毎日江崎ビル	054-221-7875
沼津生保支社	410-0801	沼津市大手町2-10-14	三井生命沼津大手町第二ビル	055-962-1505
浜松生保支社	430-0944	浜松市中区田町330-5	遠鉄田町ビル	053-454-1585
北陸営業部				
北陸業務・営推グループ	920-0918	金沢市尾山町6-25	三井住友海上金沢ビル	076-223-9919
金沢生保支社	920-0918	金沢市尾山町6-25	三井住友海上金沢ビル	076-223-3351
富山生保支社	930-0083	富山市総曲輪1-7-15	日本生命富山総曲輪ビル	076-439-5157
福井生保支社	910-0018	福井市田原1-5-21	三井住友海上福井ビル	0776-22-1796
中部営業部				
中部業務・営推グループ	460-0008	名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2457
愛知生保支社	460-8635	名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル	052-223-4320
愛知中央生保支社	460-0008	名古屋市中区栄2-9-15	三井住友海上名古屋しらかわビル	052-223-4340
愛知東生保支社	444-0043	岡崎市唐沢町11-7	三井住友海上岡崎ビル	0564-21-1141
岐阜生保支社	500-8844	岐阜市吉野町6-31	岐阜スカイウイング37西棟	058-265-6656
中部第一生保支社	460-0008	名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2452
中部第二生保支社	500-8879	岐阜市徹明通4-4	あいおいニッセイ同和損保岐阜ビル	058-265-5860
三重生保支社	510-0074	四日市市鵜の森2-9-3	三井住友海上四日市ビル	059-351-4085
名古屋企業第一営業部				
名古屋企業営業課	460-8635	名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル	052-203-3201
名古屋企業第二営業部				
名古屋企業生保支社	460-0008	名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2530
関西営業部				
関西業務・営推グループ	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-2834
大阪北生保支社	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0086
大阪南生保支社	556-0017	大阪市浪速区湊町1-2-3	マルイト難波ビル	06-6634-4311
堺生保支社	590-0952	堺市堺区市之町東6-2-9	三井住友海上堺ビル	072-222-8071
奈良生保支社	630-8115	奈良市大宮町3-4-29	大宮西田ビル	0742-34-3911
関西金融法人生保支社	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3365
関西第一生保支社	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-0112
滋賀生保支社	520-0051	大津市梅林1-3-10	滋賀ビル	077-522-4153
京都生保支社	600-8090	京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266	三井住友海上京都ビル	075-343-6138
和歌山生保支社	640-8153	和歌山市三木町台所町7	三井住友海上和歌山ビル	073-424-6472
神戸生保支社	650-0023	神戸市中央区栄町通1-1-18	三井住友海上神戸ビル	078-331-8759
姫路生保支社	670-0964	姫路市豊沢町140	新姫路ビル	079-289-2040
関西企業第一営業部				
関西企業営業課	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル	06-6229-3242
関西企業第二営業部				
関西企業生保支社	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-0115

中国営業部				
中国業務・営推グループ	730-0806	広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-8205
広島生保支社	730-0806	広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-5811
岡山生保支社	700-8660	岡山市北区幸町8-22	三井住友海上岡山ビル	086-225-1322
中国第一生保支社	730-8580	広島市中区国泰寺町1-8-13	あいおいニッセイ同和損保広島TYビル	082-243-2141
中国第二生保支社	700-0826	岡山市北区磨屋町10-16	あいおいニッセイ同和損保岡山ビル	086-224-8101
山陰生保支社	690-0003	松江市朝日町589-2	マルヂビル	0852-60-0622
山口生保支社	745-0073	周南市代々木通2-48	三井住友海上徳山ビル	0834-21-5280

四国営業部				
四国業務・営推グループ	760-0042	高松市大工町1-1	あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル	087-825-2134
高松生保支社	760-0042	高松市大工町1-1	あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル	087-825-2661
徳島生保支社	770-0856	徳島市中州町2-6	三井住友海上徳島ビル	088-623-6207
愛媛生保支社	790-0878	松山市勝山町2-12-7	三井住友海上松山ビル	089-931-6257
高知生保支社	780-0053	高知市駅前町4-15	西山ビル	088-822-7112

九州営業部				
九州業務・営推グループ	810-0041	福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-1101
福岡生保支社	810-0041	福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0176
九州第一生保支社	810-0041	福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0115
北九州生保支社	802-0003	北九州市小倉北区米町2-2-1	新小倉ビル本館	093-541-1351
佐賀生保支社	840-0801	佐賀市駅前中央1-9-45	三井生命佐賀駅前ビル	0952-24-9144
長崎生保支社	850-0036	長崎市五島町3-25	松藤ビル	095-825-3131
熊本生保支社	860-0012	熊本市中央区紺屋今町1-5	熊本辛島公園ビル	096-353-3021
大分生保支社	870-0029	大分市高砂町2-50	オアシスひろば21	097-534-2360
宮崎生保支社	880-0905	宮崎市中村西1-1-6	あいおいニッセイ同和損保宮崎ビル	0985-64-0223
鹿児島生保支社	890-0053	鹿児島市中央町18-1	南国センタービル	099-206-0751
沖縄生保支社	900-0015	那覇市久茂地1-7-1	琉球リース総合ビル	098-862-2229

ライフエージェント営業部				
東京第一LA支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8862
東京第二LA支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7972
東京第三LA支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8864
東京第四LA支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8960
名古屋LA支社	460-0008	名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2512
大阪第一LA支社	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-2753
大阪第二LA支社	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3010

金融窓販営業部				
第一課	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	神田錦町三丁目ビルディング	03-5282-8510
第二課	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	神田錦町三丁目ビルディング	03-5282-8779
西日本営業課	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3383

FP営業統括部				
札幌第一FCオフィス	060-0807	札幌市北区北七条西1-1-2	SE山京ビル	011-738-6321
函館FCサテライトオフィス	040-0001	函館市五稜郭町35-1	ホーム企画ビル	0138-33-7233
札幌第二FCオフィス	060-0807	札幌市北区北七条西1-1-2	SE山京ビル	011-738-6321
仙台FCオフィス	980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-20	花京院スクエア	022-212-2636
盛岡FCサテライトオフィス	020-0022	盛岡市大通3-3-10	七十七日生盛岡ビル	019-604-9730
東京FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
東京中央FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8747
千代田FCオフィス	100-0003	東京都千代田区一ツ橋1-1-1	パレスサイドビル	03-5293-2670
新東京FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
大手町FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8503
横浜FCオフィス	231-0023	横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-671-1544
名古屋FCオフィス	460-0008	名古屋市中区栄3-18-1	ナディアパークビジネスセンタービル	052-238-1536
岡崎FCサテライトオフィス	444-0043	岡崎市唐沢町11-7	三井住友海上岡崎ビル	0564-65-2280
大阪FCオフィス	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0072
大阪中央FCオフィス	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0014
福岡FCオフィス	810-0041	福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0144

4. 資本金の推移

年　　月	増資額	増資後資本金	摘　　要
1996年8月	10,000百万円	10,000百万円	会社設立
2001年10月	13,000百万円	23,000百万円	合　　併
2004年9月	12,500百万円	35,500百万円	増　　資

5. 株式の総数（2014年7月1日現在）

発行可能株式総数	1,000千株
発行済株式の総数	960千株
株　　主　　数	1名

6. 株式の状況（2014年7月1日現在）

（1）種類等

	種　　類	発　行　数	内　　容
発行済株式	普通株式	960千株	－

（2）大株主

株　主　名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
MS&ADインシュアランス グループホールディングス株式会社	960千株	100%	－	－

※当社株主は上記1名のみであり、他にはおりません。

7. 主要株主の状況（2014年7月1日現在）

名　　称	本社所在地	資本金	主要な事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
MS&ADインシュアランス グループホールディングス株式会社	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	100,000百万円	子会社の経営管理およびそれに付帯する業務	2008年4月1日	100%

8. 取締役、執行役員、および監査役

（2014年7月1日現在）

役職名	氏名(生年月日)	略　歴	担当業務
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	市原（いちはら）　等（ひとし） (1951年6月19日生)	1974年 4月　大正海上火災保険株式会社(1991年に三井海上火災保険株式会社に社名変更。さらに2001年、住友海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2004年 4月　三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2006年 4月　三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2006年 6月　三井住友海上火災保険株式会社 取締役 常務執行役員 2008年 4月　三井住友海上火災保険株式会社 取締役 常務執行役員 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役 2009年 4月　三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員 2010年 4月　三井住友海上火災保険株式会社取締役 専務執行役員 2012年 4月　三井住友海上火災保険株式会社専務執行役員 2014年 3月　三井住友海上火災保険株式会社専務執行役員退任 2014年 4月　当社取締役社長 社長執行役員(現職)	・業務全般統括
取締役 副社長執行役員 (代表取締役)	伊東（いとう）　義雄（よしお） (1952年8月5日生)	1975年 4月　大東京火災海上保険株式会社(2001年に千代田火災海上保険株式会社と合併しあいおい損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2007年 7月　あいおい損害保険株式会社常務役員 2008年 6月　あいおい損害保険株式会社執行役員 2010年 4月　あいおい損害保険株式会社常務執行役員 2010年10月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 2011年 6月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員退任 2011年 6月　あいおい生命保険株式会社専務取締役 2011年10月　当社取締役 専務執行役員 2013年 4月　当社取締役 副社長執行役員(現職)	・社長補佐 ・営業推進部 ・情報システム部
取締役 専務執行役員	櫻（さくら）　基樹（もとき） (1955年12月27日生)	1979年 4月　住友海上火災保険株式会社(2001年に三井海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2009年 4月　三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2012年 3月　三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2012年 4月　当社取締役 専務執行役員(現職)	・企画部 ・経理財務部 ・人事総務部 ・監査部
取締役 専務執行役員	寺内（てらうち）　一郎（いちろう） (1956年10月30日生)	1979年 4月　大東京火災海上保険株式会社入社 2012年 4月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 2014年 3月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員退任 2014年 4月　当社取締役 専務執行役員(現職)	・団体保険業務部 ・業務革新部 ・新契約部 ・お客さまサービス部 ・保険金サービス部
取締役 専務執行役員	岡崎（おかざき）　信二（しんじ） (1957年2月6日生)	1980年 4月　住友海上火災保険株式会社入社 2011年 4月　三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2013年 4月　三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2014年 3月　三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員退任 2014年 4月　当社取締役 専務執行役員(現職)	・金融窓販営業部 ・商品部 ・金融窓販推進部 ・FP営業統括部
常務執行役員	山崎（やまざき）　晃司（こうじ） (1955年6月19日生)	1978年 4月　同和火災海上保険株式会社(2001年にニッセイ損害保険株式会社と合併しニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、あいおい損害保険株式会社と合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2007年 4月　ニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 2010年 9月　ニッセイ同和損害保険株式会社執行役員退任 2010年10月　あいおい生命保険株式会社常務執行役員 2011年10月　当社常務執行役員 2013年 4月　当社取締役 常務執行役員 2014年 4月　当社常務執行役員(現職)	・関西営業部 ・中国営業部 ・四国営業部 ・九州営業部
常務執行役員	越智（おち）　修平（しゅうへい） (1958年4月5日生)	1981年 4月　住友海上火災保険株式会社入社 2005年 4月　三井住友海上きらめき生命保険株式会社出向 人事総務部長 2008年 4月　三井住友海上火災保険株式会社復職 2011年 3月　三井住友海上火災保険株式会社退職 2011年 4月　三井住友海上きらめき生命保険株式会社 執行役員 営業推進部長 2011年10月　当社執行役員 営業推進部長 2014年 4月　当社常務執行役員(現職)	・埼玉営業部 ・千葉営業部 ・東京営業部 ・ライフエージェント営業部
執行役員	島村（しまむら）　裕一（ゆういち） (1959年6月15日生)	1982年 4月　大正海上火災保険株式会社入社 2009年 4月　三井住友海上きらめき生命保険株式会社出向 企画部部長 2009年11月　三井住友海上きらめき生命保険株式会社出向 企画部部長兼統合推進室長 2011年10月　当社出向 企画部特命部長 2012年 3月　三井住友海上火災保険株式会社退職 2012年 4月　当社執行役員 2013年 4月　当社執行役員 東京企業第一営業部長 2014年 4月　当社執行役員(現職)	・東京企業第一営業部 ・東京企業第二営業部 ・名古屋企業第一営業部 ・名古屋企業第二営業部 ・関西企業第一営業部 ・関西企業第二営業部

役職名	氏名(生年月日)	略　歴	担当業務
執行役員	安部（あべ）　久雄（ひさお） (1958年11月25日生)	1982年 4月　大東京火災海上保険株式会社入社 2004年 4月　あいおい生命保険株式会社出向 営業研修部長 2007年 7月　あいおい生命保険株式会社出向 契約業務部長 2009年 4月　あいおい生命保険株式会社出向 執行役員 契約業務部長 2011年10月　当社出向 理事 事務企画部長 2013年 3月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2013年 4月　当社執行役員 業務革新部長 2014年 4月　当社執行役員(現職)	・神奈川営業部 ・静岡営業部 ・北陸営業部 ・中部営業部
取締役 執行役員	小泉（こいずみ）　曜司（ようじ） (1958年9月29日生)	1981年 4月　大正海上火災保険株式会社入社 2010年 4月　三井住友海上きらめき生命保険株式会社出向 企画部長 2011年10月　当社出向 商品部長 2013年 3月　三井住友海上火災保険株式会社退職 2013年 4月　当社上席理事 商品部長 2014年 4月　当社取締役 執行役員(現職)	・リスク管理部 ・コンプライアンス部 ・監査部
執行役員	神尾（かみお）　淳一郎（じゅんいちろう） (1958年11月17日生)	1982年 4月　大正海上火災保険株式会社入社 2014年 3月　三井住友海上火災保険株式会社退職 2014年 4月　当社執行役員(現職)	・北海道営業部 ・東北営業部 ・北関東営業部 ・甲信越営業部
執行役員	服部（はっとり）　哲雄（てつお） (1959年6月8日生)	1982年 4月　住友海上火災保険株式会社入社 2010年 4月　三井住友海上きらめき生命保険株式会社 出向 金融窓販推進部長 2011年10月　当社出向 金融窓販推進部長 2013年 3月　三井住友海上火災保険株式会社退職 2013年 4月　当社上席理事 金融窓販推進部長 2014年 4月　当社執行役員 営業推進部長(現職)	
執行役員	竹原（たけはら）　秀幸（ひでゆき） (1961年1月21日生)	1983年 4月　千代田火災海上保険株式会社入社 2011年 4月　あいおい生命保険株式会社 出向 コンプライアンス・リスク統括部長 2011年10月　当社出向 コンプライアンス部長 2014年 3月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2014年 4月　当社執行役員 企画部長(現職)	
取締役	藤本（ふじもと）　進（すすむ） (1948年12月5日生)	1972年 4月　大蔵省入省 2005年 8月　三井住友海上火災保険株式会社顧問 2007年 6月　三井住友海上火災保険株式会社取締役 2008年 4月　三井住友海上火災保険株式会社取締役 常務執行役員 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役 2009年 4月　三井住友海上火災保険株式会社取締役 専務執行役員 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員 2010年 4月　MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員 2010年 4月　三井住友海上きらめき生命保険株式会社取締役 2011年 4月　三井住友海上火災保険株式会社専務執行役員 2011年10月　当社取締役(現職) 2014年 4月　三井住友海上火災保険株式会社副社長執行役員(現職) MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 取締役 副社長執行役員(現職)	

役職名	氏名(生年月日)	略　歴	担当業務
監査役 (常勤)	西原（にしはら）　秀紀（ひでのり） (1955年9月3日生)	1978年 4月　住友海上火災保険株式会社入社 2009年 3月　三井住友海上火災保険株式会社退職 2009年 4月　三井住友海上きらめき生命保険株式会社 執行役員 企画部長 2010年 4月　三井住友海上きらめき生命保険株式会社 取締役 執行役員 2011年10月　当社取締役 執行役員 2013年 4月　当社監査役(現職)	
監査役	羽田（はた）　宏之（ひろゆき） (1960年6月20日生)	1985年 4月　大正海上火災保険株式会社入社 2008年 6月　三井住友海上きらめき生命保険株式会社監査役 2010年 4月　MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 経理部長(現職) 2011年10月　当社監査役(現職)	
監査役	照屋（てるや）　勝久（かつひさ） (1955年1月12日生)	1978年 4月　同和火災海上保険株式会社入社 2012年 3月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2012年 4月　あいおいニッセイ同和損害調査株式会社監査役(現職) 2012年 4月　株式会社ふれ愛ドゥライフサービス監査役(現職) 2012年 6月　当社監査役(現職)	

(注)羽田宏之および照屋勝久の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

9. 従業員の在籍・採用状況

区　　分	在籍数（年度末）		採用数		2013年度末	
	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	2,010名	2,058名	167名	183名	41.5歳	5.9年
（男　子）	1,035	1,032	73	70	45.8	6.2
（女　子）	975	1,026	94	113	37.1	5.5
営業職員	356	363	92	67	43.8	4.1
（男　子）	337	346	89	62	43.9	4.2
（女　子）	19	17	3	5	42.4	3.3

（注）上記には三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの出向者を含みます。

10. 平均給与（内勤職員）

（単位：千円）

区　　分	2013年3月	2014年3月
内勤職員	438	427

（注）平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

11. 平均給与（営業職員）

（単位：千円）

区　　分	2013年3月	2014年3月
営業職員	443	447

（注）平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

Ⅱ. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

（1）保険の引き受け・保険金等のお支払い

当社は、お客さまに充実した保険サービスをわかりやすく、また安定的にご提供していくことが最も重要であると考え、以下の項目に重点的に取り組んでいます。

① 保険商品の品揃え充実とお客さまのニーズにマッチした商品のご提案

② お客さまの声に基づく業務の改善、企業品質の向上

③ 社員・代理店に対する教育・指導

④ 安定した契約保全・管理と適正かつ迅速な保険金等のお支払い

（2）資産の運用

当社はお客さまからいただいた保険料を資産として運用し、保険金・給付金・年金あるいは配当金のお支払いに備えるため、専任の組織・体制を設けて業務を行っています。お支払いの備えに万全を期すため、資産運用に際しては、安全性を最優先とし、長期的に安定した運用収益を確保することを基本方針としています。

運用対象の大部分を占める債券につきましては、格付けの高い銘柄に限定し、信用リスクの軽減に努めています。

2. 経営方針

2ページに掲載しています「トップメッセージ」をご参照ください。

Ⅲ．直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

事業の経過および成果等

当期のわが国経済は、政府の経済政策による景気回復への期待などを背景に、企業収益の改善や設備投資の持ち直しがみられるとともに、個人消費が拡大するなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

生命保険業界におきましては、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化によって、生命保険に対するお客さまのニーズが多様化しており、よりきめ細かな商品・サービスの提供等、一層の企業努力が求められています。

このような情勢の中、当社は、MS&ADインシュアランス グループの「経営理念、経営ビジョン、行動指針」の下で、2012年4月から、2012年度および2013年度を対象期間とする「中期経営計画　ステージ2」を策定し、以下の「目指す企業像」の実現に向けて取り組んでまいりました。

〔目指す企業像〕

・お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指します
・グループにおける国内生保事業の中核会社として、持続的に発展する企業を目指します
・損保系生保の最も優れたビジネスモデルを実現し、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します
・社員一人ひとりが夢と誇りを持ち、働きがいと活力あふれる企業を目指します

当期の具体的な事業の経過および成果等は、以下のとおりであります。

営業態勢につきましては、2013年4月に全国13ヵ所の営業拠点を新たに設置し、あわせて要員を増強するとともに、三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下、それぞれ「三井住友海上社」「あいおいニッセイ同和損保社」といいます。）の営業部門と連携し、代理店に対して生損保総合販売（クロスセル）の指導を行い、生保販売力の強化、お客さま対応力の向上、コンプライアンスの徹底等を推進いたしました。

具体的には、代理店経営における生保事業の位置付けが高まる中、三井住友海上社・あいおいニッセイ同和損保社の専業代理店を中心に、生損保社員が協働して代理店と経営対話を行い、生保販売指導を強化いたしました。また、募集人の販売力向上に向けた研修プログラム「ライフマスタープログラム」について、プログラムメニューを一層充実し、募集人の参加人数を増やすとともに、集団活動と個別サポート活動を通じてその育成・強化を図りました。

金融機関での窓口販売につきましては、2013年4月に金融機関営業推進担当を全国に増員配置するとともに、研修の企画や実施支援を専門に担う部署を設置しました。また、新たな研修プログラム、販売支援ツールの提供、金融機関における女性活躍推進支援など、サポートメニューを一層充実させ「窓販のベストパートナー」としての営業支援態勢を一層強化いたしました。

また、当社の営業社員が生命保険を募集する直販チャネルにおいては、積極的な採用・教育活動により引き続き販売態勢の強化に努めたほか、直販チャネルにおける保険販売ノウハウの活用を希望する代理店との提携を通じたクロスセルをさらに進めました。

商品につきましては、「&LIFE（アンドライフ）」ブランドの下、当社独自の保障内容を有する「総合収入保障保険」等の販売を引き続き積極的に推進し、さらに2013年12月には、「新医療保険α」に代わる医療保険の新商品として、医療の現状やお客さまニーズ等を踏まえて新たな保障や仕組みを導入した「新医療保険A（エース）」を発売いたしました。本商品は非常に好調な販売実績を示しております。また、標準責任準備金を計算するための利率である標準利率が2013年4月から引き下げられたことに伴い、一部の商品の予定利率を見直し、保険料を改定いたしました。

契約引受態勢につきましては、業務運営の円滑化の観点から、申込書作成にかかる一連の業務をオンライン化することで代理店の事務を効率化する「LifeSmart Web」の機能を強化し、事務・システム面の改善に引き続き努めました。また、2013年4月から全社で取組みを開始した「募集品質向上運動」の中で、お客さま向け説明資料の新規作成や告知手続きの説明方法等に関する営業社員・代理店への教育等、お客さまに正しく告知いただくための取組みを推進いたしました。

さらに、募集活動そのもののプロセスを抜本的に見直す「募集プロセス改革」に取り組んでいます。その第一弾として、第1回保険料のお払込みを待たずに、お申込みと告知のみで保障を開始する「初回保険料後払制度」の取扱いを2013年4月から開始しました。これにより、保障の開始を従来よりも早期化するとともに、お申込みに際して現金の用意が不要（キャッシュレス）な仕組みとすることで、お客さまの利便性のさらなる向上を図りました。また、本制度の導入と同時に、第1回保険料の収納業務を専門に担う部署を新設し、引受事務担当部署の業務効率化を図りました。

契約保全態勢につきましては、契約内容の変更を希望されるお客さまから通話料無料の専用電話で当社のお客さまサービスセンターへ直接お申し出いただき、手続書類の郵送から手続完了までを取り扱う「ダイレクトサービス」を積極推進し、2013年度のお取扱い件数が約43万件になる等、利便性の高いサービスとして多くのお客さまにご利用いただきました。

保険金等支払管理態勢につきましては、専門知識を有する人財の育成、迅速かつ適切なお支払いに注力したほか、保険金等のご請求を申し出られながら請求書を提出いただけていないお客さまに対する手続きサポートを積極推進するなど、お客さま満足の向上に向けた取組みを強化いたしました。（当社は、人材は「財産」であるとの考えのもと、「人財」と表記しております。）

また、解約返戻金、保険金・給付金等がお客さまの指定口座に着金するまでの期間を早期化するシステム面の改善を実施することにより、お客さまの利便性のさらなる向上を図りました。

システムにつきましては、前述の「初回保険料後払制度」「新医療保険A（エース）」の取扱開始や「LifeSmart Web」の機能強化に向けた対応、ならびに、MS&ADインシュアランス グループの機能別再編の一環である第三分野長期契約の引受の当社への一元化に向けたシステム開発などを順次実施いたしました。

資産の運用につきましては、安全性・流動性に留意しつつ国内公社債を中心に資金を投入いたしました。

なお、反社会的勢力の排除に向けたシステムをさらに整備し、反社会的勢力との関係遮断に関する取組みを一層強化いたしました。

また、2013年9月、当社、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社、三井住友海上社およびあいおいニッセイ同和損保社との間で、機能別再編の一環として、第三分野長期契約の商品供給機能を当社に一元化すること等に関する合意書を締結しました。

以上の諸施策を実施してまいりました結果、当期は、保険料等収入が4,176億円、資産運用収益が415億円、その他経常収益が19億円となり、これらを合計した経常収益は4,611億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が、1,666億円、責任準備金等繰入額が1,971億円、資産運用費用が11億円、事業費が710億円、その他経常費用が77億円となりました結果、4,436億円となりました。この結果 174億円の経常利益となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税ならびに法人税等調整額を加減した結果、当期純利益は66億円となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や海外景気の下振れによる景気下押しが懸念されるものの、輸出環境の改善や政府の経済対策による国内需要の増加などを背景に、景気回復の動きが続くことが期待されます。

また、生命保険業界におきましては、お客さま・社会からの信頼に的確にお応えしていくため、より一層の商品・サービスの充実、健全かつ適正な業務運営および財務体質の維持・向上のいずれをも着実に推進していくことが求められています。

このような事業環境の下、当社は、業界トップ水準の品質と飛躍的な成長の実現を目的に、2014年度より新たな中期経営計画「Next Challenge 2017」をスタートすることといたしました。この計画を通じて、生命保険事業のより効率的な運営を図るとともに、事業活動を通じて社会に貢献し、品質の向上と成長・収益向上の両立に向けた取組みをさらに加速してまいります。

具体的には、販売基盤のさらなる拡充により、さまざまなチャネルを通じて商品およびサービスを提供していくことに加え、確固たる財務基盤のもと、お客さまの生涯に亘るサポートを実現いたします。加えて、先進的な事務システムの構築により、契約引受・保全・保険金等支払分野において、お客さまにとって正確・迅速でわかりやすい事務フローを確立する等、質の高い効率的な業務運営を実現し、お客さまの利便性向上につなげてまいります。

また、第三分野長期契約の商品供給機能の当社への一元化を通じて、MS&ADインシュアランス グループの機能別再編の実現を推進し、グループシナジーの発揮に貢献してまいります。

当社は、引き続き、お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指してまいります。

（注）金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. お客さまからの相談・苦情の件数

当社では本社「お客さまサービスセンター」において、お客さまからのご住所・お名前などの変更手続き、ご契約者貸付、解約手続き、保険金・給付金請求のお申し出、手続き方法等のご相談、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせを承っています。

各種お申し出、ご照会につきましては、迅速かつ適切な対応を心掛け、お客さまへのサービスの充実に努めています。

＜お客さまからのご相談（お申し出・ご照会）＞

2013年度に「お客さまサービスセンター」でお受けしたご相談（お申し出・ご照会）の件数は、503,359件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。

お客さまからのご相談（2013年4月～2014年3月お客さまサービスセンター受付分）

（単位：件）

内　　容	件　数	占　率
ご加入相談・資料請求	6,690	1.3%
契約内容変更等の手続きに関して	298,529	59.3%
契約者貸付に関して	32,522	6.5%
保険料払込に関して	30,142	6.0%
保険金・給付金に関して	84,548	16.8%
税金・控除証明書に関して	25,257	5.0%
保険内容の照会・その他	25,671	5.1%
合　　計	503,359	100.0%

＜お客さまからの苦情＞

2013年度に全店でお受けした苦情の件数は、7,728件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。なお、当社では、苦情の定義を「お客さまからの不満足の表明」と定めています。

お客さまからの苦情（2013年4月～2014年3月全店受付分）

（単位：件）

内　　容	件　数	占　率
ご加入手続きに関して	1,400	18.1%
契約内容変更等の手続きに関して	1,356	17.5%
保険料払込に関して	619	8.0%
保険金・給付金に関して	1,140	14.8%
その他のご不満に関して（注）	3,213	41.6%
合　　計	7,728件	100.0%

（注）「生命保険料控除証明書」に関するご不満、契約後のアフターフォローに関するご不満など。

3. お客さまに対する情報提供の実態

53ページに掲載しています「ご契約時のご案内」をご参照ください。

4. 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

56ページに掲載しています「商品に関する情報提供（デメリット情報を含む）」をご参照ください。

5. 代理店教育・研修の概略

71ページに掲載しています「代理店教育・研修」をご参照ください。

6. 新規開発商品の状況

2013年12月、「新医療保険A（エース）」（低・無解約返戻金選択型医療保険）を発売しました。
医療技術の進歩等に伴い入院日数の短期化が進んでいる一方、生活習慣病などでは他の疾患に比べて入院日数が長期にわたるケースも依然多い状況です。
このような現状を踏まえ、「新医療保険A（エース）」では、短期の入院に対する保障を手厚くしながら、治療が長期化・高額化する場合にも充実した保障をご準備いただける主契約に加え、ガンや三大疾病の際の一時金保障、ガン治療のための通院保障、女性疾病の入院・手術保障、先進医療の治療費保障など、お客さまのニーズにあわせて選択可能な特約を取り揃え、合理的かつ充実した保障を提供できるよう設計しました。
また、主契約の解約返戻金タイプは「低解約返戻金型」か「払込期間中無解約返戻金型」かを選択できるようにいたしました。

7. 保険商品一覧

58ページに掲載しています「商品ラインアップ」をご参照ください。

8. 情報システムに関する状況

(1)「新医療保険A（エース）」（低・無解約返戻金選択型医療保険）の発売対応および、MS&ADインシュアランスグループにおける機能別再編のうち、第三分野長期契約の新契約の当社集中に向けたシステム開発の取組みを行ったほか、反社会的勢力との関係遮断に向けたシステムをさらに整備しました。
(2)お客さまのニーズに合ったきめ細かい保険設計を可能にするパソコン用設計書・申込書ツール「LifeSmart」、および「LifeSmart Web」を提供し、代理店および営業社員の販売をサポートしています。このうちオンライン設計書システム「LifeSmart Web」について、機能強化に向けた対応を行い、さらに利便性を高めました。
(3)情報システムセキュリティ強化の観点より、社内管理態勢の一層の充実を図るとともに外部専門家によるシステム監査を実施し、システムリスクへの備えに万全を期しています。

9. 公共福祉活動の概況

74ページに掲載しています「CSR活動」をご参照ください。

Ⅳ．直近５事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　　目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
経常収益	244,512	265,331	356,313	465,664	461,125
経常利益又は経常損失（△）	2,710	△ 3,230	2,624	7,459	17,462
基礎利益	3,246	△ 2,392	4,912	5,847	15,395
当期純利益又は当期純損失（△）	37	△ 5,325	△ 8,950	458	6,681
資本金	35,500	35,500	35,500	35,500	35,500
（発行済株式の総数）	（960千株）	（960千株）	（960千株）	（960千株）	（960千株）
総資産	1,148,341	1,242,444	2,136,662	2,436,264	2,636,052
うち特別勘定資産	－	－	－	－	－
責任準備金残高	1,068,346	1,162,128	1,812,538	2,019,481	2,214,832
貸付金残高	30,899	31,762	46,325	47,656	49,470
有価証券残高	1,083,096	1,163,725	1,848,241	2,102,671	2,285,544
ソルベンシー・マージン比率	2,129.7%	2,127.0%	1,212.8%	1,309.8%	1,264.9%
	－	（1,276.8%）	－	－	－
従業員数	1,219 名	1,420 名	2,283 名	2,366 名	2,421 名
保有契約高	12,144,523	12,582,552	23,058,864	25,240,250	26,230,024
個人保険	9,129,287	9,810,772	17,359,229	19,317,482	20,317,959
個人年金保険	315,415	327,368	703,269	757,139	787,086
団体保険	2,699,819	2,444,411	4,996,365	5,165,629	5,124,978
団体年金保険保有契約高	－	－	477	429	399

（注）1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。
3. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされております。そのため、2009 ～ 2010年度、2011 ～ 2013年度はそれぞれ異なる基準によって算出されております。なお、2010年度の（　）は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2010年度決算にて開示した数値です。

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	2012年度末	2013年度末	科　目	2012年度末	2013年度末
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預貯金	**23,815**	**30,830**	**保険契約準備金**	**2,045,655**	**2,242,550**
現金	0	0	支払備金	19,423	21,204
預貯金	23,814	30,830	責任準備金	2,019,481	2,214,832
コールローン	**707**	**458**	契約者配当準備金	6,750	6,514
債券貸借取引支払保証金	**224,025**	**228,706**	**代理店借**	**5,854**	**5,281**
有価証券	**2,102,671**	**2,285,544**	**再保険借**	**213**	**282**
国債	1,310,930	1,336,675	**その他負債**	**234,383**	**238,290**
地方債	93,959	112,322	債券貸借取引受入担保金	224,733	229,164
社債	635,852	746,067	未払法人税等	315	2,120
株式	869	1,021	未払金	192	146
外国証券	59,824	86,295	未払費用	5,722	4,720
その他の証券	1,235	3,161	前受収益	0	0
貸付金	**47,656**	**49,470**	預り金	131	80
保険約款貸付	47,656	49,470	金融派生商品	−	54
有形固定資産	**2,224**	**1,882**	リース債務	1,010	751
建物	238	259	資産除去債務	174	364
リース資産	943	698	仮受金	2,102	887
その他の有形固定資産	1,042	924	**退職給付引当金**	**1,437**	**1,609**
無形固定資産	**3,297**	**4,039**	**役員退職慰労引当金**	**59**	**50**
ソフトウェア	2,798	3,758	**特別法上の準備金**	**3,406**	**3,912**
その他の無形固定資産	498	280	価格変動準備金	3,406	3,912
代理店貸	**274**	**225**	**繰延税金負債**	**13,010**	**12,075**
再保険貸	**265**	**694**	**負債の部合計**	**2,304,020**	**2,504,052**
その他資産	**31,428**	**34,279**	（純資産の部）		
未収金	24,123	26,472	**資本金**	**35,500**	**35,500**
前払費用	580	556	**資本剰余金**	**43,688**	**43,688**
未収収益	5,569	6,091	資本準備金	13,214	13,214
預託金	970	1,010	その他資本剰余金	30,473	30,473
仮払金	159	123	**利益剰余金**	**△ 15,672**	**△ 8,908**
その他の資産	24	24	その他利益剰余金	△ 15,672	△ 8,908
貸倒引当金	**△ 102**	**△ 78**	繰越利益剰余金	△ 15,672	△ 8,908
			株主資本合計	**63,515**	**70,279**
			その他有価証券評価差額金	**68,727**	**61,719**
			評価・換算差額等合計	**68,727**	**61,719**
			純資産の部合計	**132,243**	**131,999**
資産の部合計	**2,436,264**	**2,636,052**	負債及び純資産の部合計	**2,436,264**	**2,636,052**

注記事項

2012年度末	2013年度末
1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 (1) 満期保有目的の債券評価は、移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。 (2) その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。 (2) その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・リース資産以外　定率法によっております。 ・リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引)　リース期間に基づく定額法によっております。	3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・有形固定資産（リース資産を除く）　定率法によっております。 ・リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引)　リース期間に基づく定額法によっております。
3. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・ソフトウェア　利用可能期間に基づく定額法によっております。	4. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・ソフトウェア　利用可能期間に基づく定額法によっております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。	5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。 また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。 また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当期末において発生したと認められる額を計上しております。	7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務見込額並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法　給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数　10年
7. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。	8. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。	9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	10. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 11. ヘッジ会計の方法は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会）に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。 なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなことから、ヘッジの有効性の判定は省略しております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。	12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式	13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
	14. 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。）が平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当期の期首よりこれらの会計基準等を適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従って、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当期の期首の利益剰余金に加減しております。 この結果、当期の期首の利益剰余金が82百万円増加しております。また、当期の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15百万円増加しております。

2012年度末

12. 平成23年度の税制改正に伴い、当期より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益及び税引前当期純利益が10百万円増加しております。

13. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM（資産・負債の総合管理）を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部最高格付けの外国公社債に投資しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」と「満期保有目的の債券」として保有しております。

金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。

デリバティブ取引は、外貨建債券の売買及び利息受取等に際して、ヘッジ会計を適用せずに為替予約取引のみ利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

取引全般に係る権限規程及びリスク管理諸規程・方針を定め、これらに基づいて取引を行い管理しております。日常における管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規程に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門がリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

a. 市場リスクの管理

資産運用リスクに係る管理諸規程に従い運用資産の特性に応じ、保有残高や評価損率に適切な限度レベルを設定する等により管理しております。特に、保有資産の多くが債券であることから、金利・為替等の変動に対する感応度としてBPV（ベイシスポイントバリュー）を日次ベースで算出し、実質資産負債差額（保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に定める規定に基づき算出される額）の範囲内となっているかモニタリングしております。また、市場リスクのVaR（バリューアットリスク）を参考指標として計測し、金利・為替・株価等の異なるリスクを統一的な尺度で把握し管理しております。

b. 信用リスクの管理

個別融資を行っていないことから、信用リスクの管理に関しても、資産運用リスクに係る管理諸規程に従って行っております。債券発行体の信用リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケットデータの把握を定期的に行うとともに、格付別与信残高の限度レベルを設定する等により管理しております。また、信用リスクについてもVaRを計測し管理しております。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を十分に保有すると共に、当座借越等の資金調達手段を確保し、資金調達に係る流動性リスク管理を行っております。また、流動性リスクに係る管理諸規程に従い、資金の流出入計画を作成し管理しております。資金繰りの状況に応じて平常時、懸念時、危機管理時に区分し、それぞれの区分に応じた対応を定めております。平常時では、保険料等の入金が保険金等の支払いより恒常的に多い状況にあり資金繰り状況は安定しております。

2013年度末

15. 平成26年10月の本社移転に伴い、建物賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、より精緻な見積りが可能となったため、見積りの変更を行っております。この結果、当期の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ125百万円減少しております。

16. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM（資産・負債の総合管理）を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部最高格付けの外国公社債に投資しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」と「満期保有目的の債券」として保有しております。

金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。

当社は為替の変動による市場リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

取引全般に係る権限規程及びリスク管理諸規程・方針を定め、これらに基づいて取引を行い管理しております。日常における管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規程に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門がリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

a. 市場リスクの管理

資産運用リスクに係る管理諸規程に従い運用資産の特性に応じ、保有残高や評価損率に適切な限度レベルを設定する等により管理しております。特に、保有資産の多くが債券であることから、金利・為替等の変動に対する感応度としてBPV（ベイシスポイントバリュー）を日次ベースで算出し、実質資産負債差額（保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に定める規定に基づき算出される額）の範囲内となっているかモニタリングしております。また、市場リスクのVaR（バリューアットリスク）を参考指標として計測し、金利・為替・株価等の異なるリスクを統一的な尺度で把握し管理しております。

b. 信用リスクの管理

個別融資を行っていないことから、信用リスクの管理に関しても、資産運用リスクに係る管理諸規程に従って行っております。債券発行体の信用リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケットデータの把握を定期的に行うとともに、格付別与信残高の限度レベルを設定する等により管理しております。また、信用リスクについてもVaRを計測し管理しております。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を十分に保有すると共に、当座借越等の資金調達手段を確保し、資金調達に係る流動性リスク管理を行っております。

また、流動性リスクに係る管理諸規程に従い、資金の流出入計画を作成し管理しております。資金繰りの状況に応じて平常時、懸念時、危機管理時に区分し、それぞれの区分に応じた対応を定めております。平常時では、保険料等の入金が保険金等の支払いより恒常的に多い状況にあり資金繰り状況は安定しております。

2012年度末

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当社は時価を把握することが極めて困難と認められるものは、保有しておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	23,815	23,815	−
コールローン	707	707	−
債券貸借取引支払保証金	224,025	224,025	−
有価証券	2,102,671	2,169,317	66,646
満期保有目的の債券	686,754	753,400	66,646
その他有価証券	1,415,917	1,415,917	−
貸付金	47,656	47,656	−
保険約款貸付	47,656	47,656	−
債券貸借取引受入担保金	(224,733)	(224,733)	−

（＊）負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預貯金、コールローン、債券貸借取引支払保証金及び債券貸借取引受入担保金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。

③貸付金

当社が保有している貸付金はすべて保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引について、期中においては外貨建債券の売買及び利息受取等に際して、ヘッジ会計を適用せずに為替予約取引のみ利用しておりますが、当期末における当該取引の残高はありません。

14. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、198,051百万円であります。
15. 有形固定資産の減価償却累計額は、4,204百万円であります。
16. 繰延税金資産の総額は17,608百万円、繰延税金負債の総額は30,489百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は129百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額7,949百万円、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額3,652百万円、繰越欠損金1,633百万円及び価格変動準備金1,046百万円であります。
繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額30,489百万円であります。
17. 当期における法定実効税率は33.28％であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は61.12％であります。
その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異13.82％、税率変更による影響額8.10％及び住民税均等割額に係る差異5.95％であります。
18. 貸借対照表に計上したリース資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。

2013年度末

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	30,830	30,830	−
コールローン	458	458	−
債券貸借取引支払保証金	228,706	228,706	−
有価証券	2,285,541	2,344,297	58,755
満期保有目的の債券	783,797	842,553	58,755
その他有価証券	1,501,744	1,501,744	−
貸付金	49,470	49,470	−
保険約款貸付	49,470	49,470	−
金融派生商品＊1	(54)	(54)	−
ヘッジ会計が適用されているもの	(54)	(54)	−
債券貸借取引受入担保金＊2	(229,164)	(229,164)	−

（＊1）金融派生商品によって生じた正味の債券・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
（＊2）債券貸借取引受入担保金は負債に計上しており、()で示しております。

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預貯金、コールローン、債券貸借取引支払保証金及び債券貸借取引受入担保金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、有価証券に含めておりません。当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、2百万円であります。

③貸付金

当社が保有している貸付金はすべて保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

④金融派生商品

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。

17. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、207,936百万円であります。
18. 有形固定資産の減価償却累計額は、4,275百万円であります。
19. 繰延税金資産の総額は15,435百万円、繰延税金負債の総額は27,380百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は130百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額8,613百万円、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,869百万円及び価格変動準備金1,202百万円であります。
繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額27,380百万円であります。
20. 当期における法定実効税率は33.28％であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は39.63％であります。
その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異1.41％、税率変更による影響額4.08％及び住民税均等割額に係る差異0.75％であります。

21.「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。
これに伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、回収又は支払が見込まれる期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものについては、従来の33.28％から30.73％に変更されております。この変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）及び当期純利益はそれぞれ365百万円減少しております。

2012年度末	2013年度末
19. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 当期首現在高　6,255百万円 当期契約者配当金支払額　5,330百万円 利息による増加等　2百万円 契約者配当準備金繰入額　5,822百万円 当期末現在高　6,750百万円	22. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 当期首現在高　6,750百万円 当期契約者配当金支払額　5,986百万円 利息による増加等　0百万円 契約者配当準備金繰入額　5,749百万円 当期末現在高　6,514百万円
20. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は520百万円であります。	23. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は645百万円であります。
21. 1株当たり純資産額は137,753円52銭であります。	24. 1株当たり純資産額は137,499円80銭であります。
	25. MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「持株会社」）、三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」）、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和損保」）および当社は、MS&ADグループの持続的な成長と企業価値向上を図るべく、持株会社傘下の保険会社の再編について協議を行い、平成25年9月27日「機能別再編に関する合意書」を締結いたしました。当該合意に基づき、平成26年4月1日以降に新たに保険期間を開始する第三分野長期契約を当社へ移行いたしました。なお、同対価として平成26年4月1日に三井住友海上およびあいおいニッセイ同和損保へ合計110億円支払っております。
22. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、48,355百万円であります。	26. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、46,417百万円であります。
23. 外貨建資産の額は、60,246百万円であります。（外貨額　587百万米ドル、41百万ユーロ） 外貨建負債の額は、2,080百万円であります。（外貨額　22百万米ドル）	27. 外貨建資産の額は、86,889百万円であります。（外貨額　787百万米ドル、41百万ユーロ） 外貨建負債の額は、1,559百万円であります。（外貨額　15百万米ドル）
24. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、4,035百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。	28. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、4,148百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
25. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 （1）退職給付債務及びその内訳 イ 退職給付債務　△1,629百万円 ロ 未認識数理計算上の差異　191百万円 ハ 退職給付引当金（貸借対照表計上額）△1,437百万円 （2）退職給付債務等の計算基礎 イ 退職給付見込額の期間配分方法　期間定額基準 ロ 割引率　1.5％ ハ 数理計算上の差異の処理年数　10年 （発生時の翌年度から定額法により費用処理することとしております。）	29. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 （1）採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 （2）確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務　1,510百万円 勤務費用　298百万円 利息費用　12百万円 数理計算上の差異の当期発生額　6百万円 退職給付の支払額　△42百万円 期末における退職給付債務　1,785百万円 ②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 退職給付債務　1,785百万円 未認識数理計算上の差異　△176百万円 退職給付引当金　1,609百万円 ③退職給付に関する損益 勤務費用　298百万円 利息費用　12百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額　22百万円 確定給付制度に係る退職給付費用　333百万円 ④数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。 割引率　0.86％ （3）確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、120百万円であります。
26. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	30. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

（単位：百万円）

科　目	2012年度	2013年度
経常収益	**465,664**	**461,125**
保険料等収入	**422,189**	**417,609**
保険料	421,387	416,743
再保険収入	801	866
資産運用収益	**40,427**	**41,598**
利息及び配当金等収入	34,238	36,885
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	32,495	35,119
貸付金利息	1,400	1,452
その他利息配当金	341	313
有価証券売却益	6,177	4,690
有価証券償還益	11	－
貸倒引当金戻入額	－	22
その他経常収益	**3,047**	**1,917**
年金特約取扱受入金	1,553	608
保険金据置受入金	1,377	1,212
その他の経常収益	116	95
経常費用	**458,205**	**443,662**
保険金等支払金	**166,917**	**166,634**
保険金	43,551	43,837
年金	8,581	9,954
給付金	12,065	12,574
解約返戻金	99,504	96,715
その他返戻金	2,078	2,157
再保険料	1,137	1,395
責任準備金等繰入額	**207,433**	**197,131**
支払備金繰入額	488	1,780
責任準備金繰入額	206,942	195,350
契約者配当金積立利息繰入額	2	0
資産運用費用	**2,851**	**1,100**
支払利息	302	306
有価証券売却損	2,511	756
金融派生商品費用	－	10
為替差損	4	0
貸倒引当金繰入額	6	－
その他運用費用	26	26
事業費	**73,563**	**71,075**
その他経常費用	**7,438**	**7,719**
保険金据置支払金	835	875
税金	4,183	4,086
減価償却費	2,161	2,460
退職給付引当金繰入額	255	290
その他の経常費用	2	7
経常利益	**7,459**	**17,462**
特別利益	**1**	**3**
固定資産等処分益	**1**	**3**
特別損失	**457**	**649**
固定資産等処分損	**13**	**34**
減損損失	**－**	**109**
価格変動準備金繰入額	**444**	**506**
契約者配当準備金繰入額	**5,822**	**5,749**
税引前当期純利益	**1,180**	**11,067**
法人税及び住民税	**322**	**2,248**
法人税等調整額	**399**	**2,137**
法人税等合計	**721**	**4,385**
当期純利益	**458**	**6,681**

注記事項

2012年度	2013年度
1. 関係会社との取引による費用の総額は240百万円であります。 2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券6,130百万円、外国証券46百万円であります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券1,775百万円、外国証券735百万円であります。 3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は143百万円であります。 4. 1株当たり当期純利益は、477円93銭であります。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに458百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株であります。 5. 退職給付費用の総額は、399百万円であります。なお、その内訳は以下の通りです。 イ 勤務費用　260百万円 ロ 利息費用　19百万円 ハ 数理計算上の差異の費用処理額　14百万円 ニ その他（確定拠出年金への掛金支払額）　105百万円 6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	1. 関係会社との取引による費用の総額は278百万円であります。 2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券2,266百万円、株式等315百万円、外国証券2,108百万円であります。 有価証券売却損756百万円は、すべて国債等債券によるものであります。 3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は124百万円であります。 4. 1株当たり当期純利益は、6,960円37銭であります。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに6,681百万円、普通株式の期中平均株式数は 960千株であります。 5. 減損損失については、次の通り計上しております。 用途：遊休不動産及び売却予定不動産等 種類：建物及びその他の有形固定資産 場所：東京都 減損損失（百万円）：109 内訳：建物 73／その他の有形固定資産 35 保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つのグループとし、遊休不動産及び売却予定不動産等については、個別の物件ごとに1つのグループとしております。 平成26年10月の本社移転に伴い、売却及び除却予定となった不動産等につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（109百万円）として特別損失に計上しております。 なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としており、合理的に算出された市場価額等に基づき算定しております。 6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	2012年度	2013年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	1,180	11,067
減価償却費	2,161	2,460
減損損失	–	109
支払備金の増減額（△は減少）	488	1,780
責任準備金の増減額（△は減少）	206,942	195,350
契約者配当金積立利息繰入額	2	0
契約者配当準備金繰入額	5,822	5,749
貸倒引当金の増減額（△は減少）	6	△ 24
退職給付引当金の増減額（△は減少）	255	290
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△ 9	△ 9
価格変動準備金の増減額（△は減少）	444	506
利息及び配当金等収入	△ 34,238	△ 36,885
有価証券関係損益（△は益）	△ 3,674	△ 3,934
支払利息	302	306
為替差損益（△は益）	4	0
有形固定資産関係損益（△は益）	4	31
代理店貸の増減額（△は増加）	△ 94	49
再保険貸の増減額（△は増加）	297	△ 428
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 430	△ 2,335
代理店借の増減額（△は減少）	1,326	△ 572
再保険借の増減額（△は減少）	△ 2	68
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	1,652	△ 2,260
その他	2	14
小　計	182,445	171,336
利息及び配当金等の受取額	34,360	36,525
利息の支払額	△ 302	△ 306
契約者配当金の支払額	△ 5,330	△ 5,986
法人税等の支払額	△ 6	△ 444
営業活動によるキャッシュ・フロー	**211,166**	**201,124**
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 499,184	△ 553,407
有価証券の売却・償還による収入	290,520	364,195
貸付けによる支出	△ 58,694	△ 61,802
貸付金の回収による収入	57,363	59,989
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額（△は減少）	△ 244	△ 249
資産運用活動計	△ 210,238	△ 191,274
（営業活動及び資産運用活動計）	(928)	(9,849)
有形固定資産の取得による支出	△ 511	△ 480
有形固定資産の売却による収入	11	6
無形固定資産の取得による支出	△ 1,436	△ 2,324
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△ 212,175**	**△ 194,074**
財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他	△ 276	△ 284
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△ 276**	**△ 284**
現金及び現金同等物に係る換算差額	–	–
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**△ 1,285**	**6,766**
現金及び現金同等物期首残高	**25,807**	**24,522**
現金及び現金同等物期末残高	**24,522**	**31,288**

（キャッシュ・フロー計算書の注記）

1. 現金及び現金同等物の（期首）期末残高と貸借対照表科目に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。

（単位：百万円）

	2012年度末	2013年度末
現金及び預貯金	23,815	30,830
コールローン	707	458
現金及び現金同等物	24,522	31,288

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

4. 株主資本等変動計算書

2012年度

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		合計	その他有価証券評価差額金	合計	合計
		資本準備金	その他資本剰余金	合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	35,500	13,214	30,473	43,688	△ 16,131	△ 16,131	63,056	39,364	39,364	102,421
当期変動額										
当期純利益	−	−	−	−	458	458	458	−	−	458
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	−	−	−	−	−	−	−	29,363	29,363	29,363
当期変動額合計	−	−	−	−	458	458	458	29,363	29,363	29,822
当期末残高	35,500	13,214	30,473	43,688	△ 15,672	△ 15,672	63,515	68,727	68,727	132,243

2013年度

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		合計	その他有価証券評価差額金	合計	合計
		資本準備金	その他資本剰余金	合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	35,500	13,214	30,473	43,688	△ 15,672	△ 15,672	63,515	68,727	68,727	132,243
会計方針の変更による累積的影響額	−	−	−	−	82	82	82	−	−	82
会計方針の変更を反映した当期首残高	35,500	13,214	30,473	43,688	△ 15,590	△ 15,590	63,597	68,727	68,727	132,325
当期変動額										
当期純利益	−	−	−	−	6,681	6,681	6,681	−	−	6,681
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	−	−	−	−	−	−	−	△ 7,007	△ 7,007	△ 7,007
当期変動額合計	−	−	−	−	6,681	6,681	6,681	△ 7,007	△ 7,007	△ 326
当期末残高	35,500	13,214	30,473	43,688	△ 8,908	△ 8,908	70,279	61,719	61,719	131,999

注記事項

2012年度	2013年度
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。 当期首株式数　960千株 当期増加株式数　－千株 当期減少株式数　－千株 当期末株式数　960千株 2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。 当期首株式数　960千株 当期増加株式数　－千株 当期減少株式数　－千株 当期末株式数　960千株 2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 債務者区分による債権の状況

（単位：百万円）

区分		2012年度末	2013年度末
小計	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	−	−
	危険債権	−	−
	要管理債権	−	−
	計	−	−
	（対合計比）	（　−　）	（　−　）
正常債権		246,318	258,038
合計		246,318	258,038

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

該当ありません。

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　　目	2012年度末	2013年度末
ソルベンシー・マージン総額　（A）	**267,498**	**276,449**
資本金等	63,515	70,279
価格変動準備金	3,406	3,912
危険準備金	21,800	23,652
一般貸倒引当金	39	12
その他有価証券の評価差額×90%	89,295	80,190
土地の含み損益×85%	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	121,422	128,068
負債性資本調達手段等	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 32,340	△ 29,945
持込資本金等	－	－
控除項目	－	－
その他	359	277
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ （B）	**40,845**	**43,710**
保険リスク相当額　R_1	13,818	14,298
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	4,913	6,082
予定利率リスク相当額　R_2	2,922	2,958
最低保証リスク相当額　R_7	－	－
資産運用リスク相当額　R_3	31,567	33,761
経営管理リスク相当額　R_4	1,596	1,713
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(\frac{1}{2})\times(B)}\times 100$	**1,309.8%**	**1,264.9%**

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

〈参考〉実質資産負債差額

（単位：百万円）

項　　目	2012年度末	2013年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額　（1）	2,502,910	2,694,808
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額　（2）	2,126,543	2,320,760
実質資産負債差額　（1）－（2）＝（3）	**376,367**	**374,047**

（注）1. 実質資産負債差額は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。
2. 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－2－2－6に基づき、実質資産負債差額から満期保有目的の債券に係る時価評価額と帳簿価額との差額を控除した額は以下のとおりです。
2012年度末：309,721百万円、2013年度末：315,291百万円

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

（1）有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区　　分	2012年度末					2013年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	うち差益	うち差損	帳簿価額	時価	差損益	うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	686,754	753,400	66,646	66,646	－	783,797	842,553	58,755	58,975	219
責任準備金対応債券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
子会社･関連会社株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他有価証券	1,316,699	1,415,917	99,217	99,868	651	1,412,643	1,501,744	89,100	89,274	174
公社債	1,262,444	1,353,987	91,543	91,912	369	1,331,409	1,411,267	79,858	80,011	153
株式	511	869	358	358	－	511	1,019	507	507	－
外国証券	52,744	59,824	7,079	7,361	282	77,777	86,295	8,518	8,539	21
公社債	52,744	59,824	7,079	7,361	282	77,777	86,295	8,518	8,539	21
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	999	1,235	236	236	－	2,945	3,161	216	216	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	2,003,454	2,169,317	165,863	166,514	651	2,196,441	2,344,297	147,856	148,250	394
公社債	1,949,198	2,107,388	158,189	158,558	369	2,115,207	2,253,821	138,614	138,987	373
株式	511	869	358	358	－	511	1,019	507	507	－
外国証券	52,744	59,824	7,079	7,361	282	77,777	86,295	8,518	8,539	21
公社債	52,744	59,824	7,079	7,361	282	77,777	86,295	8,518	8,539	21
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	999	1,235	236	236	－	2,945	3,161	216	216	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含むこととしています。

○満期保有目的の債券

（単位：百万円）

区分	2012年度末			2013年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	686,754	753,400	66,646	756,193	815,169	58,975
公社債	686,754	753,400	66,646	756,193	815,169	58,975
外国証券	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	－	－	－	27,603	27,384	△ 219
公社債	－	－	－	27,603	27,384	△ 219
外国証券	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－

○責任準備金対応債券

該当ありません。

○その他有価証券

（単位：百万円）

区分	2012年度末			2013年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	1,283,368	1,383,237	99,868	1,349,120	1,438,395	89,274
公社債	1,239,992	1,331,905	91,912	1,270,527	1,350,539	80,011
株式	511	869	358	511	1,019	507
外国証券	41,865	49,226	7,361	75,136	83,675	8,539
その他の証券	999	1,235	236	2,945	3,161	216
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	33,331	32,680	△ 651	63,522	63,348	△ 174
公社債	22,451	22,082	△ 369	60,881	60,728	△ 153
株式	－	－	－	－	－	－
外国証券	10,879	10,597	△ 282	2,641	2,620	△ 21
その他の証券	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	2012年度末	2013年度末
満期保有目的の債券	－	－
非上場外国債券	－	－
その他	－	－
責任準備金対応債券	－	－
子会社・関連会社株式	－	－
その他有価証券	－	2
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	－	2
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	－	－
非上場外国債券	－	－
その他	－	－
合計	－	2

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

①定性的情報

イ. 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引のみです。

ロ. 取組方針

当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としています。

ハ. 利用目的

為替予約取引は、当社が保有する外貨建債券の為替リスクをヘッジするために活用しています。

ニ. リスクの内容

デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）および取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）等が伴います。

当社では、為替予約取引を外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として利用しており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しています。このため、ヘッジ手段である為替予約取引で発生する為替による差損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替による差損益と相殺されます。

また、信用リスクについては、取引相手を信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

ホ. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引を含む資産運用取引全般に関する権限規程、ヘッジ会計適用に関する規程およびリスク管理方針を定め、これらの規程・方針に基づいてデリバティブ取引を行い管理しています。

日常のデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、組織的な牽制を行っています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

ヘ. 定量的情報に関する補足説明

以下「②定量的情報」の各表における「契約額等」は、デリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を表すものではありません。

②定量的情報

イ．差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	－	△ 54	－	－	－	△ 54
ヘッジ会計非適用分	－	－	－	－	－	－
合　計	－	△ 54	－	－	－	△ 54

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（通貨関連△54百万円）は、損益計算書に計上されています。

ロ．ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

該当ありません。

○通貨関連

該当ありません。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

ハ．ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

該当ありません。

○通貨関連

（単位：百万円）

	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時価
2012年度末	－	－	－	－	－	－
	合　計					－
2013年度末	時価ヘッジ	為替予約 売建 米ドル（対円）	その他有価証券	7,849	－	△ 54
	合　計					△ 54

（注）年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		2012年度	2013年度
基　礎　利　益	A	5,847	15,395
キャピタル収益		6,177	4,690
金銭の信託運用益		－	－
売買目的有価証券運用益		－	－
有価証券売却益		6,177	4,690
金融派生商品収益		－	－
為替差益		－	－
その他キャピタル収益		－	－
キャピタル費用		2,515	766
金銭の信託運用損		－	－
売買目的有価証券運用損		－	－
有価証券売却損		2,511	756
有価証券評価損		－	－
金融派生商品費用		－	10
為替差損		4	0
その他キャピタル費用		－	－
キャピタル損益	B	3,662	3,923
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	9,510	19,319
臨　時　収　益		－	－
再保険収入		－	－
危険準備金戻入額		－	－
個別貸倒引当金戻入額		－	－
その他臨時収益		－	－
臨　時　費　用		2,050	1,857
再保険料		－	－
危険準備金繰入額		2,045	1,852
個別貸倒引当金繰入額		5	4
特定海外債権引当勘定繰入額		－	－
貸付金償却		－	－
その他臨時費用		－	－
臨　時　損　益	C	△2,050	△1,857
経　常　利　益	A + B + C	7,459	17,462

11. 利源別損益

（単位：百万円）

	2012年度	2013年度
危険差損益（注） ①	44,991	45,652
費差損益（注） ②	△ 17,419	△ 18,364
利差損益（注） ③	1,367	1,176
三利源合計 ④＝①＋②＋③	28,939	28,463
その他損益 ⑤	△ 23,092	△ 13,067
基礎利益 ⑥＝④＋⑤	5,847	15,395

（注）危険差損益、費差損益および利差損益は、各々以下の損益を表しています。

①危険差損益：「予定死亡率等に基づく保険金・給付金支払予定額」と「実際に発生した保険金・給付金支払額」の差により生じる損益
②費 差 損 益：「予定事業費率に基づく経費支出予定額」と「実際にかかった経費」の差により生じる損益
③利 差 損 益：「予定利率に基づく予定運用収益（利回り）」と「実際の運用収益（利回り）」の差により生じる損益

2013年度より、内訳項目の計算方法を一部変更し、利差損益=順ざや額（負値の場合は、逆ざや額）としています。
なお、2012年度についても、この変更に合わせて表記しているため、2012年度の内訳数値は、昨年度公表したものとは異なっています。

12. 社外の監査体制

当社は、会社法436条第2項第1号に基づき、2013年度の計算書類およびその附属明細書について、会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）による監査を受けています。

13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、2013年度（2013年4月1日から2014年3月31日まで）の財務諸表のすべての重要な点において、虚偽の記載および記載すべき事項の記載洩れがないことを確認しています。
また、財務諸表を適正に作成するために担当部署や主要な業務プロセスの明文化を含めた適切な内部統制を構築していること、ならびに内部監査部門による業務遂行状況の適切性や内部統制の有効性に関する検証、改善・是正に向けた提言および取締役会に対する報告を実施していることを確認しています。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

（1）2013年度決算業績の概況

（契約の状況）

2013年度における個人保険および個人年金保険の新契約高は2兆6,722億円、解約・失効契約高は1兆2,690億円となり、この結果、2013年度末保有契約高は前期末に比べて1兆304億円増加し21兆1,050億円となりました。
一方、団体保険の新契約高は1,048億円、解約・失効契約高は3,708億円となり、2013年度末保有契約高は、前期末に比べて406億円減少し5兆1,249億円となりました。
また、個人保険および個人年金保険の2013年度末保有契約年換算保険料は前期末に比べて161億円増加し3,358億円となりました。

（収支の状況）

収益面では、保険料等収入が4,176億円、資産運用収益が415億円、その他経常収益が19億円となり、これらを合計した経常収益は4,611億円となりました。
一方、経常費用は、保険金等支払金が1,666億円、責任準備金等繰入額が1,971億円、資産運用費用が11億円、事業費が710億円、その他経常費用が77億円となりました結果、4,436億円となりました。
この結果、174億円の経常利益となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税ならびに法人税等調整額を加減した結果、66億円の当期純利益となりました。

（責任準備金の状況）

当社は、保険業法に定められている標準責任準備金を積み立てており、2013年度の責任準備金繰入額は1,953億円となり、2013年度末の責任準備金は2兆2,148億円となりました。

（資産の状況）

2013年度末の総資産は前期末に比べて1,997億円増加し、2兆6,360億円となりました。

(2) 保有契約高および新契約高

保有契約高　（単位：千件、百万円）

区分	2012年度末				2013年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	2,262	110.4%	19,317,482	111.3%	2,406	106.4%	20,317,959	105.2%
個人年金保険	183	106.4%	757,139	107.7%	187	101.9%	787,086	104.0%
団体保険	－	－	5,165,629	103.4%	－	－	5,124,978	99.2%
団体年金保険	－	－	429	89.9%	－	－	399	93.1%

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

新契約高　（単位：千件、百万円）

区分	2012年度						2013年度					
	件数	前年度比	金額				件数	前年度比	金額			
				前年度比	新契約	転換による純増加				前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	340	122.0%	3,617,055	140.9%	3,617,055	－	289	85.1%	2,592,193	71.7%	2,592,193	－
個人年金保険	18	142.3%	93,511	138.0%	93,511	－	10	60.1%	80,016	85.6%	80,016	－
団体保険	－	－	710,988	2,360.9%	710,988		－	－	104,852	14.7%	104,852	
団体年金保険	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	

(注) 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約　（単位：百万円）

区分	2012年度末		2013年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	277,088	108.1%	291,663	105.3%
個人年金保険	42,614	107.7%	44,191	103.7%
合計	319,703	108.0%	335,854	105.1%
うち医療保障・生前給付保障等	55,196	106.2%	61,175	110.8%

新契約　（単位：百万円）

区分	2012年度		2013年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	45,070	133.6%	38,311	85.0%
個人年金保険	5,156	142.7%	4,077	79.1%
合計	50,226	134.5%	42,389	84.4%
うち医療保障・生前給付保障等	6,998	85.2%	10,910	155.9%

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
2. 医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

（単位：百万円）

区分			保有金額 2012年度末	保有金額 2013年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	19,317,416	20,317,909
		個人年金保険	(202,630)	(219,702)
		団体保険	5,165,061	5,124,363
		団体年金保険	－	－
		その他共計	24,482,478	25,442,272
	災害死亡	個人保険	(1,123,896)	(1,081,716)
		個人年金保険	(574)	(521)
		団体保険	(24,010)	(22,263)
		団体年金保険	(－)	(－)
		その他共計	(1,148,481)	(1,104,501)
	その他の条件付死亡	個人保険	(51,630)	(48,537)
		個人年金保険	(－)	(－)
		団体保険	(496)	(621)
		団体年金保険	(－)	(－)
		その他共計	(52,127)	(49,159)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(268,667)	(250,546)
		個人年金保険	716,710	740,564
		団体保険	34	25
		団体年金保険	－	－
		その他共計	716,744	740,590
	年金	個人保険	(－)	(－)
		個人年金保険	(93,925)	(96,752)
		団体保険	(64)	(70)
		団体年金保険	(－)	(－)
		その他共計	(93,989)	(96,823)
	その他	個人保険	(－)	(－)
		個人年金保険	40,428	46,522
		団体保険	567	615
		団体年金保険	429	399
		その他共計	41,426	47,537
入院保障	災害入院	個人保険	(4,862)	(5,303)
		個人年金保険	(4)	(4)
		団体保険	(90)	(91)
		団体年金保険	(－)	(－)
		その他共計	(4,957)	(5,399)
	疾病入院	個人保険	(5,057)	(5,486)
		個人年金保険	(5)	(5)
		団体保険	(－)	(－)
		団体年金保険	(－)	(－)
		その他共計	(5,062)	(5,491)
	その他の条件付入院	個人保険	(4,284)	(4,537)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(0)	(0)
		団体年金保険	(－)	(－)
		その他共計	(4,286)	(4,539)

(注) 1. (　)内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

（単位：件）

区分		保有件数	
		2012年度末	2013年度末
障害保障	個人保険	88,169	86,336
	個人年金保険	77	73
	団体保険	166,755	149,923
	団体年金保険	–	–
	その他共計	255,001	236,332
手術保障	個人保険	1,127,362	1,273,140
	個人年金保険	1,174	1,106
	団体保険	–	–
	団体年金保険	–	–
	その他共計	1,128,536	1,274,246

(5) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

（単位：百万円）

区分		保有金額	
		2012年度末	2013年度末
死亡保険	終身保険	3,804,624	3,819,998
	定期付終身保険	–	–
	定期保険	12,405,507	13,533,525
	その他共計	18,257,238	19,215,370
生死混合保険	養老保険	214,666	196,036
	定期付養老保険	–	–
	生存給付金付定期保険	2,883	722
	その他共計	1,060,178	1,102,538
生存保険		65	50
年金保険	個人年金保険	757,139	787,086
災害・疾病関係特約	災害割増特約	603,501	580,690
	傷害特約	438,427	425,021
	災害入院特約	1,899	1,776
	疾病特約	1,421	1,337
	成人病特約	133	123
	その他の条件付入院特約	2,793	3,085

（注）1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(6) 異動状況の推移

①個人保険

（単位：件、百万円）

区分	2012年度		2013年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	2,049,535	17,359,229	2,262,280	19,317,482
新契約	340,173	3,617,055	289,514	2,592,193
更新	7,994	35,557	6,503	33,707
復活	8,339	102,018	7,339	90,920
保険金額の増加	16	78	2	6
転換による増加	–	–	–	–
その他の増加	131	105,287	156	93,588
死亡	3,012	19,664	3,498	24,505
満期	21,211	72,934	17,868	68,845
保険金額の減少	9,761	83,929	9,705	74,523
転換による減少	–	–	–	–
解約	97,366	1,099,235	117,988	1,003,716
失効	21,723	272,228	19,038	237,591
その他の減少	580	353,750	1,022	400,756
年末現在 （増加率）	2,262,280 （10.4%）	19,317,482 （11.3%）	2,406,378 （6.4%）	20,317,959 （5.2%）
純増加 （増加率）	212,745 （△ 72.3%）	1,958,252 （△ 74.1%）	144,098 （△ 32.3%）	1,000,477 （△ 48.9%）

（注）金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

②個人年金保険

（単位：件、百万円）

区分	2012年度		2013年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	172,628	703,269	183,722	757,139
新契約	18,157	93,511	10,915	80,016
復活	48	487	39	326
保険金額の増加	12	17	47	28
転換による増加	–	–	–	–
その他の増加	3,445	15,187	4,171	17,333
死亡	235	1,003	268	1,173
支払満了	1,119	2,563	1,407	2,730
金額の減少	441	8,790	479	14,897
転換による減少	–	–	–	–
解約	5,705	25,169	5,493	26,602
失効	238	1,122	224	1,183
その他の減少	3,259	16,685	4,161	21,171
年末現在 （増加率）	183,722 （6.4%）	757,139 （7.7%）	187,294 （1.9%）	787,086 （4.0%）
純増加 （増加率）	11,094 （△ 89.0%）	53,870 （△ 85.7%）	3,572 （△ 67.8%）	29,947 （△ 44.4%）

（注）金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

③団体保険

（単位：件、百万円）

区　　分	2012年度		2013年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	13,198,170	4,996,365	8,222,995	5,165,629
（幹事・単独）	289,178	－	308,465	－
新契約	373,564	710,988	144,026	104,852
（幹事・単独）	9,495	－	13,270	－
更新	1,531,875	1,194,973	1,515,506	1,357,880
復活	－	－	－	－
中途加入	695,034	707,866	623,616	962,340
保険金額の増加	681,800	350,180	736,249	188,982
その他の増加	571	661	215	466
死亡	25,127	7,683	24,159	7,934
満期	1,785,553	1,355,912	1,544,810	1,385,402
脱退	823,563	294,332	778,475	384,398
保険金額の減少	559,443	271,837	515,619	505,809
解約	4,935,082	863,670	23,368	370,631
失効	67	427	87	236
その他の減少	6,827	1,543	3,501	760
年末現在	8,222,995	5,165,629	8,131,958	5,124,978
（幹事・単独）	308,465	－	319,138	－
（増加率）	（△ 37.7%）	（3.4%）	（△ 1.1%）	（△ 0.8%）
純増加	△ 4,975,175	169,263	△ 91,037	△ 40,650
（増加率）	（　－　）	（△ 9,336.7%）	（　－　）	（　－　）

（注）1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

④団体年金保険

（単位：件、百万円）

区　　分	2012年度		2013年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	2,444	477	2,200	429
新契約	0	0	0	0
年金支払	400	6	431	5
一時金支払	317	53	177	38
解約	0	0	0	0
年末現在	2,200	429	2,076	399
（増加率）	（　－　）	（　－　）	（　－　）	（　－　）
純増加	△ 244	△ 47	△ 124	△ 29
（増加率）	（　－　）	（　－　）	（　－　）	（　－　）

（注）1.「年始現在」「年末現在」の金額は、各時点における責任準備金額です。
2.「新契約」の金額は、第一回収入保険料です。
3. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

① 個人保険・個人年金保険

a 契約者配当の仕組み

個人保険･個人年金保険につきましては、無配当保険と5年ごと利差配当保険の2種類を販売していますが、そのうち契約者配当の支払対象となるのは、5年ごと利差配当保険です。

5年ごと利差配当保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、配当基準利回りと予定利率との差に基づく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、それまで積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがいまして、契約者配当金は契約後5年ごとの契約応当日を迎えるまで、お支払いを約束するものではなく、今後の運用実績によって変動し、お支払いできないこともあります。なお、配当基準利回りは以下のとおりです。

〈配当基準利回り〉

(a) 三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

（単位：%）

保険料払込方法	契約年月日	2012年度	2013年度
年払･半年払･月払	1999年4月1日以前	1.45 ～ 1.60	1.35 ～ 1.50
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.45 ～ 1.60	1.35 ～ 1.50
	2001年4月2日以降 2013年4月1日以前	1.55	1.45
	2013年4月2日以降	－	0.90
一時払	1999年4月1日以前	1.40 ～ 1.95	1.25 ～ 1.75
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.10 ～ 1.60	1.10 ～ 1.45
	2001年4月2日以降 2002年7月1日以前	0.80 ～ 1.30	0.90 ～ 1.20
	2002年7月2日以降 2013年4月1日以前	0.25 ～ 0.80	0.20 ～ 0.70
	2013年4月2日以降	－	0.35

(b) 旧あいおい生命契約

（単位：%）

該当契約		2012年度	2013年度
5年ごと利差配当付養老保険 (注) （一時払かつ1999年4月2日以降契約の場合）		0.55 ～ 1.00	0.35 ～ 0.85
上記以外の5年ごと利差配当付契約	1999年4月1日以前	2.20 ～ 2.70	2.20 ～ 2.70
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.65 ～ 2.05	1.65 ～ 2.05
	2001年4月2日以降 2013年4月1日以前	0.75 ～ 1.60	0.75 ～ 1.60
	2013年4月2日以降	－	0.70 ～ 1.15

（注）配当基準利回りは契約年月に応じて異なります。

b 配当金の例示

2013年度決算に基づく契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

〈例〉5年ごと利差配当付養老保険
30歳加入、30年満期、全期払、男性、年払、保険金1,000万円

(a)三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約（配当金）	死亡契約（保険金＋配当金）
1999年 10月 1日	15年	291,200円	0円	10,000,000円
2004年 10月 1日	10年	310,980円	0円	10,000,000円
2009年 10月 1日	5 年	310,520円	0円	10,000,000円

(b)旧あいおい生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約（配当金）	死亡契約（保険金＋配当金）
1999年 10月 1日	15年	289,690円	0円	10,000,000円
2004年 10月 1日	10年	311,960円	4,692円	10,004,692円
2009年 10月 1日	5 年	311,380円	0円	10,000,000円

(注) 1. 経過年数とは2014年4月1日から2015年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。
2.「死亡契約」欄は契約応当日に死亡した場合の受領金額を示しています。

② 団体保険

団体保険につきましては、保険期間満了の日まで有効に継続し、保険料の払い込みが完了したご契約に対し、お払い込みいただいた保険料とお支払いした保険金･給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします（無配当型商品を除きます）。

2013年度決算におきましても、団体の規模、保険金支払い実績等に基づいて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

（単位：%）

区　　分	2012年度	2013年度
個人保険	11.3	5.2
個人年金保険	7.7	4.0
団体保険	3.4	△ 0.8
団体年金保険	△ 10.1	△ 6.9

(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金（個人保険）

（単位：千円）

区　　分	2012年度	2013年度
新契約平均保険金	10,632	8,953
保有契約平均保険金	8,538	8,443

(注)新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率（対年度始）

（単位：%）

区　　分	2012年度	2013年度
個人保険	20.8	13.4
個人年金保険	14.0	11.2
団体保険	14.2	2.0

(注)転換契約は含んでいません。

(4) 解約失効率（対年度始）

（単位：%）

区　　分	2012年度	2013年度
個人保険	7.8	6.3
個人年金保険	5.2	5.9
団体保険	15.7	13.3

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）

（単位：円）

2012年度	2013年度
123,527	99,674

(注)転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

（単位：‰）

件数率		金額率	
2012年度	2013年度	2012年度	2013年度
1.40	1.50	1.07	1.24

(7)特約発生率(個人保険)

(単位：‰)

区分		2012年度	2013年度
災害死亡保障契約	件数	0.11	0.05
	金額	0.16	0.08
障害保障契約	件数	0.18	0.16
	金額	0.07	0.03
災害入院保障契約	件数	4.30	4.13
	金額	94.72	91.40
疾病入院保障契約	件数	41.04	41.54
	金額	632.46	628.29
成人病入院保障契約	件数	9.85	10.38
	金額	218.02	233.16
疾病・傷害手術保障特約	件数	34.20	34.72
成人病手術保障特約	件数	5.00	5.62

(注) 入院保障契約の特約発生率(金額)は、$\frac{\text{発生(支払)金額}}{\text{(年度始保有入院給付日額+年度末保有入院給付日額)}\div 2}$ により算出した率です。

(8)事業費率(対収入保険料)

(単位：%)

2012年度	2013年度
17.5	17.1

(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2012年度	2013年度
6社	6社

(注)保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2012年度	2013年度
98.4	98.7

(注)保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2012年度	2013年度
AA +	7.68	6.93
AA −	27.72	22.57
A +	62.99	70.50
A	1.61	−

(注) 1.格付はS&Pによるものに基づいています。
2.保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(12)未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2012年度	2013年度
79	105

(注)保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13)第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2012年度	2013年度
第三分野発生率	31.9	31.5
医療(疾病)	29.8	30.2
がん	50.4	48.0
その他	27.9	21.8

(注)1. 経過保険料とは当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する金額です。
2. 発生保険金額は支払備金繰入額および保険金・給付金支払いに係る事業費等を含んでいます。

3．経理に関する指標等

(1)支払備金明細表

（単位：百万円）

区分		2012年度末	2013年度末
保険金	死亡保険金	4,614	5,086
	災害保険金	56	93
	高度障害保険金	678	903
	満期保険金	253	174
	その他	382	535
	小計	5,985	6,793
年金		57	30
給付金		1,463	1,807
解約返戻金		11,825	12,535
保険金据置支払金		－	－
その他共計		19,423	21,204

(2)責任準備金明細表

（単位：百万円）

区分		2012年度末	2013年度末
責任準備金（除危険準備金）	個人保険	1,764,781	1,936,836
	（一般勘定）	(1,764,781)	(1,936,836)
	（特別勘定）	(－)	(－)
	個人年金保険	231,608	253,025
	（一般勘定）	(231,608)	(253,025)
	（特別勘定）	(－)	(－)
	団体保険	861	916
	（一般勘定）	(861)	(916)
	（特別勘定）	(－)	(－)
	団体年金保険	429	399
	（一般勘定）	(429)	(399)
	（特別勘定）	(－)	(－)
	その他	0	0
	（一般勘定）	(0)	(0)
	（特別勘定）	(－)	(－)
	小計	1,997,681	2,191,179
	（一般勘定）	(1,997,681)	(2,191,179)
	（特別勘定）	(－)	(－)
危険準備金		21,800	23,652
合計		2,019,481	2,214,832
	（一般勘定）	(2,019,481)	(2,214,832)
	（特別勘定）	(－)	(－)

(3)責任準備金残高の内訳

（単位：百万円）

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2012年度末	1,870,054	127,626	－	21,800	2,019,481
2013年度末	2,065,989	125,190	－	23,652	2,214,832

(4)個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

（単位：％）

		2012年度末	2013年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成８年大蔵省告示第48号に定める方式	同左
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	同左
積立率（危険準備金を除く）		100.0	100.0

（注）1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。
なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	511,670	1.65%～3.10%
2001年度～2005年度	600,537	1.30%～1.75%
2006年度～2010年度	732,595	1.00%～1.75%
2011年度	157,838	0.80%～1.75%
2012年度	135,216	0.80%～1.75%
2013年度	52,003	0.70%～1.75%

（注）1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く）を記載しています。
2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5)特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

（単位：百万円）

区分		個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
2012年度	当期首現在高	549	459	5,242	0	−	3	6,255
	利息による増加	1	1	0	−	−	−	2
	配当金支払による減少	40	46	5,240	0	−	2	5,330
	当期繰入額	△ 32	△ 79	5,932	0	−	1	5,822
	当期末現在高	477	335	5,935	0	−	2	6,750
		(384)	(242)	(26)	(−)	(−)	(−)	(652)
2013年度	当期首現在高	477	335	5,935	0	−	2	6,750
	利息による増加	0	0	0	−	−	−	0
	配当金支払による減少	30	34	5,919	0	−	1	5,986
	当期繰入額	△ 20	△ 29	5,796	0	−	1	5,749
	当期末現在高	427	272	5,812	0	−	2	6,514
		(399)	(260)	(36)	(−)	(−)	(−)	(696)

（注）（　）内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

（単位：百万円）

区分		当期首残高	当期末残高	当期増減（△）額	計上の理由および算定方法（注）
貸倒引当金	一般貸倒引当金	39	12	△ 26	
	個別貸倒引当金	63	65	2	
	特定海外債権引当勘定	−	−	−	
退職給付引当金		1,318	1,609	290	
役員退職慰労引当金		59	50	△ 9	
価格変動準備金		3,406	3,912	506	

（注）計上の理由および算定方法については、貸借対照表の注記事項（101ページ）に記載しております。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

（単位：百万円）

区分			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金			35,500	−	−	35,500	
うち既発行株式	普通株式		(960千株)	(−千株)	(−千株)	(960千株)	
			35,500	−	−	35,500	
	計		35,500	−	−	35,500	
資本剰余金	資本準備金		13,214	−	−	13,214	
	その他資本剰余金		30,473	−	−	30,473	
	計		43,688	−	−	43,688	

(10) 保険料明細表

（単位：百万円）

区分	2012年度	2013年度
個人保険	366,723	363,892
（うち一時払）	(22,710)	(12,455)
（うち年払）	(126,582)	(119,973)
（うち半年払）	(1,427)	(1,494)
（うち月払）	(216,003)	(229,968)
個人年金保険	38,087	35,820
（うち一時払）	(17)	(17)
（うち年払）	(11,600)	(8,580)
（うち半年払）	(181)	(227)
（うち月払）	(26,287)	(26,994)
団体保険	16,552	17,009
団体年金保険	18	16
その他共計	421,387	416,743

(11)保険金明細表

（単位：百万円）

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2013年度合計	2012年度合計
死亡保険金	18,263	5	5,732	−	−	0	24,000	21,934
災害保険金	90	−	2	−	−	−	93	190
高度障害保険金	2,095	−	476	−	−	−	2,571	1,463
満期保険金	15,417	−	−	−	−	−	15,417	18,181
その他	−	−	1,753	−	−	−	1,753	1,781
合計	35,867	5	7,965	−	−	0	43,837	43,551

(12)年金明細表

（単位：百万円）

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2013年度合計	2012年度合計
年金	2,679	7,203	66	5	−	−	9,954	8,581

(13)給付金明細表

（単位：百万円）

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2013年度合計	2012年度合計
死亡給付金	−	500	−	5	−	−	505	452
入院給付金	4,721	2	4	−	−	0	4,729	4,444
手術給付金	3,384	3	−	−	−	−	3,387	3,216
障害給付金	11	−	1	−	−	−	13	33
生存給付金	2,398	1	−	−	−	−	2,399	2,412
その他	1,505	0	−	33	−	−	1,539	1,505
合計	12,021	507	5	38	−	0	12,574	12,065

(14)解約返戻金明細表

（単位：百万円）

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2013年度合計	2012年度合計
解約返戻金	90,437	6,277	−	−	−	−	96,715	99,504

(15)減価償却費明細表

（単位：百万円）

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	6,158	888	4,275	1,882	69.4%
建物	542	166	283	259	52.2%
リース資産	1,614	269	915	698	56.7%
その他の有形固定資産	4,001	452	3,077	924	76.9%
無形固定資産	9,304	1,572	5,264	4,039	56.6%
その他	−	−	−	−	−
合計	15,462	2,460	9,540	5,922	61.7%

(16)事業費明細表

（単位：百万円）

区分	2012年度	2013年度
営業活動費	35,798	33,555
営業管理費	5,660	5,799
一般管理費	32,104	31,721
合計	73,563	71,075

（注） 1. 2012年度生命保険契約者保護機構に対する負担金　351百万円
2. 2013年度生命保険契約者保護機構に対する負担金　361百万円

(17)税金明細表

（単位：百万円）

区分	2012年度	2013年度
国税	2,818	2,751
消費税	2,164	2,111
地方法人特別税	564	555
印紙税	87	83
登録免許税	−	−
その他の国税	2	0
地方税	1,364	1,334
地方消費税	541	527
法人住民税	−	−
法人事業税	733	720
固定資産税	22	16
不動産取得税	−	−
事業所税	57	61
その他の地方税	10	8
合計	4,183	4,086

(18)リース取引

［通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引］

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

（単位：百万円）

区　　分	2012年度末		2013年度末	
	その他の有形固定資産	合　計	その他の有形固定資産	合　計
取得価額相当額	428	428	3	3
減価償却累計額相当額	428	428	3	3
期末残高相当額	0	0	－	－

（注）取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

②未経過リース料期末残高相当額

（単位：百万円）

区　　分	2012年度末			2013年度末		
	1年以内	1年超	合　計	1年以内	1年超	合　計
未経過リース料期末残高相当額	0	－	0	－	－	－

（注）未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

③支払リース料および減価償却費相当額

（単位：百万円）

区　　分	2012年度	2013年度
支払リース料	8	0
減価償却費相当額	8	0

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(19)借入金等残存期間別残高

（単位：百万円）

区　　分		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合　計
2012年度末	借入金	－	－	－	－	－	－	－
	債券貸借取引受入担保金	224,733	－	－	－	－	－	224,733
2013年度末	借入金	－	－	－	－	－	－	－
	債券貸借取引受入担保金	229,164	－	－	－	－	－	229,164

4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1)資産運用の概況

①2013年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2013年度のわが国経済は、堅調な国内需要により緩やかな回復基調となっています。海外経済に一部緩慢さが残っていることから、海外需要は低迷したものの、個人消費・住宅投資等に消費税引き上げ前の需要が観られ、堅調な推移となっています。

国内金利（10年国債利回り）は、期初に0.5%台で始まりましたが、日本銀行の質的量的金融緩和の影響で、一時大きく変動する展開となりました。その後は、日本銀行による国債買入れの影響が大きく、低水準での推移となり、期末は0.64%となりました。

為替市場は、期初に対ドル94円台で始まり、日米の金融政策の方向性の違いから円安傾向が継続し、年末にかけて対ドル105円台となり、その後は調整し、期末は対ドル102.92円となりました。

株式市場（日経平均株価）は、期初に1万2千円台で始まり、日本銀行の金融緩和による円安基調や国内景気の堅調な推移から、年末にかけて1万6千円台まで上昇したものの、ウクライナ情勢等の海外要因から調整し、期末は14,827.83円でした。

ロ. 当社の運用方針

〔基本方針〕

当社の資産運用においては、資産の健全性を重視しつつ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としています。

〔運用対象〕

上記の基本方針に基づき、負債特性を踏まえ、当社は国内の公社債を主な運用対象としています。運用対象の内訳につきましては、その大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券としていますが、一部を外貨建債券に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。

なお、債券購入に際しては、金利リスク・信用リスク等のリスクを分析し、安全性と収益性に留意した上で銘柄を選択しています。

また、保険約款貸付以外の融資および不動産投資については、現在行っていません。

ハ. 運用実績の概況

2013年度末における一般勘定資産の残高は、2兆6,360億円となりました。資産配分は公社債を中心に行い、その結果、公社債は2兆1,950億円（総資産に占める比率は83.3%）となりました。

また、2013年度は資産運用収益を415億円、資産運用費用を11億円計上した結果、一般勘定資産全体の運用利回りは 1.67%となりました。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

（単位：百万円）

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	24,522	1.0%	31,288	1.2%
買現先勘定	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	224,025	9.2%	228,706	8.7%
買入金銭債権	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	2,102,671	86.3%	2,285,544	86.7%
公社債	2,040,742	83.8%	2,195,065	83.3%
株式	869	0.0%	1,021	0.0%
外国証券	59,824	2.5%	86,295	3.3%
公社債	59,824	2.5%	86,295	3.3%
株式等	－	－	－	－
その他の証券	1,235	0.1%	3,161	0.1%
貸付金	47,656	2.0%	49,470	1.9%
保険約款貸付	47,656	2.0%	49,470	1.9%
一般貸付	－	－	－	－
不動産	238	0.0%	259	0.0%
繰延税金資産	－	－	－	－
その他	37,252	1.5%	40,861	1.6%
貸倒引当金	△102	△0.0%	△78	△0.0%
合計	2,436,264	100.0%	2,636,052	100.0%
うち外貨建資産	60,246	2.5%	86,889	3.3%

ロ. 資産の増減

（単位：百万円）

区分	2012年度	2013年度
現預金・コールローン	△1,285	6,766
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	45,346	4,680
買入金銭債権	－	－
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
有価証券	254,429	182,873
公社債	237,180	154,323
株式	328	151
外国証券	16,698	26,471
公社債	16,698	26,471
株式等	－	－
その他の証券	221	1,926
貸付金	1,330	1,813
保険約款貸付	1,330	1,813
一般貸付	－	－
不動産	8	20
繰延税金資産	△415	－
その他	192	3,609
貸倒引当金	△6	24
合計	299,601	199,788
うち外貨建資産	16,748	26,643

(2)運用利回り

（単位：%）

区分		2012年度	2013年度
現預金・コールローン		0.01	0.02
買現先勘定		0.10	−
債券貸借取引支払保証金		0.02	0.02
買入金銭債権		−	−
商品有価証券		−	−
金銭の信託		−	−
有価証券		1.92	1.86
	うち公社債	1.92	1.69
	うち株式	2.33（2.33）	5.65（5.65）
	うち外国証券	1.76	6.58
貸付金		2.99	2.99
	うち一般貸付	−	−
不動産		−	−
一般勘定計		1.69（1.69）	1.67（1.67）

（注）1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益−資産運用費用として算出した利回りです。
2. 当利回りの算出においては、保険業法第112条評価益は分子に含めていません。なお、含めて算出した場合の運用利回りは、（　）内の数値となります。

(3)主要資産の平均残高

（単位：百万円）

区分		2012年度	2013年度
現預金・コールローン		36,467	29,057
買現先勘定		260	−
債券貸借取引支払保証金		204,311	202,524
買入金銭債権		−	−
商品有価証券		−	−
金銭の信託		−	−
有価証券		1,887,812	2,103,679
	うち公社債	1,839,649	2,035,499
	うち株式	511	514
	うち外国証券	46,652	65,839
貸付金		46,853	48,614
	うち一般貸付	−	−
不動産		237	244
一般勘定計		2,217,276	2,425,575
	うち海外投融資	46,652	65,839

(4)資産運用収益明細表

（単位：百万円）

区分	2012年度	2013年度
利息及び配当金等収入	34,238	36,885
商品有価証券運用益	−	−
金銭の信託運用益	−	−
売買目的有価証券運用益	−	−
有価証券売却益	6,177	4,690
有価証券償還益	11	−
金融派生商品収益	−	−
為替差益	−	−
貸倒引当金戻入額	−	22
その他運用収益	−	−
合計	40,427	41,598

(5)資産運用費用明細表

（単位：百万円）

区分	2012年度	2013年度
支払利息	302	306
商品有価証券運用損	−	−
金銭の信託運用損	−	−
売買目的有価証券運用損	−	−
有価証券売却損	2,511	756
有価証券評価損	−	−
有価証券償還損	−	−
金融派生商品費用	−	10
為替差損	4	0
貸倒引当金繰入額	6	−
貸付金償却	−	−
賃貸用不動産等減価償却費	−	−
その他運用費用	26	26
合計	2,851	1,100

(6)利息及び配当金等収入明細表

（単位：百万円）

区分	2012年度	2013年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	32,495	35,119
公社債利息	30,967	32,868
株式配当金	11	29
外国証券利息配当金	1,498	2,221
貸付金利息	1,400	1,452
不動産賃貸料	−	−
その他共計	34,238	36,885

(7)有価証券売却益明細表

（単位：百万円）

区分	2012年度	2013年度
国債等債券	6,130	2,266
株式等	−	315
外国証券	46	2,108
その他共計	6,177	4,690

(8)有価証券売却損明細表

（単位：百万円）

区分	2012年度	2013年度
国債等債券	1,775	756
株式等	−	−
外国証券	735	−
その他共計	2,511	756

(9)有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10)商品有価証券明細表

該当ありません。

(11)商品有価証券売買高

該当ありません。

(12)有価証券明細表

（単位：百万円）

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	1,310,930	62.3%	1,336,675	58.5%
地方債	93,959	4.5%	112,322	4.9%
社債	635,852	30.2%	746,067	32.6%
うち公社・公団債	305,520	14.5%	381,113	16.7%
株式	869	0.0%	1,021	0.0%
外国証券	59,824	2.8%	86,295	3.8%
公社債	59,824	2.8%	86,295	3.8%
株式等	–	–	–	–
その他の証券	1,235	0.1%	3,161	0.1%
合計	2,102,671	100.0%	2,285,544	100.0%

(13)有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

区分	2012年度末							2013年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
有価証券	104,450	160,431	230,254	217,057	481,161	909,316	2,102,671	77,052	156,478	219,263	256,050	545,123	1,031,574	2,285,544
国債	96,886	93,899	65,721	52,389	211,885	790,147	1,310,930	40,950	75,298	42,172	107,588	188,660	882,004	1,336,675
地方債	–	922	1,066	12,305	36,398	43,265	93,959	905	–	1,795	18,024	40,875	50,721	112,322
社債	6,960	62,831	156,848	136,884	198,531	73,797	635,852	32,767	80,226	163,400	109,709	265,299	94,664	746,067
株式						869	869						1,021	1,021
外国証券	604	2,778	6,618	15,477	34,345	–	59,824	2,429	953	11,895	20,729	50,287	–	86,295
公社債	604	2,778	6,618	15,477	34,345	–	59,824	2,429	953	11,895	20,729	50,287	–	86,295
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他の証券	–	–	–	–	–	1,235	1,235	–	–	–	–	–	3,161	3,161
買入金銭債権	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
譲渡性預金	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

※「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取り扱うものを含むこととしています。

(14)保有公社債の期末残高利回り

（単位：%）

区分	2012年度末	2013年度末
公社債	1.65	1.60
外国公社債	3.08	3.14

(15)業種別株式保有明細表

（単位：百万円）

区分		2012年度末		2013年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		–	–	–	–
鉱業		–	–	–	–
建設業		–	–	–	–
製造業	食料品	–	–	–	–
	繊維製品	–	–	–	–
	パルプ・紙	–	–	–	–
	化学	–	–	–	–
	医薬品	–	–	–	–
	石油・石炭製品	–	–	–	–
	ゴム製品	–	–	–	–
	ガラス・土石製品	–	–	–	–
	鉄鋼	–	–	–	–
	非鉄金属	–	–	–	–
	金属製品	–	–	–	–
	機械	–	–	–	–
	電気機器	–	–	–	–
	輸送用機器	–	–	–	–
	精密機器	–	–	–	–
	その他製品	–	–	–	–
電気・ガス業		–	–	–	–
運輸・情報通信業	陸運業	–	–	–	–
	海運業	–	–	–	–
	空運業	–	–	–	–
	倉庫・運輸関連業	–	–	–	–
	情報・通信業	–	–	–	–
商業	卸売業	–	–	–	–
	小売業	–	–	–	–
金融・保険業	銀行業	410	47.2%	390	38.2%
	証券、商品先物取引業	459	52.8%	628	61.5%
	保険業	–	–	–	–
	その他金融業	–	–	2	0.3%
不動産業		–	–	–	–
サービス業		–	–	–	–
合計		869	100.0%	1,021	100.0%

(16) 貸付金明細表

（単位：百万円）

区分	2012年度末	2013年度末
保険約款貸付	47,656	49,470
契約者貸付	41,344	43,160
保険料振替貸付	6,312	6,309
一般貸付	－	－
（うち非居住者貸付）	（ －）	（ －）
企業貸付	－	－
（うち国内企業向け）	（ －）	（ －）
国･国際機関･政府関係機関貸付	－	－
公共団体・公企業貸付	－	－
住宅ローン	－	－
消費者ローン	－	－
その他	－	－
合計	47,656	49,470

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

（単位：百万円）

区分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
2012年度	土地	－	－	－（－）	－	－	－	－
	建物	230	89	0（－）	80	238	227	48.8%
	リース資産	1,204	5	0（－）	265	943	645	40.6%
	建設仮勘定	－	－	－（－）	－	－	－	－
	その他の有形固定資産	1,258	457	24（－）	648	1,042	3,331	76.2%
	合計	2,692	552	25（－）	995	2,224	4,204	65.4%
	うち賃貸等不動産	－	－	－（－）	－	－	－	－
2013年度	土地	－	－	－（－）	－	－	－	－
	建物	238	263	76（73）	166	259	283	52.2%
	リース資産	943	24	－（－）	269	698	915	56.7%
	建設仮勘定	－	－	－（－）	－	－	－	－
	その他の有形固定資産	1,042	403	69（35）	452	924	3,077	76.9%
	合計	2,224	691	145（109）	888	1,882	4,275	69.4%
	うち賃貸等不動産	－	－	－（－）	－	－	－	－

（注）「当期減少額」欄の（　）内には、減損損失の計上額を記載しています。

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

（単位：百万円、棟）

区分	2012年度末	2013年度末
不動産残高	238	259
営業用	238	259
賃貸用	－	－
賃貸用ビル保有数	－	－

(24) 固定資産等処分益明細表

（単位：百万円）

区分	2012年度	2013年度
有形固定資産	1	3
土地	－	－
建物	－	－
リース資産	－	－
その他	1	3
無形固定資産	－	－
その他	－	－
合計	1	3
うち賃貸等不動産	－	－

(25) 固定資産等処分損明細表

（単位：百万円）

区分		2012年度	2013年度
有形固定資産		10	23
	土地	−	−
	建物	0	2
	リース資産	0	−
	その他	10	21
無形固定資産		−	10
その他		2	−
合計		13	34
	うち賃貸等不動産	−	−

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

イ. 外貨建資産

（単位：百万円）

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	59,824	100.0%	86,295	100.0%
株式	−	−	−	−
現預金・その他	−	−	−	−
小計	59,824	100.0%	86,295	100.0%

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

（単位：百万円）

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	−	−	−	−
現預金・その他	−	−	−	−
小計	−	−	−	−

ハ. 円貨建資産

（単位：百万円）

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	−	−	−	−
公社債(円建外債)・その他	−	−	−	−
小計	−	−	−	−

ニ. 合計

（単位：百万円）

海外投融資	59,824	100.0%	86,295	100.0%

（注）「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

（単位：百万円）

区分	2012年度末								2013年度末							
	外国証券						非居住者貸付		外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等						公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	16,948	28.3%	16,948	28.3%	−	−	−	−	35,164	40.7%	35,164	40.7%	−	−	−	−
ヨーロッパ	22,320	37.3%	22,320	37.3%	−	−	−	−	31,101	36.0%	31,101	36.0%	−	−	−	−
オセアニア	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
アジア	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
中南米	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
中東	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
アフリカ	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
国際機関	20,555	34.4%	20,555	34.4%	−	−	−	−	20,029	23.2%	20,029	23.2%	−	−	−	−
合計	59,824	100.0%	59,824	100.0%	−	−	−	−	86,295	100.0%	86,295	100.0%	−	−	−	−

③外貨建資産の通貨別構成

（単位：百万円）

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	54,942	91.8%	80,659	93.5%
ユーロ	4,881	8.2%	5,636	6.5%
合計	59,824	100.0%	86,295	100.0%

(28)海外投融資利回り

（単位：%）

2012年度	2013年度
1.76	6.58

(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30)各種ローン金利

該当ありません。

(31)その他の資産明細表

（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
会員権	24	−	−	−	24	
その他	0	−	−	−	0	
合計	24	−	−	−	24	

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の保有する資産は一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「Ⅴ. 9. 有価証券等の時価情報(会社計)」の内容と相違ありません。Ⅴ. 9. の欄をご参照ください。

Ⅶ. 会社の運営

1. リスク管理の体制

35ページに掲載しています「リスク管理体制」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

32ページに掲載しています「コンプライアンス(法令等遵守)の体制」をご参照ください。

3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法ならびにその合理性および妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、当社では支払率に関するストレステストを実施し、責任準備金の積み立てがそのテストに合格する水準であることを確認しています。

具体的には、第三分野保険の過去の支払実績から将来の支払率を推計し、これに統計処理から得られる100年に1度程度の大幅な支払増加が加わるものとして、今後10年間で支払いに不足が生じないことを確認しています。将来の支払率の推計においては、悪化トレンドがあればその傾向が続くものとするなど、保守的な分析手法を用いています。

なお分析に用いた支払率、分析の単位とした給付区分などを含め、分析手法が合理的かつ妥当なものであることをリスク管理委員会に報告するとともに、保険業法の規定にしたがい、保険計理人がこれを確認しています。

4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称

44ページに掲載しています「金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について～生命保険相談所のご案内～」をご参照ください。

5. 個人データ保護について

37ページに掲載しています「個人情報の取り扱い」をご参照ください。

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

28ページに掲載しています「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」をご参照ください。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅸ. 会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

ディスクロージャー誌　三井住友海上あいおい生命の現状2014

2014年7月発行
三井住友海上あいおい生命保険株式会社　企画部

〒103-0027　東京都中央区日本橋3-1-6
TEL：03-3273-0101（大代表）
URL：http://www.msa-life.co.jp

2014年10月1日より本社を以下に移転します。
〒104-8258　東京都中央区新川2-27-2（東京住友ツインビルディング西館）
TEL：03-5539-8300（大代表）

www.msa-life.co.jp

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

【MS】B9280【AD】99-280　14,500　2014.06.18　（新・一）　62

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C014687